

平成23年度

包括外部監査の結果報告書及び
これに添えて提出する意見

「補助金等に関する事務の執行について」

高知市包括外部監査人

公認会計士 橋本 誠

目次

第1. 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件及び監査対象期間	1
(1) 選定した特定の事件	1
(2) 包括外部監査対象期間	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 包括外部監査の方法	2
(1) 監査の要点	2
(2) 主な監査手続	2
5. 包括外部監査人補助者	2
6. 包括外部監査の実施期間	2
7. 利害関係	2
第2. 監査対象の概要	3
1. 補助金について	3
(1) 補助金の定義	3
2. 高知市の概要	3
(1) 高知市の概況	3
(2) 高知市の財政について	3
3. 高知市の補助金の概要	6
(1) 過去5年間の補助金額の推移	6
(2) 部局の補助金交付額	6
4. 監査手続の概要	7
第3. 監査の結果及び意見	8
1. 全市的な取組が必要な共通事項	8
2. 特定団体に対する運営費補助金	10
(1) 全般事項	10
(2) 高知市社会福祉厚生事業補助金（高知市社会福祉協議会）	12
(3) 高知市中小企業勤労者総合福祉推進事業補助金	15
(4) 高知市高年齢者就業機会確保事業費補助金	18
(5) 財団法人高知市環境事業公社の運営に対する補助金	21
(6) 財団法人高知市スポーツ振興事業団補助金	23
(7) 社団法人高知市観光協会振興事業費等補助金	25
(8) 高知市・姉妹友好都市交流事業費補助金	27
(9) 市の外郭団体に対する取組について	30
3. 町内会等の地域コミュニティー関連の補助金	32
(1) 全般事項	32
(2) 交通安全推進事業費補助金	33

(3) 高知市地区人権啓発推進委員会補助金.....	36
(4) 自治公民館運営補助金.....	39
(5) 体育奨励補助金.....	41
(6) 高知市青少年育成協議会事業費補助金.....	44
(7) 高知市町内会連合会運営事業費補助金.....	46
(8) 公衆街路灯電気料補助金.....	48
(9) 高知市自主防災組織育成強化事業費補助金.....	50
(10) 高知市防災施設等整備事業助成金.....	53
(11) 高知市社会福祉厚生事業補助金（民生委員児童委員事業）.....	55
4. 市職員への福利厚生関連の補助金.....	62
(1) 全般事項.....	62
(2) 高知市職員厚生会補助金.....	63
(3) 高知市水道局水陸会事業補助金.....	65
(4) 高知競輪従事員共済会に対する補助金.....	67
5. 市教職員への研修関連の補助金.....	70
(1) 全般事項.....	70
(2) 高知市学校教育に関する研究団体に対する補助金（高知市教育研究会）.....	71
(3) 高知市学校教育に関する研究団体に対する補助金（高知市夏季教職員研修会）.....	74
(4) 人権教育研修費補助金.....	76
6. 公営事業（競輪事業）関連の補助金.....	79
(1) 全般事項.....	79
(2) 高知県競輪選手発掘育成事業補助金.....	80
(3) 社団法人日本競輪選手会高知支部に対する補助金.....	83
7. 商工・観光振興関連の補助金.....	84
(1) 観光情報発信事業補助金.....	84
(2) 高知市役所よさこい祭り等参加事業費補助金.....	86
(3) 原宿表参道元氣祭スーパーよさこいチーム派遣事業補助金.....	88
8. 農業振興関連の補助金.....	90
(1) 全般事項.....	90
(2) 高知市営農支援事業費補助金.....	91
(3) 高知市農業用廃プラスチック類処理対策推進事業費補助金.....	93
(4) 土地改良事業並びに農道及び用排水路維持整備事業補助金.....	95
(5) 高知市園芸農業レンタルハウス整備事業費補助金.....	97
(6) 農業基幹営農者育成資金利子補給金.....	100
(7) 高知市農業近代化資金利子補給金.....	102
9. 福祉・医療関連の補助金.....	103
(1) 障害児放課後等支援事業費補助金.....	103
(2) 高知市グループホーム等整備事業費補助金.....	107
(3) 昭光園整備事業費元利償還金補給補助金.....	109
(4) 高知市救急医療支援事業補助金.....	110
(5) 高知市結核定期健康診断事業費補助金.....	112
(6) ちぐさ施設整備事業費補助金.....	113
(7) 心身障害児（者）扶養共済制度加入者保険料補助金.....	115
10. 保育・幼児教育関連の補助金.....	118
(1) 全般事項.....	118

(2) 民間児童福祉施設特別委託金.....	119
(3) ほのぼの保育事業援護費.....	121
(4) 早出・居残りパート職員雇用費補助金.....	123
(5) 民間保育所施設整備費元利償還金補給補助金.....	126
(6) 民営保育所借地料補助金.....	128
(7) 私立幼稚園運営等に関する補助金.....	130
1 1. その他の補助金.....	132
(1) 公衆浴場経営安定化事業費補助金.....	132
(2) 高知市廃止路線代替バス運行費補助金.....	136
(3) 高知市生活バス路線運行費補助金.....	138
(4) 高知市社会教育関係団体に対する補助金.....	139
(5) 高知市学校教育に関する研究団体に対する補助金（中学校体育連盟）.....	141
(6) 鏡川水泳補導所開設事業費補助金.....	142
第4. 総括意見.....	143
参考資料.....	144

本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。

第 1. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件及び監査対象期間

(1) 選定した特定の事件

補助金等に関する事務の執行について

(2) 包括外部監査対象期間

平成 22 年度（自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 23 年 3 月 31 日）。

ただし、必要に応じて過年度及び平成 23 年度の一部についても監査対象とした。

3. 事件を選定した理由

平成 22 年度の包括外部監査は、「委託料にかかる財務に関する事務の執行について」という事件が選定されている。当該事件を選定した理由について、前任の包括外部監査人は、次のように述べている。

高知市の過去の包括外部監査のテーマを分析すると昨年度のテーマを除いて、そのほとんどが個別の事業を対象としているものであった。このような事業別のテーマの場合、監査対象機関は少数の特定の部署となることがほとんどである。ところで、過去の外部監査の経験から、特定の部署を対象に指摘を行った場合、指摘の対象となっていない部署では直接的な対応をとらない傾向がうかがえた。これは高知市に限ったことではないが外部監査による指摘事項が市の事務執行全般に波及しにくい風土があったことは否定しにくい。

(以下省略)

前任の包括外部監査人の指摘は、非常に共感できる内容である。

包括外部監査における改善要望等が、行政機構の中で広く活用され、より一層の効果を挙げるためには、特定の機関や部署に対する指摘内容を市役所内で共有し、全市的な取組みとする必要があると感じるが、他自治体の包括外部監査を経験する中で、こうした取組みが十分に果たされたとは認識できなかった。

そこで、本年度の包括外部監査においては、全市的な取組みを促すことができる事件を選定することに主眼を置きつつ、市の財政事情を考慮した事件の選定を心がけた。

後述のように、高知市の 1 人当たり起債残高は、四国内の県庁所在市と比較して突出して高く、市財政の建て直しが喫緊の課題となっている。こうした中で、高知市は平成

21年に「新高知市財政再建推進プラン」を策定し、財政再建・収支改善に向けた様々な取組みを掲げている。

これらを総合的に勘案し、本年度の包括外部監査においては、「補助金等に関する事務の執行について」を特定の事件として選定した。

4. 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 法令等に対する合規性
- ② 財務事務の合規性及び効率性
- ③ 補助金交付の適正性

(2) 主な監査手続

- ① 全庁的なアンケート調査
- ② 関係書類の閲覧、照合、分析
- ③ 関係者からの状況聴取
- ④ 条例、規則等の準拠性についての検証

5. 包括外部監査人補助者

公認会計士	榎本	浩
公認会計士	金	一寿
その他	福井	智士
その他	品川	泰裕

6. 包括外部監査の実施期間

自平成23年7月22日 至平成24年3月29日

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2. 監査対象の概要

1. 補助金について

(1) 補助金の定義

高知市補助金等交付基準にて、補助金の定義は、「補助金、助成金、補給金等その名称にかかわらず、特定の事業・研究等を育成・助長するために、地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するもの」と定められている。

2. 高知市の概要

(1) 高知市の概況

市は国から中核市に指定されており、平成23年10月1日現在における状況は次のとおりである。

世帯数	154,305 世帯
総人口	342,754 人
男	159,088 人
女	183,666 人
世帯当たり人口	2.22 人

(2) 高知市の財政について

市は財政に対する取り組みとして、平成21年に「新高知市財政再建推進プラン」を策定した。「新高知市財政再建推進プラン」とは、

- ①国の制度改正や社会経済の変動にも対応する的確な財政収支見通しの策定、
 - ②未来の世代に負担を先送りしない、未来に明るい光の見える着実な財政再建に向けた収支改善策に基づく安定的で健全な財政構造の構築、
- という二つのテーマを主眼に置いた新たな財政計画である。

「新高知市財政再建推進プラン」を策定するに至った経緯及びその概要は、次のとおりである。

① 「新高知市財政再建推進プラン」を策定するに至った経緯

高知市では、基幹産業に乏しい脆弱な税財政基盤の中、投資的経費については、度重なる台風災害に対処するための浸水対策を中心に取り組んできた。

そのため、遅れていた都市基盤整備を行うための財源論議を経て、平成6年度頃から、土地区画整理事業、街路事業などの公共事業への重点的な取組を開始した。

加えて、平成10年の集中豪雨に伴う浸水対策、ダイオキシン規制に対応するための新清掃工場建設、国民体育大会のための体育施設整備、市民要望の高かった文化施設の建設等にも取り組んできた。

これらの事業は、国の経済対策と相まって集中的に実施してきたもので、この間の本市経済の下支えに貢献してきたものである。

しかし、この間の起債発行に伴う公債費の増加と、景気低迷、高齢化の進展等による扶助費の増加が財政負担を押し上げる要因となった。

また、これらの起債の償還財源としては、起債発行に伴い措置される交付税の増額により賄うものと見込んでいたものであるが、平成16年度から本格化された国の三位一体改革により交付額が相殺されるとともに、大都市での景気回復効果が及ばず市税収入が伸び悩む結果となった。

② 「新高知市財政再建推進プラン」の概要

財政再建・収支改善への取組目標として、「新高知市財政再建推進プラン」の中で次の内容を掲げている。

① 自立した財政

a 自主財源を中心とした歳入構造への転換

- ・ 市税及び税外収入の確保 … 徴収率・収納率の向上、税源の確保・涵養等
- ・ 受益者負担の適正化 … 使用料・手数料等の見直し
- ・ 自主財源の確保 … 市有財産の有効活用

b 事務事業のスクラップアンドビルドの徹底

- ・ 総人件費の大幅な削減 … 定員管理の徹底
- ・ 事務事業の徹底的な見直し … 行政評価の活用等
- ・ 事業のアウトソーシング … アウトソーシング推進計画の着実な実行

② 持続可能な財政

a 市債発行及び残高の抑制並びに特別会計、外郭団体を含む将来負担の軽減

- ・ 市債の計画的な発行抑制 … 投資的経費の抑制
- ・ 減債基金への計画的な積立による公債費負担の軽減
- ・ 外郭団体の長期借入金の縮減 … 外郭団体資産の取得・処分の推進

b 財政構造の転換

- ・ 将来負担も含めた的確な財政見通しに基づく予算編成
- ・ 財政健全化法四指標、経常収支比率などの財政指標の適正化
- ・ 特別会計・外郭団体の自立促進

④分かりやすい財政

a 分かりやすい財政状況の提供と説明

- ・ 広報紙・ホームページ等を通じた財政情報の提供
- ・ (仮称) 出前財政講座の開催など、財政情報・財政状況を直接市民・職員等に説明する機会の設定

b 公会計制度への対応

- ・ 貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務諸表4表の作成

これらの施策を実施することを前提として、次のような収支改善計画を立案している。

(単位：億円)

年度	H23	H24	H25	計
さらなる人件費の削減	3.9	5.0	5.0	13.9
職員数の削減・アウトソーシング	1.6	2.6	2.6	6.8
職員給与独自減額・時間外削減	1.4	1.4	1.4	4.2
議員定数の削減	0.9	1.0	1.0	2.9
さらなる行財政改革の推進	0.3	0.8	1.6	2.7
事務事業見直し(消費的経費)	0.3	0.8	1.6	2.7
公共事業の抑制	13.0	4.1	5.9	23.0
投資的経費の削減	13.0	4.1	5.9	23.0
徴収率の向上・新たな収入の確保	19.0	21.9	33.3	74.2
市税徴収率向上	0.5	0.5	0.5	1.5
市有財産の売り払い	0.0	2.0	3.6	5.6
使用料・手数料・広告料	0.6	1.1	1.1	2.8
基金の活用	5.9	7.0	18.3	31.2
退職手当債	12.0	11.3	9.8	33.1
合計	36.2	31.8	45.8	113.8

(出典：高知市ホームページ「平成23年度当初予算・3月議会提出議案の概要」)

【参考資料】

四国4市の起債残高比較(平成22年度普通会計決算)

(単位：千円、人)

	高松市	松山市	徳島市	高知市
金額	145,425,855	168,594,858	91,573,040	237,503,933
人口	423,462	515,599	258,013	339,130
1人当たり金額	343	327	355	700

3. 高知市の補助金の概要

(1) 過去5年間の補助金額の推移

過去5年間の補助金実績総額（一般会計・特別会計）は次のとおりである。

（単位：千円）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計	3,171,969	3,158,830	3,174,436	3,510,789	3,448,368
特別会計	98,350	120,781	404,540	32,207	35,840
合計	3,270,319	3,279,611	3,578,976	3,542,996	3,484,208

平成20年度から平成21年度にかけて、一般会計補助金額が3億3,635万円増加しているのは、ユズ搾汁施設整備事業費補助金として1億9,121万円交付したこと、障害福祉サービス事業所施設整備事業費補助金を1億7,000万円増額したことが主要因である。

平成20年度にて、特別会計補助金額が多額となっているのは、競輪従事員離職餞別金助成費として3億5,223万円の支出が発生したことが主要因である。

なお、参考資料「平成22年度の補助金明細」に記載されている予算合計42億円と、上表平成22年度決算額との差額は、特別養護老人ホーム等整備事業費補助金の予算額が6億8,376万円であったのに対し、決算額が2億2,200万円であり、予算額と決算額の間で4億6,176万円の差異が生じていたことが主要因である。これは、当該補助金の執行金額が事業主体の整備進捗状況に左右されるためである。

(2) 部局の補助金交付額

平成22年度における部局の補助金交付額（一般会計・特別会計）は、次のとおりである。

（単位：千円）

部局名	一般会計	特別会計	合計
財務部	4,321	-	4,321
総務部	33,152	-	33,152
市民協働部	238,943	-	238,943
健康福祉部	1,908,334	-	1,908,334
商工観光部	350,243	12,836	363,079
都市建設部	230,151	23,004	253,155
環境部	170,438	-	170,438
教育委員会	301,225	-	301,225
農林水産部	210,166	-	210,166
市議会	1,305	-	1,305
農業委員会	90	-	90
小計	3,448,368	35,840	3,484,208
水道局（*1）			5,816
合計			3,490,024

（*1）水道局は財源が水道代金であり、高知市の補助金管理資料の中には含まれていないが、監査対象としているため、別枠で記載している。

4. 監査手続の概要

市が交付する補助金について、所管課や交付先等が記載された一覧リストが正式に整備されていなかったため、行政改革推進課が情報公開用に作成している補助金リストを入手した。

その上で、市役所の全部署に質問書（本報告書末尾の参考資料参照）を送付し、回答を得ると共に、行政改革推進課が作成したリストと照合を実施し、監査対象に漏れがないかの確認を実施した。また、質問書の回答を入手するにあたっては、交付要綱、交付申請書、交付決定通知書、事業計画書、実績報告書等の関連資料を入手した。

平成 22 年度当初予算額が 1 百万円以上の補助金を対象とし、各所管課へのヒアリング及び関係資料の確認等を実施した。ただし、1 百万円未満の補助金であっても、監査過程で検討が必要であると判断した場合には、その都度監査の対象としている。

<参考：用語の整理>

本報告書において記載する「補助金の性格」の内容は、次のとおりである。

補助金の性格	補助金の交付元
国庫補助	国・高知県・高知市または国・高知市
県補助	高知県・高知市
市単独	高知市
他市町村との協調	高知市・高知県内の他市町村

第3． 監査の結果及び意見

1． 全市的な取組が必要な共通事項

1) 補助対象経費の執行確認について（結果）

各所管課では、補助対象経費が適切に執行されたかを主に次の方法で確認していた。

- a) 領収書や工事完了届け等の証憑書類を入手
- b) 監事監査等の監査報告書を入手

上記 a) においては、①補助対象者への指導を通して証憑書類を入手し確認している場合、②補助対象者が任意に提出している証憑書類のみを確認している場合、③入手していない場合など、確認方針が統一されていなかった。

証憑書類を確認することは、補助対象経費の実在性を確認するうえで重要な手続であり、一定金額以上のものは証憑書類を入手するといった、全市的な方針を設ける必要がある。

また、上記 b) においても、入手している場合もあれば、入手していない場合もあった。監事監査報告書を入手することで、補助対象団体において相互牽制が機能していることを間接的に確認することが可能であるため、監事監査報告書を入手すべきである。

なお、補助金交付要綱において、監事監査の実施を要件としていない事例が散見されたため、要綱に監査の実施を規定する必要がある。

2) 補助対象経費の非効率な執行有無の確認について（結果）

補助対象経費の執行状況を確認するために、補助対象団体の決算書を確認したところ、歳入（収入）と歳出（支出）が同額となっており、収支差額がゼロ円となっている事例が散見された。

一般的な経済活動を前提とすれば、1円の収支差額もでないという事態は極めて異例と考えられるが、多くの場合、所管課はこうした理由を的確に把握できていなかった。

こうした状況では、補助対象団体において補助金を年度内で使い切るための非効率な支出があるのでないかという疑問を持たざるを得ない。

今後は、非効率な支出がなされていないかの視点を加味した上で、収支差額がゼロ円となっている理由を確認する必要がある。

3) 補助金リストの作成と公表について（意見）

本監査にあたり、全市的な補助金リスト（予算・決算ベース）の有無を確認したところ、そうした資料は存在せず、行政改革推進課が情報公開用に作成している一覧表（当初予算ベース）があるのみであった。

補助金がどういった趣旨で、どういった団体に、どれくらい交付されているかを一元的に把握し、時系列比較することは、各種の行政改革を実施する上では、極めて有意義であると考えられる。また、こうした情報は、市民が適切な団体に補助金が交付されているかを自ら点検できる材料になり、市民サービスの状況を間接的に確認することもできるものと考えられる。

今後は、全市的な補助金リストを当初予算ベースで公表した後、補正予算・決算の情報を追加したものを作成し、再度公表する必要がある。

なお、全市的な補助金リストには水道局が交付する補助金は含まれないため、水道局も上記の補助金リストと同様に取り扱う必要がある。

4) 補助金の一時中断について（意見）

多種多様な団体に対して、運営費補助金や、実質的に運営費補助金と同様の性質を有していると思われる補助金が交付されていた。

こうした中で、補助対象団体の中には一定の経済的資力があると推測されるケースも散見された。

本監査では、こうした特定団体への運営費補助金等を交付するにあたり、対象団体の財務状況に応じた補助金を交付すべき旨を提言している。

詳細は、「2. 特定団体に対する運営費補助金」における「(1) 全般事項」に記載しているが、全市一体となって取組むべきである。

5) 補助金の交付方法について（意見）

町内会に代表される地域コミュニティに対して、各種の補助金が交付されているが、補助総額を対象団体数に応じて均等配分しているため、一団体当たりの補助額が僅少ではあるものの、補助金総額は一定額以上となっている事例が散見された。

本監査では、こうした事例について、より補助効果を発揮できると思われる方策の模索を提言している。

詳細は、「3. 町内会等の地域コミュニティ関連の補助金」における「(1) 全般事項」に記載しているが、全市一体となって取組むべきである。

6) 市職員への福利厚生事業に係る補助金の調査について（意見）

市職員の退職後の生活安定を図るための事業に対する補助金交付等、市民感覚から乖離していると言わざるを得ない補助金交付の事例が見受けられた。

市職員への福利厚生事業に係る補助金について、全市的な調査を実施すべきである。

詳細は、「4. 市職員への福利厚生関連の補助金」における「(1) 全般事項」に記載しているが、全市一体となって取組むべきである。

2. 特定団体に対する運営費補助金

(1) 全般事項

1) 概要

ここでは、特定団体に対する運営費補助金や実質的に運営費補助金と考えられるものを取り上げている。

また、運営費補助金を受領している市の外郭団体について、平成20年3月の「外郭団体見直し方針」、平成17年3月の「指定管理者制度対応方針」に対する状況確認も併せて実施している。

2) 全体意見

①補助金の一時中断について（意見）

特定団体への運営費補助金や、実質的に運営費補助金と同様の性質を有しているもの（本項では以下「運営助成目的の補助金」という。）を検証した結果、一定の余剰金を有している団体が散見された。余剰金の概念は団体が準拠すべき会計基準等によって若干の相違はあるが、基本的には繰越収支差額と積立金の合計としている。なお、積立金とは財団法人等における特定資産を含み、使用時期や目的が明確でないものはすべて含めるものと考えている。

運営助成目的の補助金を受けている団体は、補助金がなければ資金が枯渇し事業継続ができないと考えられるが、実際にはこうした団体において一定以上の余剰金が生じている。これは、運営助成目的の補助金を受けている団体において自己収入があるケースや団体の自助努力（経費削減等）で余剰金が生じているケース等、さまざまな要因が想定され、一律にこれを判断することは困難である。

一方で、運営助成目的の補助金を受けている団体が多額の余剰金を持つことは、一定期間でも補助金によらない団体運営が可能であることを示唆している。公益性等に配慮して特定団体の運営を助成するために補助金を交付する趣旨は理解できるが、当該団体に一定の資金が留保されることは、経済合理性を欠くことになると考えられる。

監査の過程で、一度予算措置がされなくなると、その後の予算措置が困難になるという事例がある旨の説明を受けることが多くあった。こうした事態を回避するために、一定額以上の余剰金を有する団体に対しても運営助成目的の補助金を交付し続けている側面があるとも推測される。

今後は、一定額以上の余剰金がある団体については、運営助成目的の補助金交付を一時中断し、一定期間は余剰金による団体運営を図るべきである。そして、余剰金が一定水準以下になった時点で、当該団体が補助金交付団体に適するのであれば、再度、補助金を交付する対応をすべきである。

②補助金交付の一時中断を導入するにあたっての留意事項（上記意見の補足）

上記で述べた補助金交付の一時中断を検討するにあたっては、対象団体の資金繰りに支障がない範囲で、次のような考え方に基づいた運用を実施すべきと考える。

（例）

支出の部		収入の部	
支出	1,300	自己収入	300
		補助金収入	1,000
次期繰越収支差額	4,000	前期繰越収支差額	4,000
支出合計	5,300	収入合計	5,300

本例で補助金が交付されない場合の単年度収支は△1,000（＝自己収入300－支出1,300）の赤字であり、これを運営助成目的の補助金で補填している状況である。一方で、次期繰越収支差額が4,000あるため、仮に補助金1,000が交付されないとしても、3年程度（繰越収支差額4,000÷単年度収支△1,000＝4年）は資金不足に陥る懸念はないと考えられる。

こうした場合には、繰越収支差額が団体運営に必要な補助額の1年程度の水準になるまで、補助金の交付を一時中断することとする。

本例においては、当面3年間を補助金交付の中断期間とし、繰越収支差額の水準が1,000程度になると見込まれる年度において、再度、運営助成目的の補助金を交付することになる。

なお、こうした判定は前年度の決算数値や決算見込数値を用いて毎年度実施し、見込値を用いた場合には事後的に実績と比較し大きな乖離がないことを確認することが必要である。

(2) 高知市社会福祉厚生事業補助金（高知市社会福祉協議会）

1) 補助金の概要

①概説

市が高知市社会福祉協議会（本項では以下「市社協」という。）に対して、運営に要する経費を対象に交付する補助金である。市社協は社会福祉法第 109 条に基づく「市町村社会福祉協議会」であり、補助金及び委託事業における受託料を市から受領している。また、高知市障害者福祉センター等の 5 つの福祉センターの指定管理者となっており、市から指定管理料を受領している。その他、介護事業も実施しており、介護保険にかかる収入を得ている。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	健康福祉部 健康福祉総務課
補助対象事業	高知市社会福祉協議会が行う事業		
根拠法令等	高知市社会福祉厚生事業補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	52,330	60,108	52,655
（うち、市補助金）	52,330	60,108	52,655
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	44,998	48,465	46,415
（うち、市補助金）	44,998	48,465	46,415
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

平成 22 年度における市社協の決算状況は次のとおりである。

【収支状況】

(単位：千円)

	一般会計				特別会計	総計	
	法人運営 事業	介護保険 事業	その他 事業	合計	身体障害 者通所授 産所		
経常活動	収入	109,220	248,841	173,904	531,968	35,180	567,149
	(うち、補助金)	47,818	734	-	48,553	-	48,553
	支出	104,585	197,855	158,035	460,476	25,632	486,108
	収支差額	4,635	50,986	15,868	71,491	9,548	81,040
施設整備	収入	-	240	-	240	-	240
	支出	-	775	1,107	1,882	105	1,987
	収支差額	-	△535	△1,107	△1,642	△105	△1,747
財務活動	収入	4,664	-	-	4,664	-	4,664
	支出	8,134	-	315	8,450	-	8,450
	収支差額	△3,469	-	△315	△3,785	-	△3,785
合計	収入	113,885	249,081	173,906	536,873	35,180	572,054
	支出	112,719	198,630	159,459	470,809	25,737	496,546
	収支差額	1,165	50,450	14,446	66,063	9,443	75,507
当期資金収支差額	1,165	50,450	14,446	66,063	9,443	75,507	
前期末支払資金残高	42,341	298,051	51,512	391,906	31,790	423,697	
当期末支払資金残高	43,507	348,502	65,959	457,970	41,234	499,204	

(注) 補助金収入の内訳は次のとおりであり、当該補助金は「事務費補助金」による収入である。

(単位：千円)

勘定科目	法人運営 事業	介護保険 事業	合計
国庫補助金	-	250	250
市補助金	47,818	484	48,303
(事務費補助金)	46,415	-	46,415
(福祉のまちづくり事業補助金)	1,003	-	1,003
(利用者負担額減免措置事業費補助金)	-	484	484
(社会福祉金庫事業費補助金)	400	-	400
合計	47,818	734	48,553

【財政状況】

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	556,573	流動負債	57,369
現金・預貯金	480,943	未払金	42,306
その他	75,630	その他	15,062
固定資産	485,650	固定負債	48,407
運営基金積立金	183,389	退職給与引当金	48,407
介護保険事業積立預金	120,000	その他	0
その他	182,261	純資産	936,448
合計	1,042,224	合計	1,042,224

2) 監査の結果及び意見

①補助金のあり方について（意見）

平成 22 年度の一般会計の当期資金収支差額は 66,063 千円であり、仮に補助金が交付されなかったとしても 17,510 千円（66,063 千円－48,553 千円）の資金収支差額があったことになる。

また、当期末支払資金残高が 499,204 千円、運営基金積立金が 183,389 千円、介護保険事業積立預金が 120,000 千円と、合計 8 億円（802,593 千円）以上の余剰資金も有している。

多額の余剰資金を抱える団体への補助金の交付については、補助の必要性、妥当性を踏まえつつ、余剰資金の積極的活用を図る視点で、補助金交付の一部取り止めも含め、早急に見直しを行うべきである。

(3) 高知市中小企業勤労者総合福祉推進事業補助金

1) 補助金の概要

①概説

財団法人高知勤労者福祉サービスセンター(本項では以下「クンペル高知」という。)に対する補助金である。

クンペル高知は、企業内部に共済機能のない中小企業が加入している団体であり、会員(中小企業の職員)1人につき入会金300円、会費月額500円を徴収することで事業を行っており、これの運営費として補助金を交付している。

クンペル高知の事業内容は、お祝金やお見舞金の交付等の在職中の生活安定事業、生活習慣病予防や人間ドック受診の受診補助等の健康の維持増進事業、従業員の退職金を積み立てる中小企業退職金共済制度等の老後の生活安定事業、パソコン教室や映画チケット等の割引や補助等の自己啓発及び余暇活動事業、居住用住宅取得の際の低利による貸付制度等の財産形成に係る事業である。

②要約表

補助金の性格	他市町村との協調	所管部局 所管課	商工観光部 商工振興課
補助対象事業	補助対象団体が行う管理及び健康の維持増進等に係る事業		
根拠法令等	高知市中小企業勤労者総合福祉推進事業補助金交付要綱		
補助金額(千円)	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助金の予算額	17,150	17,150	16,336
(うち、市補助金)	10,450	10,450	14,436
(うち、国・県補助金)	5,400	5,400	-
(うち、その他の補助金)	1,300	1,300	1,900
補助金の決算額	17,150	17,150	16,336
(うち、市補助金)	10,450	10,450	14,436
(うち、国・県補助金)	5,400	5,400	-
(うち、その他の補助金)	1,300	1,300	1,900

クンペル高知の収支計算書、貸借対照表は、次のとおりである。

収支計算書

(単位：千円)

支出の部		収入の部	
事業費支出	69,482	会費収入	34,338
管理運営費支出	15,647	事業収入	25,032
次期繰越収支差額	1,636	補助金収入（*1）	16,828
		その他の収入	4,500
		前期繰越収支差額	6,068
合計	86,766	合計	86,766

（*1）補助金収入の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

補助金名	高知市	南国市	合計
高知市中小企業勤労者総合福祉推進事業補助金	14,436	1,900	16,336
自立化支援事業補助金	300	—	300
入会金等補助金	171	21	192
合計	14,907	1,921	16,828

貸借対照表

(単位：千円)

資産の部		負債・正味財産の部	
流動資産合計	8,342	負債合計	6,705
基本財産（*2）	145,000	指定正味財産	284
特定資産（*3）	28,487	一般正味財産	174,860
その他固定資産	20		
合計	181,849	合計	181,849

（*2）定期預金等の換金性の高い資産から構成されている。

（*3）預金等の換金性の高い資産から構成されている。

当該補助金は、平成4年度に国庫補助事業（元々15年間の補助予定で3年間延長の計18年間）として開始したが、平成22年度に国庫補助事業が廃止されたため、激減緩和措置として補助金額を3,986千円増額し14,436千円となっている。市は今後5年間で補助金額を減少させ、5年後に平成21年度の水準（10,450千円）以下までにする方針である。

なお、クンペル高知に対しては、南国市も1,900千円（平成22年度）の補助金を交付している。

2) 監査の結果及び意見

①補助金のあり方について（意見）

平成 23 年 3 月 31 日現在の貸借対照表に、次の二つの目的で特定資産 28,487 千円が積立てられている。

- 一. 自立化に向けての取組に係る費用を支出するため
- 二. 記念事業実施の際の費用を支出するため

しかし、当該特定資産は具体的な計画に基づいた合理的な金額で計上されたものではなく、まさに運営費として積み立てられたものである。

平成 22 年度の当期収支差額は 4,431 千円の赤字であるが、当該年度において、補助金が交付されない場合の単年度収支に対する繰越金及び積立金の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

単年度収支(A)	繰越金(B)	積立金(C)	((B+C)/A)
△21,259	1,636	28,487	1.4年

(*) 単年度収支＝補助金を除く収入－支出

補助金が交付されない場合の単年度収支に対して 1.4 年の繰越金及び積立金しか有していないことから、1 年間補助金が交付されないとすると、運営自体は可能であるものの、1 年後には十分な繰越金及び積立金がない状態に陥る懸念があり、「1. 全市的な取組が必要な共通事項」の「4) 補助金の一時中断について」に記載した原則どおりに検討するならば、補助金の中断は行う必要はないと考えられる。

しかし、平成 22 年度に国庫補助金が廃止された理由が自立化であることを考慮すると、会費の値上げ等による自立化に向けた取り組みを促進させることが望まれる。

(4) 高知市高年齢者就業機会確保事業費補助金

1) 補助金の概要

①概説

社団法人高知市シルバー人材センター（本項では以下「センター」という。）に対する運営費補助金である。

センターは法律に基づき国や地方公共団体からの支援を受けている団体で、60歳以上の者が会員となり、当該会員に対して就業に関する情報提供や職業紹介等を実施しており、会員から年額2,400円の会費を徴収している。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	商工観光部 商工振興課
補助対象事業	補助対象団体の運営費，就業開拓推進事業費，安全就業特別経費		
根拠法令等	高知市高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助金の予算額	18,300	18,300	19,800
（うち、市補助金）	18,300	18,300	19,800
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	18,300	18,300	19,800
（うち、市補助金）	18,300	18,300	19,800
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

センターの収支計算書、貸借対照表は、次のとおりである。

収支計算書

(単位：千円)

支出の部		収入の部	
事業費支出	391,644	受託事業収入	397,653
管理費支出	44,146	独自事業収入	748
財政運営資金積立金支出	35,146	労働者派遣事業受託収入	1,732
次期繰越収支差額	20,767	会費収入	3,043
		補助金等収入（*1）	32,321
		その他収入	834
		財政運営資金取崩収入	35,146
		前期繰越収支差額	20,223
合計	491,704	合計	491,704

(*1) 内訳は、国庫補助金 12,200 千円、市補助金 19,800 千円、連合本部委託金 321 千円

貸借対照表

(単位：千円)

資産の部		負債・正味財産の部	
流動資産合計	53,380	負債合計	32,612
特定資産（*2）	35,146	指定正味財産	805
その他の固定資産	7,875	一般正味財産	62,984
合計	96,403	合計	96,403

(*2) 預金等の換金性の高い資産から構成されている。

センターには、昭和 58 年度から国庫補助金 18,300 千円が交付されていたが、国の事業仕分けの結果、3 分の 1 減額されることとなり、平成 22 年度から国庫補助金が 12,200 千円となっている。

国庫補助金が減額されたことに対応するため、市は平成 22 年度から平成 21 年度の補助金交付額に 1,500 千円加算して、これを平成 26 年度まで遡減しながら補助金を交付することとしている。

2) 監査の結果及び意見

①補助金の一時中断について（意見）

平成 22 年度の貸借対照表に特定資産 35,146 千円計上されていた。これは運営資金が不足した際の充当資金であり、多くが翌期に取り崩されるものであるとのことである。

平成 22 年度において、補助金が交付されない場合の単年度収支に対する繰越金及び積立金の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

単年度収支 (A)	繰越金 (B)	積立金 (C)	(B+C)/A
△31,780	20,767	35,146	1.8 年

(*) 単年度収支 = 補助金を除く収入 - 支出

補助金が交付されない場合の単年度収支に対して 1.8 年の繰越金及び積立金しか有していないことから、1 年間補助金が交付されないとすると、運営自体は可能であるものの、1 年後には十分な繰越金及び積立金がない状態に陥る懸念があり、「1. 全市的な取組が必要な共通事項」の「4) 補助金の一時中断について」に記載した原則どおりに検討するならば、補助金の中断を行う必要はないと考えられる。

今後、単年度収支が改善されることにより、計算結果が 2 年を超える状況となった際には、補助金を一時中断することが望まれる。

(5) 財団法人高知市環境事業公社の運営に対する補助金

1) 補助金の概要

①概説

財団法人高知市環境事業公社（本項では以下「公社」という。）の運営に対する補助金である。

補助対象経費は、し尿収集低効率地域の収集に要する経費から収集手数料を差し引いた損失額、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定に基づき派遣した職員に対して支給される管理職手当等である。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	環境部 環境政策課
補助対象事業	運営のために必要な事業		
根拠法令等	財団法人高知市環境事業公社の運営に対する補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	51,797	50,243	54,086
（うち、市補助金）	51,797	50,243	54,086
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	41,755	32,550	37,741
（うち、市補助金）	41,755	32,550	37,741
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

平成 22 年度の決算額の補助対象経費別内訳は次のとおりである。

（単位：千円）

内訳	決算額
し尿収集低効率地域の収集に要する経費	30,547
派遣職員に対して支給される管理職手当等	7,194
合計	37,741

また、平成 22 年度の公社の正味財産増減計算書及び貸借対照表は次のとおりである。

【正味財産増減計算書】

(単位：千円)

費用の部		収益の部	
事業費	398,576	基本財産運用益	29
管理費	86,524	事業収益	454,440
固定資産売却損	7	受取補助金等	37,741
当期一般正味財産増減額	7,568	雑収益	465
合計	492,676	合計	492,676

【貸借対照表】

(単位：千円)

資産の部		負債・正味財産の部	
流動資産	169,171	流動負債	57,899
基本財産	5,000	固定負債	8,628
特定資産	8,628	指定正味財産	10,000
その他固定資産	2,723	一般正味財産	108,995
合計	185,523	合計	185,523

2) 監査の結果及び意見

①補助金の過少交付について（結果）

し尿収集低効率地域の収集に要する経費について、公社の実績報告を閲覧したところ、補助金の交付額が実績額よりも次のとおり 978 千円過少であった。

(単位：千円)

交付額	実績額	差異
30,547	31,525	978

差異の発生理由について、担当課に質問したところ、公社の過去の税務調査において、実績額が確定するのは実務上当年度末の翌日以降であるとして、これを当年度の補助金収入に反映させる処理はできないと指摘されたためとのことであった。そのため、補助金交付申請額を当年度末までに見込で計算しており、その結果実績額との乖離が発生してしまっている。

公社に補助金として本来交付されるべき金額が交付されていない。

補助金を実績額で交付するため、補助金収入の税務上の処理について、税務当局と協議するよう公社を指導する必要がある。

(6) 財団法人高知市スポーツ振興事業団補助金

1) 補助金の概要

①概説

市の外郭団体である財団法人高知市スポーツ振興事業団（本項では以下「事業団」という。）に対する運営費補助金である。

事業団は、市の指定管理者として次の5施設の管理運営業務を受託すると共に、市からの受託事業として「市民スポーツレクリエーション祭」を実施するほか、自主事業としてスポーツ教室や健康づくり教室等の事業を実施している。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	教育委員会 スポーツ振興課
補助対象事業	財団法人高知市スポーツ振興事業団運営事業		
根拠法令等	財団法人高知市スポーツ振興事業団運営費補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	36,154	35,545	31,894
（うち、市補助金）	36,154	35,545	31,894
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	31,201	29,356	28,765
（うち、市補助金）	31,201	29,356	28,765
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

<事業団が指定管理者として管理運営している施設>

高知市総合運動場	高知市東部総合運動場	高知市針木運動公園
高知市城ノ平運動公園	高知市土佐山運動広場	

2) 監査の結果及び意見

①補助金積算の妥当性について（結果）

補助交付額の決定過程の資料を確認したところ、次の状況であった。

(単位：千円)

内容	金額
積算時の根拠資料	34,844
財政課との調整を経た交付決定額	31,894
補助金精算による決算額（*）	28,765

（*）交付決定額と決算額の差額 3,128 千円は、市に返還されている。

上記の積算時の根拠資料について詳細な内容を確認したところ、事業に直接関係しないと思われる項目が含まれていた。

(単位：円)

項目		積算資料の金額
消耗品費	コピー用紙	90,000
	図書費	50,000
	新聞代（12 ヶ月）	84,360
	月間体育施設（年間購読料）	14,490
印刷費	財団案内パンフ	273,000
	封筒 角	26,250
	財団冊子	31,500
	封筒 長	31,500
通信運搬費	事務用切手、メール便	80,000
賃借料	テレビ受信料（NHK）、CATV 受信料	65,000
合計		746,100

補助金交付要綱第 2 条は補助対象経費について、次のように規定しており、上記の項目も第 3 号に示す経費に該当する解釈も成立し得ると考えられる。

(1) 事業団の寄附行為に定める役員報酬
(2) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年条例第 43 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づき派遣した職員に対して支給される次の手当及び職員共済費
(3) 事業団の運営に要する経費
(4) その他事業団の寄附行為に定める事業の推進に要する経費

他方、厳しい市財政の中にあつて、事業団のコピー用紙や新聞代等までが補助金の積算に含まれている事実は、事業団に自己財源の確保に向けた自助努力を促す気があるのかを疑わざるを得ない。

最終的には、財政課との調整によって一定の減額がなされ、さらに精算によって約 3 百万円が市に返還されているものの、当初の積算内容を見る限り、交付要綱における「事業団の運営に要する経費」が拡大解釈されている感が拭えない。

早急に積算項目を検証し、交付要綱に規定されている「事業団の運営に要する経費」を厳格に解釈すべきである。

(7) 社団法人高知市観光協会振興事業費等補助金

1) 補助金の概要

①概説

高知市の観光振興のための諸事業の推進母体である社団法人高知市観光協会（本項では以下「協会」という。）に対し、運営費補助金を交付している。

平成 22 年度においては、上記の補助金の他、龍馬伝ブームにより、観光客が増加したことにより、観光客の利便性を図るための事業を実施したため、上記の他に 6 百万円の補助金を追加で交付している。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	商工観光部 観光振興課
補助対象事業	社団法人高知市観光協会観光振興事業費		
根拠法令等	社団法人高知市観光協会観光振興事業費等補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	99,333	113,432	110,068
（うち、市補助金）	99,333	113,432	110,068
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	94,589	111,934	108,549
（うち、市補助金）	94,589	111,934	108,549
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

協会の平成 22 年度の貸借対照表、正味財産増減計算書の概要は次のとおりである。

【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	公益会計	収益会計	合計	科目	公益会計	収益会計	合計
現金預金	12,543	5,087	17,633	流動負債	5,767	195	5,648
未収金	6,277	201	6,478	一般正味財産	13,095	27,029	40,125
特定資産(*1)	-	12,577	12,577				
その他固定資産	40	9,358	9,398				
合計	18,863	27,225	46,088	合計	18,863	27,225	46,088

(*1) 内容は定期預金である。

【正味財産増減計算書】

(単位：千円)

科目	公益会計	収益会計	合計	科目	公益会計	収益会計	合計
事業費支出	136,478	27,108	163,586	補助金収入	122,868	3,000	125,868
管理費支出	31,236	962	32,198	事業収入	35,149	37,116	72,265
その他の支出	1,558	528	2,086	会費収入	3,375	-	3,375
公益事業への繰入	-	12,300	12,300	その他の収入	117	223	340
次期繰越収支差額	13,055	5,093	18,148	収益事業からの繰入	12,300	-	12,300
				前期繰越収支差額	8,519	5,653	14,172
合計	182,328	45,992	228,320	合計	182,328	45,992	228,320

協会が実施している事業内容は、観光に係る誘致事業、宣伝事業、受入事業であり、そのうち収入を得ているものについては、収益会計に区分している。

また、上記貸借対照表に含まれる特定資産は、「よさこい祭り」本部追手筋棧敷席の老朽化に伴う買い替え費用及び観光協会実施事業において災害等における緊急時の修繕のため積み立てられている。棧敷席の買換えに伴い要する費用は、過去の実績から約 1,900 万円と見積もられている。

2) 監査の結果及び意見

①補助金の交付について（意見）

収益会計に区分される龍馬に大接近事業は、従来、入場料を徴収していなかったが、龍馬伝ブームにより観光客が増加した平成 21 年度、平成 22 年度は、100 円の入場料を徴収している。

また、当該事業に対しては、平成 21 年度、平成 22 年度の各年度において 3,000 千円の補助金が交付されている。

平成 22 年度の決算書及び事業報告を閲覧したところ、龍馬に大接近の入場者は 99,908 人であり、事業収入は入場者数に入場料 100 円を乗じた 999 万円であったと推測される。

他方、龍馬に大接近に係る事業支出は決算書上 848 万円となっており、当該事業は補助金の交付がなくても約 150 万円の利益があったと考えられる。

利益がでている事業に対する補助金は必要ないものと考えられるため、平成 21 年度、平成 22 年度に当該事業に対して交付されている補助金の合計 600 万円については、返還を求めることが望まれる。

(8) 高知市・姉妹友好都市交流事業費補助金

1) 補助金の概要

①概説

市と姉妹・友好都市との交流を推進する団体に対する事業費補助金である。交付先は、高知・フレスノ姉妹都市委員会（本項では以下「フレスノ」という。）、高知市・蕪湖市友好都市委員会（本項では以下「蕪湖」という。）、高知市・北見市姉妹都市委員会（本項では以下「北見」という。）及び高知市・スラバヤ市姉妹都市委員会（本項では以下「スラバヤ」という。）の4団体である。

市では、社会及び財政状況の変化に鑑み、平成17年度より補助金の一律削減を段階的に実施しており、平成22年度は15万円を各委員会に交付している。ただし、年度により、周年記念事業等の特別事業を実施する委員会に対しては、特別事業実施費用に対する補助金を別途交付している。平成22年度では、高知市・蕪湖市友好都市委員会に対して友好都市提携25周年記念事業補助金として267千円を交付している。

なお、各委員会の事務局は総務課内に設置されており、総務課員が事務処理を実施している。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局	総務部
		所管課	総務課
補助対象事業	姉妹・友好都市提携の趣旨の普及に関する事業 姉妹・友好都市に関する情報収集、関係団体との連絡・調整に関する事業 親善事業計画の立案及びその具体化に関する事業 姉妹・友好都市提携の目的を達成するために市長が必要と認める事業		
根拠法令等	高知市姉妹・友好都市交流事業費補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助金の予算額	720	600	1,163
（うち、市補助金）	720	600	1,163
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	623	600	836
（うち、市補助金）	623	600	836
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

平成 22 年度のフレスノ、蕪湖、北見及びスラバヤの収支は、次のとおりである。
 なお、各委員会の貸借対照表は作成されていない。

フレスノ (単位：千円)

支出		収入	
交流事業費	14	前年度繰越金	205
広報事業費	339	市補助金	150
会員事業費	123	会費収入	129
事務費	4	事業収入	81
次年度繰越金	82	雑収入	0
計	565	計	565

蕪湖 (単位：千円)

支出		収入	
交流事業費	340	前年度繰越金	86
広報事業費	8	市補助金	386
会員事業費	347	会費収入	148
事務費	47	事業収入	357
次年度繰越金	234	雑収入	0
計	978	計	978

北見 (単位：千円)

支出		収入	
交流事業費	145	前年度繰越金	212
広報事業費	8	市補助金	150
会員事業費	116	会費収入	106
事務費	4	事業収入	81
次年度繰越金	275	雑収入	0
計	549	計	549

スラバヤ (単位：千円)

支出		収入	
交流事業費	145	前年度繰越金	218
広報事業費	8	市補助金	150
会員事業費	105	会費収入	138
事務費	12	事業収入	81
次年度繰越金	315	雑収入	0
計	587	計	587

2) 監査の結果及び意見

①補助金の一時中断について（意見）

当該補助金は、実質的には各委員会に対する運営費補助的な性格を有している。

各委員会の平成 22 年度において、補助金が交付されない場合の単年度収支に対する繰越金及び積立金の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

団体	単年度収支 (A)	繰越金 (B)	積立金 (C)	(B+C) /A)
フレスノ	△272	82	808	3.2 年
蕪湖	△238	234	670	3.7 年
北見	△86	275	1,078	15.5 年
スラバヤ	△97	315	957	13.1 年

(*) 単年度収支＝補助金を除く収入－支出

各委員会とも、補助金が交付されない場合の単年度収支に対して 3 年を超える繰越金及び積立金を有しており、仮に補助金が交付されないとしても、フレスノ及び蕪湖については 2 年程度、北見及びスラバヤについては 10 年超は資金不足に陥る懸念はないと考えられる。

「1. 全市的な取組が必要な共通事項」の「4) 補助金の一時中断について」に記載したとおり、補助金の交付を一時中断することが望まれる。

(9) 市の外郭団体に対する取組について

1) 概要

市は、外郭団体に対する補助金や指定管理料について、次のような方針を掲げている。

名称	策定期期	概要
外郭団体見直し方針 ～健全な経営体制の 確立を目指して～	平成 20 年 3 月	基本的な考え方として、①役割の見直し、②組織の再編、③経営改善の推進を掲げ、団体ごとにその取組み内容を明記している。特に③に係る取組み内容として、補助金や委託費を抑制していく等の記載が散見される。
指定管理者制度対応 方針	平成 17 年 3 月	外郭団体が受託している公の施設管理運営について、外郭団体が経営改善に向けた抜本的な見直しを進めている場合は、平成 18 年 4 月の指定管理者の選定は当該外郭団体を選定できるが、次回（*）は公募を原則とする。

（*）3年間の指定管理者の選定が多く、平成 18 年度～平成 20 年度、平成 21 年度～平成 23 年度の状況を確認すると共に、平成 24 年度からの公募状況を確認した。

本監査では、こうした市の方針を踏まえた上で、「外郭団体見直し方針～健全な経営体制の確立を目指して～」において、補助金等を抑制する旨の記載がみられた次の団体について、補助金の状況及び指定管理の公募状況を確認した。

（単位：千円）

対象外郭団体	所管課	平成 22 年度の 運営費補助金等
財団法人 高知市スポーツ振興事業団	教育委員会 スポーツ振興課	28,765
財団法人 高知市文化振興事業団	教育委員会 生涯学習課	5,499
財団法人 高知市都市整備公社	都市建設部 都市建設総務課	41,109
財団法人 高知市環境事業公社	環境部 環境政策課	37,741
財団法人 高知県食鳥検査センター（*1）	健康福祉部 生活食品課	6,474

（*1）市の中核市移行に伴い県から権限移譲を受けたため、名称が「高知県」となっている。

2) 監査の結果及び意見

①指定管理者の公募について（意見）

財団法人高知市スポーツ振興事業団は、平成 18 年度から平成 23 年度まで高知市総合運動場等の 5 施設の指定管理者として選定されているが、当該選定にあたって公募はなされていなかった。

市はプロ野球のキャンプ誘致等において実績と経験のある当事業団が指定管理者として適切であり、プロ野球のキャンプを継続的に獲得するため、平成 24 年度以降の 3 年間も公募はしない方針であった。

また、財団法人高知市都市整備公社は、平成 18 年度から平成 23 年度まで桂浜公園駐車場やわんぱく高知の指定管理者として選定され、桂浜公園や市内公園の管理業務の委託も受けているが、当該選定にあたって公募はなされていなかった。

市は公園管理の実績と経験のある当公社が指定管理者として適切であり、平成 24 年度以降の 3 年間も公募はしない方針であった。

先にも触れたように、市は「指定管理者制度対応方針」において、自ら「平成 18 年 4 月以降の指定管理者の選定は公募を原則とする」旨を宣言している。平成 18 年度以降 9 年間も公募がされず、両外郭団体に対して数千万円もの運営費補助金を交付するという事実は、随意契約と変わる所はない。

市民に向けて公表する資料において、原則公募という方針を掲げたのであれば、こうした方針を遵守すべきであり、プロ野球キャンプ誘致等の一定の行政施策の観点から公募としない事例があるのであれば、こうした例外的な取扱いを市民向けに公表すべきである。

また、公募時の選定に際しては、運営費補助金の交付を受ける両団体と、こうした補助金を受けない他の応募者が公平に取扱われるよう、運営費補助金が交付されている事実を適切に加味する必要がある。

3. 町内会等の地域コミュニティー関連の補助金

(1) 全般事項

1) 概要

ここでは、町内会や老人クラブ、自治公民館等の地域コミュニティー活動を支える各種団体に対する補助金を取り上げている。

2) 全体意見

①補助金の交付方法について（意見）

町内会に代表される地域コミュニティーの取組を支援することは必要不可欠であると考えられるが、各種団体への特定名目の補助金を交付するにあたり、総額を均等に配分する結果、一団体当たりの補助交付額が極めて僅少になっている事例が散見された。

団体間での取組み内容を定量化することが困難なため、こうした配分方法になっていると考えられるが、この配分方法は熱心な取組みを実施する団体とそうでない団体の差別化が図られず、結果的に不公平な配分になっていると考えられる。

また、限られた財源を広く薄く交付すること（一団体当たり数万円程度）によって、補助効果が十分に発揮されていないのではないかという懸念がある。

総額を均等に交付する方法に代えて、活発な活動が見受けられる団体に傾斜配分する、あるいは、斬新な事業提案のあった団体に傾斜配分する等、補助効果を意識した方法の検討が必要と考えられる。

こうした手法を導入するにあたっては、交付額の決定にあたり異論や反論等、乗り越えるべきハードルが多く待ち受けていると考えられる。しかし、市財政が逼迫し、一団体当たりの交付額が減少傾向にある中で、現状の交付方法は早晩行きずまると推測される。

市職員の努力と創意工夫によって、より地域住民に必要とされる補助金の交付を実現することを期待する。

(2) 交通安全推進事業費補助金

1) 補助金の概要

①概説

高知市交通安全推進会議に対する事業費補助金である。高知市交通安全推進会議は、各校区交通安全会議、交通安全指導員協議会及び交通安全母の会連絡協議会へ補助金を再交付している。

なお、各校区交通安全会議以外の各団体の事務局は交通政策課内に設置されており、交通政策課員が事務処理を実施している。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	市民協働部 交通政策課
補助対象事業	(1) 交通安全思想の普及に関する事業 (2) 交通安全教育の推進に関する事業 (3) 各種交通安全運動の推進に関する事業 (4) その他交通安全の推進に関する事業		
根拠法令等	高知市交通安全推進事業費補助金交付要綱		
補助金額 (千円)	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	6,054	5,926	5,968
(うち、市補助金)	6,054	5,926	5,968
(うち、国・県補助金)	-	-	-
(うち、その他の補助金)	-	-	-
補助金の決算額	6,054	5,926	5,968
(うち、市補助金)	6,054	5,926	5,968
(うち、国・県補助金)	-	-	-
(うち、その他の補助金)	-	-	-

再交付している補助金の内訳及び基準額は次のとおりである。

(単位：円)

内訳	金額	基準額
各校区交通安全会議 (43 校区)	4,832,000	次により算定した額の合算額 (a) 均等割 60,000 円 (b) 人口割 4.13 円×校区人口(千円未満四捨五入) (c) 母の会 10,000 円 (d) 指導員支部活動費 8,000 円+1,200 円×指導員数
交通安全指導員協議会	860,000	4,300 円×200 名
交通安全母の会連絡協議会	72,000	—
合計	5,764,000	

2) 監査の結果及び意見

①決算書の次年度繰越金について(結果)

交通安全指導員協議会の平成 22 年度の決算書において、次年度繰越金の額が次のとおり 0 円となっていた。

(単位：円)

支出		収入	
会議費	466,885	前年度繰越金	0
事業費	1,611,880	地区活動助成費	684,000
事務費	77,989	補助金	860,000
負担金	239,350	負担金	852,000
次年度繰越金	0	雑収入	104
合計	2,396,104	合計	2,396,104

決算書の次年度繰越金が 0 円となることは通常考えられない。担当課に理由を確認したところ、イベント等で市民に配布する反射リストバンド 1,484 本を年度末近くに購入した際、次年度繰越金が 0 円となるよう業者に 3 円の値引を依頼したためとのことであった。

監査日現在の在庫数量は 1,239 本であった。前年度末以降は追加で購入していないことから、購入数量がほぼ在庫として残っていることになる。また、これとは別に、市が保有する反射リストバンドも監査日現在において 1,961 本あった。

年度末近くにそもそも購入する必要がなく、購入自体が次年度繰越金を調整するために行われており、適切な支出であったかどうか疑問に残る。

「1. 全市的な取組が必要な共通事項」の「2) 補助対象経費の非効率な執行有無の確認について」で記載した対応が必要である。

②費用対効果の検証について（意見）

交通安全指導員協議会の支出総額 2,396 千円の内訳として研修旅行 961 千円があった。研修旅行の主な内容は、奈良市の交通指導員との交流研修及び大阪市の交通科学博物館の見学であり、金額の内訳は次のとおりである。

（単位：千円）

項目	金額	内訳	
		個人負担	協議会負担
交通費	320	—	320
宿泊費	468	306	162
食事代	117	117	—
入場料	56	45	11
事務局経費	上記に含む	△26	26
合計	961	442	519

研修旅行の参加者は34名で、参加者も一人当たり13千円を負担しているとはいえ、交通費及び宿泊費等の協議会負担分519千円には市と県指導員協議会からの補助金を使用されている。

担当課によると、奈良市の交通指導員との意見交換等によって、今後の活動内容等の参考にしているとのことであるが、研修旅行が補助金の目的である交通安全の増進にどのように寄与しているのか明らかではない。

また、代表者による意見交換でもよいと考えられ、そうすれば出張者数が少なくなるため費用は低く抑えられる。

研修旅行の目的を明確にするとともに、費用に見合う効果が上がっているのかという費用対効果を検証することが望まれる。

③補助金の交付方法について（意見）

当該補助金は、各校区交通安全会議へ再交付されており、平成22年度の再交付額は1校区当たり10万円程度で、合計4,832千円となっている。

補助金の基準額には均等割部分が含まれている。こうした交付方法は、限られた財源を広く薄く交付することはできるが、各校区交通安全会議の活動の程度が反映されない。そのため、校区交通安全会議によっては、必要としていない額の補助金が交付されることもあれば、反対に必要としている額の補助金が交付されないこともあり、十分な補助効果が上がっていない可能性がある。

均等割部分については、「1. 全市的な取組が必要な共通事項」の「5) 補助金の交付方法について」で記載したとおり、より補助効果が発揮できる方策の検討が必要と考えられる。

(3) 高知市地区人権啓発推進委員会補助金

1) 補助金の概要

①概説

高知市内 25 行政区に設立された地区人権啓発推進委員会に対する補助金である。

地区人権啓発推進委員会は、地区住民の人権意識の高揚を図り、地区住民自らが、みんなの人権を守るまちづくりを推進していくことを目的として、行政区を単位として組織されている。

1 地区につき定額の 7 万円を交付している。ただし、前年度繰越金の額は 7 万円から除いている。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	市民協働部 人権同和・男女共同参画課
補助対象事業	各地区人権啓発推進委員会が行う啓発事業		
根拠法令等	高知市地区人権啓発推進委員会補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	2,400	2,000	1,820
（うち、市補助金）	2,400	2,000	1,820
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	2,234	1,675	1,513
（うち、市補助金）	2,234	1,675	1,513
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

2) 監査の結果及び意見

①補助対象経費の範囲について（意見）

各地区の平成 22 年度における収入及び支出の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

地区名	前年度繰越金	補助金	負担金(*1)	雑収入	収入計	会議費	事業費	その他費用	支出計	次年度繰越金
土佐山	0	70	—	2	73	—	69	1	71	2
五台山	0	70	—	0	70	5	44	20	70	0
江ノ口	0	70	112	0	183	59	123	—	182	0
朝倉	17	53	46	0	116	38	48	27	115	1
旭街	0	70	103	50	223	62	132	28	223	0
潮江	59	11	156	5	231	53	163	13	230	0
鏡	1	69	—	0	70	3	47	20	70	0
下知	2	68	127	78	275	187	14	72	274	0
初月	12	58	48	0	118	49	18	42	109	8
一宮	0	70	32	10	112	44	67	—	111	0
上町	0	70	14	0	84	33	17	33	83	0
浦戸	0	70	30	0	100	39	51	10	100	0
大津	7	63	31	0	101	32	55	12	100	1
鴨田	0	70	40	0	110	37	42	28	109	0
北街	0	70	28	0	99	35	58	5	98	0
介良	0	70	115	0	185	61	30	92	184	0
高知街	0	70	92	0	162	112	50	—	162	0
小高坂	0	70	12	0	82	17	43	11	72	10
高須	39	31	30	0	100	29	15	13	58	41
長浜	0	57	36	2	95	59	13	6	79	16
布師田	0	70	333	0	403	109	272	—	381	21
秦	0	70	37	0	107	46	38	16	101	6
南街	0	70	24	0	94	39	46	8	94	0
三里	18	52	38	0	108	58	—	48	107	0
御豊瀬	69	1	—	0	70	—	3	1	4	65
合計	233	1,513	1,487	148	3,381	1,213	1,469	515	3,198	183

(*1) 参加者からの負担金収入である。

各地区の支出合計額に対して、会議費及び事業費の占める割合が高い。会議費の内容は、主に総会及び懇親会の飲食代である。また、事業費及びその他費用の内容は、子供向け人権啓発アニメの上映会で配布する啓発グッズ及び文房具類の費用、講演会の謝金等、各地区により様々である。その中で、日帰りの視察研修費用を計上している地区も7地区あった。

視察研修費用には、参加者からの負担金と市からの補助金が充てられている。視察研修の行き先は高知県立龍馬記念館等であった。担当課によると、幕末から大政奉還、そして近代日本へと移る時代背景において身分制度の変遷等史実を学ぶことにより人権意識の高揚が図られ、また委員以外の市民が気軽に参加できる機会を提供することで、新たな人材確保を目指すとのことであるが、視察研修が当該目的にどの程度寄与しているのか明らかではない。

視察研修の目的を明確にするとともに、費用に見合う効果が上がっているのかという費用対効果について、報告書を提出させること等により検証することが望まれる。

②補助金の交付方法について（意見）

当該補助金は、平成 22 年度では 1 地区につき 7 万円程度が交付されている。

補助金を交付するにあたり、総額を均等に交付する方法は、限られた財源を広く薄く交付することはできるが、各地区人権啓発推進委員会の活動の程度を加味していないため、補助した額に見合う効果が上がっていない可能性がある。

「1. 全市的な取組が必要な共通事項」の「5) 補助金の交付方法について」で記載したとおり、より補助効果が発揮できる方策の検討が必要と考えられる。

(4) 自治公民館運営補助金

1) 補助金の概要

①概説

市内には、市が設置する 40 の公立公民館に加え、地元自治会が設置する 184 の自治公民館がある。

自治公民館の運営補助金であり、1 施設につき最大 6 万円を補助している。平成 17 年度からは厳しい財政状況を受けて 2 割の削減が実施されており、最大 4 万 8 千円となっている。

平成 22 年度については、171 施設に総額 6,860 千円を交付している。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	教育委員会 生涯学習課
補助対象事業	自治公民館運営に関する経費		
根拠法令等	社会教育法，自治公民館運営補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	6,820	6,900	7,020
（うち、市補助金）	6,820	6,900	7,020
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	6,750	6,830	6,860
（うち、市補助金）	6,750	6,830	6,860
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

2) 監査の結果及び意見

①補助対象経費の執行確認について

(ア) 監事監査報告書の入手について (結果)

交付要綱第3条では補助対象団体の要件として、「自ら経理し及び監査する会計機構を有すること」が定められているが、市では決算報告書に加えて自治公民館の監事による監査報告書を入手していなかった。

「1. 全市的な取組が必要な共通事項」に記載したとおり、経理処理について一定の相互牽制機能が働いていることを確認するため、監事の監査報告書を入手すべきである。

(イ) 市職員による検査について (結果)

交付要綱第8条では補助事業の実施状況について、関係書類の検査をすることができる旨が定められている。

この点、市は171の交付先団体について、領収書等の証憑を添付して決算書を提出する団体分のみ証憑確認を実施しており、添付のない団体についての証憑確認を実施していなかった。

171の交付先団体のすべてについて、証憑確認を実施することは膨大な事務処理が必要となるが、市による証憑確認をまったく実施せず、専門知識を有しないと推測される自治公民館の監事監査のみによるモニタリングでは、補助対象経費が適切に執行されたかの確認を十分に実施できない。

今後は、交付先団体をサンプル抽出し、抽出された団体についての証憑確認を実施することで、モニタリング体制を強化する必要がある。

なお、この対応を図るにあたっては、「1. 全市的な取組が必要な共通事項」に記載しているように、全市的な方針に準拠することに留意が必要である。

②補助金の交付方法について (意見)

補助対象経費の上限額の2分の1を補助することから、概ね4万円程度の補助金が171施設に交付されており、総交付額は7百万円程度で推移している。

地域住民による公民館活動を支援するために、自治公民館に補助金を交付する趣旨は理解できるが、すべての自治公民館に対して結果的にとはいえ、同額の補助金を交付するやり方が、限られた財源の中で十分な効果を発揮しているかについては疑問が残る。

「1. 全市的な取組が必要な共通事項」の「5) 補助金の交付方法について」で記載したとおり、より補助効果が発揮できる方策の検討が必要と考えられる。

(5) 体育奨励補助金

1) 補助金の概要

①概説

40の地区体育会（本項では以下「地区会」という。）及び賛助会員で構成される高知市体育会（本項では以下「体育会」という。）に対する補助金である。

高知市体育会は、市民スポーツの普及・振興のため地域スポーツ活動を奨励し、地域の連帯性を高め、市民の健康・体力の保持増進を図るとともに、生涯スポーツを推進することを目的として、各種事業を実施する団体である。なお、高知市体育会の専門部会として高知市スポーツ少年団（本項では以下「少年団」という。）が設置されており、当該補助金の一部が体育会を經由して少年団にも交付されている。

なお、体育会及び少年団の事務局はスポーツ振興課内に設置されており、スポーツ振興課員が事務処理を実施している。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	教育委員会 スポーツ振興課
補助対象事業	高知市体育会事業		
根拠法令等	高知市社会教育関係団体に対する補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助金の予算額	1,710	1,625	1,573
（うち、市補助金）	1,710	1,625	1,573
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	1,710	1,625	1,573
（うち、市補助金）	1,710	1,625	1,573
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

平成 22 年度の体育会及び少年団の収支は、次のとおりである。

体育会

(単位：千円)

支出		収入	
補助金・育成費（*1）	715	前年度繰越金	362
地区会還元金（*2）	320	分担金・登録料（*2）	240
区民運動会実施補助	612	補助金	1,573
報償費	330	委託料（*3）	240
大会報償費（*3）	240	雑収入	213
その他費用	73		
繰越金	336		
計	2,629	計	2,629

（*1）少年団（663 千円）等に対するものである。

（*2）各地区会から徴収した分担金を体育会の収支状況に応じて各地区会に還元するものであり、平成 22 年度では 1 地区当たり 2 千円が還元されている状況である。

（*3）地区対抗スポーツ大会に係るものである。

少年団

(単位：千円)

支出		収入	
登録料（*2）	2,394	前年度繰越金	248
需用費	570	登録料（*1）	3,271
その他費用	595	体育会からの補助金	663
繰越金	761	その他収入	138
計	4,321	計	4,321

（*1）少年団員等から徴収する収入である。

（*2）高知県スポーツ少年団へ支出するものである。

2) 監査の結果及び意見

①補助金の一時中断について（意見）

体育会及び少年団への補助金は、両団体への運営費補助的な性格を有していると考えられ、補助金が交付されない場合の単年度収支と繰越金の状況は、次のとおりである。

（単位：千円）

団体	単年度収支 (A)	繰越金 (B)	(B/A)
体育会	△1,597	336	0.2年
少年団	△150	761	5.1年

(*) 単年度収支＝補助金を除く収入－支出

少年団については、補助金が交付されない場合の単年度収支に対して5年を超える繰越金を有しており、4年間は繰越金での団体運営が可能と考えられる。

「1. 全市的な取組が必要な共通事項」の「4) 補助金の一時中断について」に記載したとおり、補助金の交付を一時中断することが望まれる。

②補助金の交付方法について（意見）

体育会では地区会から徴収する分担金という自己財源があるものの、当該分担金は結果的に地区会に還元されており、市が交付した補助金も当該還元金に充当されていると推測される（1地区当たり2千円で合計は80千円）。

補助金の使途として、1地区当たり2千円の還元金を支給すること自体に問題はないが、こうしたやり方にどれ程の補助効果があるのかは疑問である。

「1. 全市的な取組が必要な共通事項」の「5) 補助金の交付方法について」で記載したとおり、より補助効果が発揮できる方策の検討が必要と考えられる。

(6) 高知市青少年育成協議会事業費補助金

1) 補助金の概要

①概説

市内の各小学校区に設置する校区青少年育成協議会（本項では以下「校区会」という。）との連携を図り、青少年育成のための総合的な事業の推進を目的とする高知市青少年育成協議会（本項では以下「市青少協」という。）に対する補助金である。

市青少協への補助金ではあるが、その大半は校区会の活動費として校区会へ交付されている状況である。

なお、市青少協の事務局は担当課の職員が担っている。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	教育委員会 青少年課
補助対象事業	高知市青少年育成協議会が行う活動事業		
根拠法令等	高知市青少年健全育成事業に対する補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	4,980	4,980	4,980
（うち、市補助金）	4,980	4,980	4,980
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	4,980	4,980	4,980
（うち、市補助金）	4,980	4,980	4,980
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

2) 監査の結果及び意見

①補助金の交付方法について（意見）

市青少協への補助金は市内 43 の校区会に配分されており、1 校区当たりの配分額は次のとおりである。

$$\text{校区会への配分額} = (64 \text{ 千円の均等割}) + (\text{校区会の青少年人口に応じた人口割})$$

(*) 青少年人口とは、6 歳以上 18 歳未満の人口をいう。

上記の算式に基づいて、174 千円～66 千円が各校区会へ配分されており、総額として 4,879 千円となっている。

各校区会が実施する各種の青少年育成活動を支援する趣旨は理解できるが、各校区会に 10 万円程度の金額を交付するやり方が、限られた財源の中で十分な効果を発揮しているかについては疑問が残る。

補助金である以上、公平性に十分な配慮が必要であることは当然であるが、真の公平性は活発な事業推進が見受けられる校区会に対して多くを配分することにあるはずである。

上記の均等割部分については、「1. 全市的な取組が必要な共通事項」の「5) 補助金の交付方法について」で記載したとおり、より補助効果が発揮できる方策の検討が必要と考えられる。

(7) 高知市町内会連合会運営事業費補助金

1) 補助金の概要

①概説

高知市町内会連合会（本項では以下「連合会」という。）に対する運営事業費補助金である。

連合会は、住民の意志に基づき自主的に設立、運営される団体として、「快適で安全で安心な、心ふれあう住みよい街づくり」を目指して昭和63年11月に発足した全市的な組織である。現在、900を超す単位町内会及び27地区の地区町内会連合会を基に形成されている。

なお、連合会の事務局は市役所庁舎内に設けられている。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	市民協働部 地域コミュニティ推進課
補助対象事業	(1) 全市的な市民活動の推進に関すること。 (2) 各町内会及び自治会等の行う活動の支援に関すること。 (3) 情報交換及び広報に関すること。 (4) 研修会及び調査研究会の開催に関すること。 (5) その他市長が必要と認める事業		
根拠法令等	高知市町内会連合会運営事業費補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助金の予算額	2,470	2,470	2,470
（うち、市補助金）	2,470	2,470	2,470
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	2,470	2,470	2,470
（うち、市補助金）	2,470	2,470	2,470
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

平成 22 年度の連合会の決算書は、次のとおりである。

(単位：千円)

支出		収入	
会議費	589	繰越金	604
事業費	1,695	会費	954
事務局費（*1）	2,214	市補助金	2,470
繰越金	560	掲示板設置補助金	420
		賛助金	520
		雑収入	92
計	5,060	計	5,060

（*1）事務職員の給料 1,806 千円が含まれている。

2) 監査の結果及び意見

①領収書の入手について（結果）

連合会では、役員が理事会等の会議に出席する際 1 回当たり千円の日当が支払われている。日当の支払における領収書の入手の有無について、担当課に質問したところ、領収書を入手する運用にはなっていないとのことであった。

支払を行う際は、支払内容に関わらず支払事実を証する書類を入手しなければならない。

連合会には、役員への日当の支払時に領収書を入手するよう指導する必要がある。

②補助金のあり方について（意見）

市では現在、地域コミュニティの再構築事業を行っており、地域コミュニティの基礎的団体として、各町内会及び自治会を想定していることから、町内会等に対する活動支援が必要であるものと考えている。

この活動支援の中核的役割を担うのが連合会であることから、連合会の活動の活発化が不可欠である。

具体的には、連合会において、各町内会等への情報発信としてホームページの立ち上げや、インターネットを利用した各町内会等との通信、連絡による情報の伝達、町内会区域の調査等による町内会未設立地域への組織化の働きかけや加入促進が期待されている。加えて、来るべき南海地震に備え、防災意識の高揚を図るための各町内会等を対象とした研修等の実施、その他にも、連合会の人的ネットワークを利用した各町内会等における問題解決に向けた取り組み等が期待されている。

また、担当課が実施している公衆街路灯電気料補助金等の交付事務を連合会へ移管することも検討しており、移管すればこれに係る市の経費は削減される。

しかしながら、連合会は、人件費が平成 22 年度決算で 1,806 千円と、事務職員 1 人分しか計上されておらず、これを 3 人交代で行っている状況であり、担当課によると、これらの活動を実施するのに十分な人員体制にはなっていないとのことであった。

人員体制の充実にあたっては、増加する経費について、連合会にその財源がないため、補助金の増額により賄うことが予想される。

連合会の活動活発化に伴い補助金を増額するにあたっては、連合会への事務移管により市の経費が削減されること等の補助金の増額に見合う効果が上がることを慎重に検討することが望まれる。

(8) 公衆街路灯電気料補助金

1) 補助金の概要

①概説

公衆街路灯の電気料の一部を補助するため、町内会等に対して補助金を交付している。補助金額は、補助対象街路灯1灯につき1年度当たり2,000円である。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	市民協働部 地域コミュニティ推進課
補助対象事業	下記の要件を充足する公衆街路灯の電気料で、市長が公益上必要であると認めたもの (1) 市内の一般の交通の用に供する場所を終夜照明する電灯で、防犯及び交通安全上必要最小限の箇所に設置されているもの (2) 四国電力株式会社との契約が公衆街路灯A又はBとなっているもの (3) 商工業の振興を目的とした街路灯、アーチ及びネオンサイン等以外のもの (4) 補助対象者が電気料を支払っているもの		
根拠法令等	高知市安全で安心なまちづくり条例，高知市公衆街路灯電気料補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助金の予算額	43,670	41,895	40,190
（うち、市補助金）	43,670	41,895	40,190
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	43,221	41,697	39,990
（うち、市補助金）	43,221	41,697	39,990
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

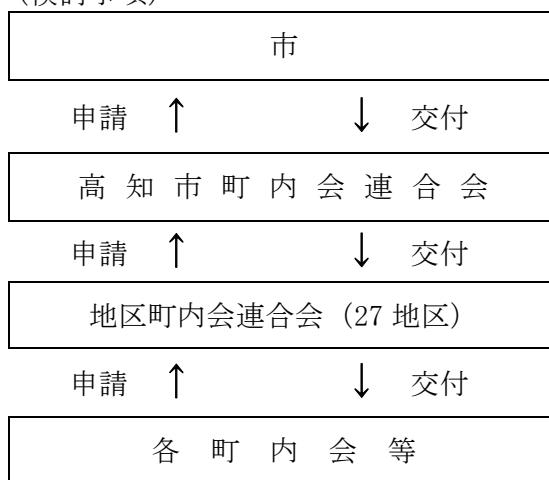
2) 監査の結果及び意見

①事務手続の省力化について（意見）

毎年の補助対象となる街路灯は増加傾向にあり、平成 22 年度においては、900 を超える町内会等に対して補助している。その交付申請書の受付から、交付決定通知書の発送及び補助金の振込手続等の一連の事務手続は煩雑である。

このため、担当課によると、事務手続の省力化のため、高知市町内会連合会（本項では以下「連合会」という。）へ事務を移管することを検討中とのことである。移管した場合の補助金の申請及び交付に関するイメージは次のとおりである。

(検討事項)



これが実現すれば、市が連合会へ補助金を交付する事務手続は必要であるが、交付先は連合会 1 件だけとなるため、市の事務手続は省力化される。一方の事務を移管されることとなる連合会は、27 地区の地区町内会連合会へ事務をさらに移管することによって、事務手続を省力化することができる。また、各町内会等への補助金交付に際しては、各町内会等が地区町内会連合会へ支払っている負担金との相殺によって振込手続を省き、振込手数料を発生させない方法も考えられる。

事務の移管に当たっては、移管先での人手の確保等の課題もあるが、実現に向けて早急な取り組みが望まれる。

(9) 高知市自主防災組織育成強化事業費補助金

1) 補助金の概要

①概説

自主防災組織の育成及び活性化並びに消防団との連携強化を図ること等を目的として、自主防災組織に対して補助金を交付している。

自主防災組織とは、交付要綱によると、地域において自主防災活動を行うために、概ね 50 世帯以上の世帯で結成された組織であり、結成届により市長に届け出たものをいうとされている。

補助対象事業の内容は、次のとおりである。

事業名	内容
自主防災組織の育成・整備を図る事業	<p>新設の自主防災組織の防災力強化を図るため、各種防災資機材等の整備及び本市消防団と連携して実施する防災訓練等に係る事業</p> <p>ア. 学習会の開催</p> <p>イ. 自主防災組織の活動のために必要な資機材等の整備</p> <p>ウ. 防災訓練（消火訓練、救急救護訓練、避難訓練、炊き出し訓練等）の実施</p> <p>エ. 危険箇所の調査並びに地域への周知（防災マップの作成・配布）</p> <p>オ. 地域の避難計画の作成</p>
自主防災組織の活動活性化を図る事業	<p>自主防災組織の活動を活性化させるために行う次の取り組み</p> <p>ア. 避難路・避難場所の簡易な整備に要する経費</p> <p>イ. 防災訓練（消火訓練、救急救護訓練、避難訓練等）の実施に要する経費</p> <p>ウ. 学習会の開催</p> <p>エ. 家具の転倒防止対策の実施</p> <p>オ. 防災研修の実施</p> <p>カ. 危険個所の地域への周知（防災マップの作成・配布）</p> <p>キ. 地域の避難計画の作成</p> <p>ク. その他、上記取り組みに該当しないもののうち、事前協議のうえ、組織活動の活性化に必要と認められるもの</p>
自主防災組織の交流・連携を図る事業	<p>既存の自主防災組織及び地域の町内会、自治会等による自主防災活動の連携、情報の共有化等を図るために実施する次に掲げる事業</p> <p>ア. 合同研修会（学習会）の開催</p> <p>イ. 合同防災訓練（消火訓練、救急救護訓練、避難訓練等）の実施に要する経費</p>

（高知市自主防災組織育成強化事業費補助金交付要綱別表より一部抜粋）

また、補助金額は、補助対象経費の額又は次の表の補助対象事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表補助限度額の定める額のうちいずれか少ない方の額を限度として予算の範囲内において、市長が必要と認める額とされている。

補助対象事業	補助限度額（1組織につき）			
	世帯数が50世帯未満の場合	世帯数が50世帯以上100世帯未満の場合	世帯数が100世帯以上150世帯未満の場合	世帯数が150世帯以上の場合
自主防災組織の育成・整備を図る事業	60万円	70万円	80万円	90万円
自主防災組織の活動活性化を図る事業	10万円			
自主防災組織の交流・連携を図る事業	10万円			

平成22年度の補助金の交付件数及び実績金額は、自主防災組織の育成・整備を図る事業が24件18,848千円、自主防災組織の活動活性化を図る事業が41件3,148千円であった。

②要約表

補助金の性格	県補助	所管部局 所管課	総務部 危機管理室
補助対象事業	自主防災組織の育成・整備を図る事業，自主防災組織の活動活性化を図る事業，自主防災組織の交流・連携を図る事業		
根拠法令等	災害対策基本法，高知市自主防災組織育成強化事業費補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助金の予算額	33,400	31,000	27,000
（うち、市補助金）	16,700	15,500	13,500
（うち、国・県補助金）	16,700	15,500	13,500
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	32,682	25,560	21,996
（うち、市補助金）	16,348	12,788	10,998
（うち、国・県補助金）	16,334	12,772	10,998
（うち、その他の補助金）	-	-	-

2) 監査の結果及び意見

①見積書の記載内容について（結果）

申請書に添付される見積書を閲覧したところ、商品名の箇所に「消火器放出訓練約 10 名分」と記載され、数量が「1 式」となっている見積書があった。

担当課によると、当該見積書は消火薬剤の詰め替え費用とのことであった。消火薬剤であれば、数量は容量及び個数で記載が可能と考えるが、「消火器放出訓練約 10 名分」「1 式」とは、その内容も数量も不明瞭な記載である。

申請者には、適切な見積書を添付するよう指導する必要がある。

②完了報告書の事業実施日について（結果）

事業実施後に提出される完了報告書を閲覧したところ、事業実施日が2月の日付となっている完了報告書があった。

事業の実施期間については、交付要綱で1月末までと規定されている。

申請者には、交付要綱に規定する期間内に事業を実施するよう指導する必要がある。

③申請の受付期間について（結果）

補助金申請の受付は、交付事務を効率的に行うため事実上8月頃で締め切られており、それ以降に申請があれば、翌年度の申請を申請者に依頼しているとの説明を受けた。

事業の実施期間は交付要綱で1月末までと規定されているため、申請の受付にも期限を定める必要があることは理解できる。

市では、平成20年度に策定した南海地震対策中長期計画において、平成26年度末までに自主防災組織結成率を100%にする目標を掲げているが、直近5年間の結成率の推移は次表のとおりである。

(各年度4月1日現在)

年度	組織数（*）	結成率		
		総世帯を基にした結成数		
		結成率（%）	加入世帯	総世帯数
平成19年度	272（59）	32.9	49,165	149,332
平成20年度	331（32）	42.0	65,814	156,556
平成21年度	363（36）	44.9	70,764	157,344
平成22年度	399（33）	47.8	75,680	158,462
平成23年度	432	50.3	80,182	159,398

（*）（ ）内は当該年度の設立数

申請の受付期間が短いと、翌年度に申請できるとは言え、申請を行う機会を失わせるため、申請者の自主防災組織結成の機運を低下させる恐れがある。

自主防災組織の結成を促進するため、申請者に申請を行う機会を確保させるよう申請の受付期間を見直す必要がある。

(10) 高知市防災施設等整備事業助成金

1) 補助金の概要

①概説

自主防災組織が行う防災施設等の整備事業を対象とする助成金である。助成の額は、事業費の2分の1以内の額とし、75万円を限度としている。

平成22年度の補助金の交付件数及び実績金額は、42件1,897千円であった。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	総務部 危機管理室
補助対象事業	以下の防災施設等の整備事業 1 ホースボックス 2 格納庫 3 放送設備 4 救助・初期消火用資機材		
根拠法令等	災害対策基本法, 高知市防災施設等整備事業助成要綱		
補助金額 (千円)	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助金の予算額	2,300	2,300	2,300
(うち、市補助金)	2,300	2,300	2,300
(うち、国・県補助金)	-	-	-
(うち、その他の補助金)	-	-	-
補助金の決算額	2,237	1,958	1,897
(うち、市補助金)	2,237	1,958	1,897
(うち、国・県補助金)	-	-	-
(うち、その他の補助金)	-	-	-

2) 監査の結果及び意見

①高知市自主防災組織育成強化事業費補助金との一本化について（意見）

自主防災組織に対する補助金及び助成金には、高知市自主防災組織育成強化事業費補助金と高知市防災施設等整備事業助成金の2種類がある。

両者を比較すると、次のとおりである。

区分	高知市自主防災組織 育成強化事業費補助金	高知市防災施設等 整備事業助成金
交付目的	自主防災組織の育成及び活性化並びに消防団との連携強化を図るとともに、自主防災組織による防災施設等の整備を促進する。	自主防災組織が行う防災施設等の整備事業に対し事業費の一部を助成し、もって地域住民による自主的な防災組織の育成と災害に強いまちづくりを図る。
対象事業	ア 自主防災組織の育成・整備事業 イ 自主防災組織の活動活性化事業 ウ 自主防災組織の交流・連携事業	防災施設等の整備事業
交付金額	事業費の額または次の事業の区分に応じた額のいずれか少ない方の額 アの事業 60万円～90万円 イ及びウの事業 10万円	事業費の2分の1の額または75万円のうちいずれか少ない方の額
交付申請回数	アの事業 1回のみ イ及びウの事業 上限なし	助成金の累積額が75万円に達するまでの回数
県補助金	あり	なし

両者は、交付目的が類似しており、対象事業も一部重なっているが、両者を同じ年度に申請する自主防災組織がある場合、現状では各々手続を行っている。

両者の制度を一本化すれば、手続を合わせて行える等事務負担が軽減される。

事務の効率化を図るため、県との連携も踏まえた両者の制度の一本化を検討することが望まれる。

(1 1) 高知市社会福祉厚生事業補助金（民生委員児童委員事業）

1) 補助金の概要

①概説

27 地区にある民生委員児童委員協議会（本項では以下「民児協」という。）に対して交付する補助金である。民児協は民生委員・児童委員の活動、職務に必要な知識及び技術の修得のための研修、さらに、民児協の活動及び運営による民生委員児童委員事業を実施しており、当該事業が補助対象事業である。

市は各民児協に対し、「委員活動費」、「委員活動費、地区民児協会長活動費」、「地区民児協事務費・活動費」の3種類の補助金を交付しており、その概要は次のとおりである。

補助金の項目	目的	備考
委員活動費	民生委員児童委員が行う地域福祉増進のための活動に要する費用を弁償すること。	国からの交付税措置があり、民生委員・児童委員定数に 58,200 円を乗じた額を各民児協に交付している。
委員活動費、地区民児協会長活動費	高知市民生委員児童委員が地域福祉増進のための活動に要する委員活動費を弁償すること。	市が独自に査定する部分であり、民生委員・児童委員実数に 25,536 円を乗じた額を各民児協に交付している。
地区民児協事務費・活動費	地区民生委員児童委員協議会の円滑な運営を図ること。	

②要約表

【委員活動費】

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	健康福祉部 健康福祉総務課
補助対象事業	民生委員児童委員事業（委員活動費）		
根拠法令等	高知市社会福祉厚生事業補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	43,359	43,359	43,359
（うち、市補助金）	43,359	43,359	43,359
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	43,359	43,359	43,359
（うち、市補助金）	43,359	43,359	43,359
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

【委員活動費、地区民児協会長活動費】

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	健康福祉部 健康福祉総務課
補助対象事業	民生委員児童委員事業（委員活動費、地区民児協会長活動費）		
根拠法令等	高知市社会福祉厚生事業補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	19,569	19,439	19,439
（うち、市補助金）	19,569	19,439	19,439
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	18,998	18,959	18,802
（うち、市補助金）	18,998	18,959	18,802
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

【地区民児協事務費・活動費】

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	健康福祉部 健康福祉総務課
補助対象事業	民生委員児童委員事業（地区民児協事務費・活動費）		
根拠法令等	高知市社会福祉厚生事業補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	15,875	15,877	15,877
（うち、市補助金）	15,875	15,877	15,877
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	15,873	15,856	15,869
（うち、市補助金）	15,873	15,856	15,869
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

民生委員は常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを目的としている。また、児童委員は地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を目的として活動しており、民生委員は児童委員を兼ねている。具体的な活動内容は次のとおりである。

【民生委員・児童委員の具体的な活動内容】

機能	実例
社会調査	K市の民生委員児童委員協議会では、配食サービスの協力や声かけ、安否確認などの活動をとおりして住民の実態やニーズを日常的に把握するよう取り組んでいる。
相談	その中で、民生委員・児童委員のEさんは、ある90歳の方のお宅を訪問した際、家族から、自宅で介護を続けたいが心身ともに疲労しているので何とかしたいと相談があり、ゆっくり話を聞いた。
情報提供	家族の希望にそって、介護保険制度で利用できるホームヘルプサービスやショートステイ等のサービスについて情報提供した。
連絡通報	その後Eさんは、本人と家族の申し出により市の窓口で連絡し、サービスを受けるために必要な対応を依頼した。
調整	また、介護保険制度にはない通院の送迎などのニーズに対し、サービスを利用できるように社会福祉協議会の事業やボランティア活動利用の調整をした。
生活支援	家族が外出する時には、近所やボランティアグループと連携して留守中の見守りを行うなど、自らも支援するとともに、家族だけでは対応しきれない事柄にたいして、解決に取り組んだ。
意見具申	市の民生委員児童委員協議会では、各委員の訪問活動を通じて、在宅で介護している家族への支援の必要性を知り、問題点を取りまとめるとともに、家族がゆっくり休めるようなプログラムを行政、社会福祉協議会、ボランティア、民生委員児童委員協議会等が協力して実施してはどうかという意見を市に提起した。

(出典：厚生労働省ホームページ「民生委員・児童委員に関する Q&A」)

平成 22 年度の補助金の交付件数及び実績金額は次のとおりである。

(単位：円)

地区	委員の 定員数	補助金交付額			合計
		委員活動費	委員活動費、地 区民児協会長 活動費	地区民児協事 務費・活動費	
旭	72	4,190,400	1,813,904	1,486,658	7,490,962
上街	14	814,800	354,096	358,690	1,527,586
小高坂	22	1,280,400	547,744	497,058	2,325,202
高知街	23	1,338,600	588,176	429,646	2,356,422
江ノ口東	27	1,571,400	658,400	567,782	2,797,582
江ノ口西	31	1,804,200	786,080	629,166	3,219,446
潮江	69	4,015,800	1,701,120	1,148,198	6,865,118
南街	16	931,200	428,576	362,394	1,722,170
北街	17	989,400	415,808	365,806	1,771,014
下知	23	1,338,600	547,744	561,310	2,447,654
朝倉	49	2,851,800	1,098,896	1,037,838	4,988,534
鴨田	49	2,851,800	1,149,968	898,998	4,900,766
長浜	48	2,793,600	1,230,832	1,058,762	5,083,194
御畳瀬	5	291,000	147,680	173,798	612,478
浦戸	6	349,200	173,216	188,462	710,878
三里	23	1,338,600	581,792	617,782	2,538,174
五台山	13	756,600	351,968	347,166	1,455,734
高須	22	1,280,400	579,664	451,818	2,311,882
一宮	43	2,502,600	1,107,408	852,006	4,462,014
布師田	6	349,200	173,216	190,958	713,374
秦	34	1,978,800	858,432	706,170	3,543,402
初月	28	1,629,600	732,880	607,698	2,970,178
大津	19	1,105,800	505,184	447,822	2,058,806
介良	19	1,105,800	500,928	478,398	2,085,126
鏡	10	582,000	275,360	297,930	1,155,290
土佐山	8	465,600	224,288	200,942	890,830
春野	49	2,851,800	1,269,136	906,174	5,027,110
合計	745	43,359,000	18,802,496	15,869,430	78,030,926

2) 監査の結果及び意見

①補助金の管理等について（結果及び意見）

平成 22 年度について、全 27 地区の民児協のうち 3 地区の収支状況を確認したところ、概況は次のとおりであり、事業資金の多くが補助金で賄われていた。

(単位：円)

科目	A	B	C
補助金収入	5,027,110	2,538,174	1,527,586
委託費収入（*1）	1,700,000	—	—
その他収入	98,765	163,334	103,556
前年度繰越金	318,586	1,559,864	778,863
収入合計	7,144,461	4,261,372	2,410,005
各種支出	7,002,211	3,208,082	1,634,544
次年度繰越金	142,250	1,053,290	775,461
支出合計	7,144,461	4,261,372	2,410,005

（*1）A 地区の委託費収入は、ミニデイサービス事業の受託に係るものであり、当該事業で 1,570,000 円の支出がある。

3 地区の民児協はいずれも「委員活動費」、「委員活動費、地区民児協会長活動費」、「地区民児協事務費・活動費」をひとつの現金出納簿で管理しており、支出がいずれの補助金で賄われているかを確認できなかった。

また、「委員活動費」、「委員活動費、地区民児協会長活動費」は、民生委員・児童委員の活動費として各民児協に交付されるが、必ずしも同額が民生委員・児童委員に支給されておらず、各民児協の支出が上記2つの委員活動費の留保分からなされているのか、「地区民児協事務費・活動費」から賄われているかの確認もできなかった。

こうした状況を踏まえた上で、各民児協の支出内容を確認したところ、次のとおり、民生委員・児童委員の活動と関連性の薄いと思われる内容が含まれていた。

(単位：円)

地区	支出内容	金額
A	市会長会・副会長会 懇親会	13,500
	民生委員お別れ会 懇親会費	11,795
	退任民生委員 記念品代	45,000
	ブロック研修 懇親会 負担金	150,500
	東北太平洋沖地震街頭募金参加	2,000
計		222,795
B	22年度 忘年会	158,541
	東北地方地震見舞	30,000
計		188,541
C	市民児連・市・市社協 歓送迎会	4,500
	定年退任慰労金 (3名分)	47,000
	司 忘年会	171,850
	御園ハイヤー 忘年会会場まで	1,800
	市役所他 忘年会出席 (2,000×5名)	△10,000
計		215,150

(ア) 補助金の管理について (結果)

当該補助金は民生委員・児童委員の活動を実施するための費用として交付されるものであり、社会通念を超えて民生委員・児童委員らの忘年会費用や懇親会費等に充てるべきものではないはずである。

この点、現在の管理方法では、支出がどういった財源で賄われているかの特定ができないため、当該支出が民生委員・児童委員の活動費の留保分からなされたのか、民児協の事務費部分からなされたかの検証もできない状況である。

こうした問題に対処するため、民生委員・児童委員の活動費部分と民児協の事務費部分を区分管理する必要がある。

なお、調査対象となった3地区のすべてが、こうした状況であるため、上記3地区以外についても早急に調査し、同様の状況であれば、資金の区分管理をする必要がある。

(イ) 補助金の管理体制の整備後について（意見）

今後、こうした民生委員・児童委員の活動と関連性の薄いと思われる支出が民児協の事務費部分から支出された場合には、市として適切な指導を図る必要がある。

また、こうした支出が、民生委員・児童委員の活動費部分からなされ、委員へのヒアリング等によって、委員活動費の大部分がこうした支出で占められている状況が確認された場合には、民生委員・児童委員の活動費を見直すことが望まれる。

②各種の研修費用等の検証について（結果）

先の3地区の支出内容から、相対的に金額の大きい研修費用及び、事務局人件費を抽出した結果は、次のとおりである。

（単位：円）

地区	支出内容	金額
A	民協役員研修費	330,000
	民協全員研修旅行費（内金）	500,000
	全員日帰り研修費	160,606
	小計	990,606
	人件費	600,000
	小計	600,000
	合計	1,590,606
B	21年度定例会 参加費	103,000
	旅行費用	888,765
	小計	991,765
	事務局（人件費）	240,000
	小計	240,000
	合計	1,231,765
C	研修旅行補助金	200,000
	小計	200,000
	事務費（人件費及び事務諸費）	349,716
	小計	349,716
	合計	549,716

研修費用については、主に研修旅行費用が多額となっており、研修旅行の目的、効果、委員の自己負担額の有無等の内容を所管課として把握すべきである。

今後は、研修旅行費用の詳細を把握する必要がある。

また、3地区とも事務局人件費が計上されており、所管課として、事務員の採用方針や勤務実態の有無等も把握しておくべきである。

4. 市職員への福利厚生関連の補助金

(1) 全般事項

1) 概要

ここでは、市職員への福利厚生関連の補助金を取り上げている。

市職員の互助組織として高知市職員厚生会（本節では以下「厚生会」という。）があり、市職員への各種福利厚生事業を実施している。厚生会では、事業財源の50%を職員が負担し、50%は市が負担金を拠出している。なお、厚生会では慶弔見舞金の支給や人間ドック費用の助成、職員から徴収した掛け金に基づく退職後の医療費補助金の給付等の福利厚生事業を実施している。

また、水道局では局独自採用者が多いことから、厚生会とは別に独自の福利厚生組織である高知市水道局水睦会を設けて、クラブ補助や保険事業を行ってきた。

2) 全体意見

①市職員への福利厚生事業に係る補助金の調査について（意見）

市は、職員への福利厚生事業への補助金交付について一定の見直しを実施しており、補助金交付の廃止等の措置がなされている事例も見受けられた。

しかし、本節で述べるように、職員の退職後の生活安定を図るための事業に対する補助金交付等、市民感覚から乖離していると言わざるを得ない事例も見受けられている。

本監査は、一定額以上の補助金を対象とし必要に応じてその範囲を拡大しているため、市職員への福利厚生事業への補助金を網羅的に検証できていない可能性もある。

市職員への福利厚生事業について、補助金・負担金等の名目に関わらず、また、常勤・非常勤を問わず、全面的な調査を実施し、本監査での指摘を踏まえた取扱いを図るべきである。

(2) 高知市職員厚生会補助金

1) 補助金の概要

①概説

厚生会が実施する退職福祉事業を対象とする補助金である。

補助対象経費は、厚生会が財団法人高知縣市町村職員互助会（本項では以下「互助会」という。）に対して支払う退職福祉部事務費負担金であり、これと同額の補助金を市は厚生会に交付している。

市から厚生会に対する補助金は見直しがなされており、福利厚生事業等を対象とする補助金は平成 20 年度に、また人間ドック事業を対象とする補助金は平成 21 年度に廃止されている。

市から厚生会に対しては現在、市の職員の福利厚生を図るため、職員と折半で市が負う負担金と当該補助金が交付されている。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局	総務部
		所管課	人事課
補助対象事業	高知市職員厚生会が実施する退職福祉事業		
根拠法令等	地方公務員法第 42 条, 高知市職員厚生会条例, 高知市職員厚生会条例施行規則		
補助金額 (千円)	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	11,254	8,719	8,636
(うち、市補助金)	11,254	8,719	8,636
(うち、国・県補助金)	-	-	-
(うち、その他の補助金)	-	-	-
補助金の決算額	10,601	8,171	7,770
(うち、市補助金)	10,601	8,171	7,770
(うち、国・県補助金)	-	-	-
(うち、その他の補助金)	-	-	-

2) 監査の結果及び意見

①補助金交付の見直しについて（結果）

厚生会への補助金の見直しに対する市の近年の取り組みは一定の評価ができる。

しかし、福利厚生を実施することは市の職員の公務能率の向上に資するとされている一方で、市の負担は市民の税の負担を意味することから、福利厚生が市民感覚から乖離していないものであるかを十分に吟味する必要がある。

互助会が実施する退職福祉部事業は、会員の退職後の福祉の増進と生活の安定向上を図るため、医療費補助金等を給付することを目的とした事業である。したがって、当該事業の事務費負担金に充てるため補助金を交付することは、職員の退職後の福祉の増進等にまで市が負担することであって、このような福利厚生は市民感覚から乖離していると言わざるを得ない。

廃止を含め補助金の交付を見直す必要がある。

(3) 高知市水道局水陸会事業補助金

1) 補助金の概要

①概説

市が高知市水道局水陸会（本項では以下「水陸会」という。）に対して交付する補助金である。

水陸会は水道局職員の各種福利厚生事業の実施主体であり、職員が自主的に加入を選択できる各種の保険の窓口事務等を実施している。

こうした水陸会の事業に関連して、水道局職員が自発的に加入する団体生命保険、総合保険、慶弔保険の保険料の2分の1を市が補助し、残りの2分の1を職員が自己負担していたが、平成23年度中に保険に対する補助は廃止され、残る事業も段階的に縮小されており、当該補助金は平成24年度で廃止される。

なお、一般の市職員が加入している厚生会では、こうした福利厚生は存在しない。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	水道局 水道局総務課
補助対象事業	高知市水道局職員福利厚生事業		
根拠法令等	高知市水道局職員福利厚生事業費補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助金の予算額	2,920	2,228	2,407
（うち、市補助金）	2,920	2,228	2,407
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	2,645	2,102	2,214
（うち、市補助金）	2,645	2,102	2,214
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

2) 監査の結果及び意見

①補助の妥当性について（結果）

本監査においては、厚生会が実施している各種の福利厚生事業に対して50%の補助金が交付されていることについては、特段に問題としていない。これは、厚生会の実施事業が一般的な民間事業会社の状況に照らして、社会通念上、妥当であろう範囲にあったからである。

しかし、当該補助金は水道局の職員のみを対象としており、他の職員との公平性に照らして問題があると言わざるを得ない。

また、市財政が厳しい旨を各方面で訴え、市民負担の増加さえも議題（ごみの有料化等）とされるような環境下であって、職員の団体生命保険料等の半額に公金が充てられているのは、一般の市民感覚では到底理解できない事態である。

既に補助金の交付は中止されているものの、こうした制度を黙認してきた市の感覚に問題があると考えられる。

水睦会への補助金は、こうした社会通念上妥当であろう範囲を逸脱していると考えられ、二度とこうした事態が生じないよう、全市的な周知が必要不可欠である。

(4) 高知競輪従事員共済会に対する補助金

1) 補助金の概要

①概説

高知競輪場及び競馬場の従事員の福利厚生に資する事業を実施する高知競輪従事員共済会（本項では以下「共済会」という。）に対して補助金を交付している。

共済会は競輪場及び競馬場で働く臨時職員や非常勤職員（本項では以下「従事員」という。）で構成されており、従事員から競技開催日数1日当たり140円を徴収し、運営費に充てている。

共済会の事業内容は、①疾病見舞金の給付、②死亡弔慰金の給付、③結婚祝い金の給付、④出産祝い金の給付、⑤災害見舞金の給付、⑥その他福利厚生に関する事業への給付、⑦退会金である。

なお、原則として市の臨時職員や非常勤職員への福利厚生事業に対する補助金交付はないが、従事員の年間の勤務日数は200日を超えており、勤務日数において市の正職員とほぼ変わるところがないことから、市の正職員と同様に、福利厚生事業に対する補助金を交付している。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	商工観光部 公営事業課
補助対象事業	高知競輪従事員福利厚生事業		
根拠法令等	高知競輪福利厚生事業助成金交付要綱		
補助金額（千円）	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助金の予算額	1,000	1,000	1,000
（うち、市補助金）	1,000	1,000	1,000
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	1,000	1,000	1,000
（うち、市補助金）	1,000	1,000	1,000
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

2) 監査の結果及び意見

①補助金と会費の負担割合について（結果）

平成 22 年度における共済会の決算書を確認したところ次のとおりである。

(単位：円)

支出の部		収入の部	
事務費	44,387	前年度繰越金	1,749,815
疾病見舞金	3,000	会費	488,600
死亡弔慰金	73,500	補助金	1,000,000
福利厚生費	2,593,955	利子	206
次期繰越金	523,779		
合計	3,238,621	合計	3,238,621

共済会の収入のうち、市の補助金の負担が 1,000 千円であるのに対し、従事員の会費負担が 488 千円となっており、補助金額が会費負担を上回っている状況である。

一方、市の正職員が加盟する福利厚生事業を実施する厚生会では、補助金額と会費負担は同額となっていた。

市の正職員とほぼ同水準の勤務日数である従事員に対して、市の正職員と同様に福利厚生についてある一定の補助金を交付することは許容できるが、市の正職員より手厚い補助を行うことは、市の正職員との間に不均衡が生じることとなり、公平性の観点から問題である。

補助金による負担額が、共済会の会費による負担額より同額以下となるよう、補助金額に限度額を設定することが必要である。

②補助対象経費の範囲について（結果）

共済会の支出の大部分を占める福利厚生費の内容は、次のとおりである。

（単位：円）

内容	金額
大会記念品（50周年記念）	980,000
三翠園・桂浜荘にて組合員交流会 （8月3日～8月31日）	1,086,470
出前寄席協賛	59,000
乳癌マンモグラフィ検診	13,150
鞆の浦・福山競馬日帰り研修（3月7日）	455,335
合計	2,593,955

これに対して、厚生会で支出されている福利厚生費の内容は、次のとおりである。

款	項	内容
福利厚生事業費	福利厚生事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談窓口事業 ・よさこい事業 ・文化、体育事業 ・クラブ活動助成
	人間ドック等助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック助成費 ・脳ドック助成費

共済会の福利厚生費の内容は、まさに職員の福利厚生のための活動費用であるが、市財政が厳しい中、職員の福利厚生の内容についても一定の制限を設けてしかるべきである。

補助金の交付要綱において、補助対象経費は「助成対象者が行う福利厚生に係る給付事業に要する経費の額を限度として、予算の範囲内において市長が認める額とする。」と規定されているのみであり、具体的にどの経費が補助対象となるかが不明瞭であるが、少なくとも厚生会が実施する福利厚生事業とレベルを併せる必要がある。

共済会構成員の特色もあり共済会独自のものも考えられるので、福利厚生費として認められる補助対象経費を明確に規定すべきである。

5. 市教職員への研修関連の補助金

(1) 全般事項

1) 概要

ここでは、市教職員が研修会等に参加するにあたり、教職員への参加費等の一部を補助するものを取り上げている。

2) 全体意見

①補助金のあり方について（意見）

市教職員が研修会等に参加すること自体は有意義と考えられるが、ここに補助金を交付する必要性には疑問が残るところである。

業務上必要な研修は市が用意すべきであり、教職員の自己研鑽のための研修は教職員の自己負担を原則とすべきである。また、やむ得ない場合に補助金を交付するとしても、一定の経済的資力を有するであろう教職員への補助は、必要最低限に留めるべきである。

今後は、事業の実施にあたり、市の教職員負担が耐えきれない程に高額となり、事業遂行が困難な場合に補助金を交付することとし、現在の補助金交付は取り止めるべきである。

なお、教職員が参加する各種研修が業務上必要不可欠なものである場合には、教職員の自主的な参加に委ねるのではなく、市の研修として実施すべきである。

(2) 高知市学校教育に関する研究団体に対する補助金（高知市教育研究会）

1) 補助金の概要

①概説

高知市教育研究会（本項では以下「市教研」という。）に交付する補助金である。市教研は、市立学校の教職員で組織される団体であり、正規教職員 1,500 円、臨時的任用教員 1,000 円の会費で運営されている。平成 22 年度の市教研の大会議案書では、次のような記載がなされている。

(抜粋)
市教研は、高知市の教育の充実・向上を図るため、全市的に教職員が参加する自主的な研修の推進を目的として昭和 47 年に結成され現在に至っている。
(中略)
市教研の良さは、その自主性・主体性に集約されていると言える。目の前の子どもたちの現状を出発点として、私たち教職員にとって必要な研修とは何かを会員相互で話し合い、研修内容を私たち自身で創りあげていくことが可能なのは、市教研のもつ自主性・主体性に因るものである。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	教育委員会 学校教育課
補助対象事業	高知市教育研究会		
根拠法令等	高知市学校教育に関する研究団体に対する補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	2,880	2,880	2,880
（うち、市補助金）	2,880	2,880	2,880
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	2,880	2,880	2,880
（うち、市補助金）	2,880	2,880	2,880
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

高知市学校教育に関する研究団に対する補助金交付要綱では、補助対象者や補助対象事業等について次のように定めており、市教研での各種活動がこれに該当するために、事業費補助として補助金を交付している。なお、平成 18 年度は 3,600 千円の補助金が交付されているが、平成 19 年度からは 2,880 千円と同額の補助金が交付されている。

区分	内容
補助対象者	(1)教科に関する研究を行う団体 (2)道徳に関する研究を行う団体 (3)特別活動に関する研究を行う団体 (4)学校行事に関する研究を行う団体 (5)学校運営に関する研究を行う団体 (6)教職員の職務に関する研究を行う団体 (7)その他学校教育に関する研究等を行う団体
補助対象事業	(1)学校教育の向上又は進展を図るための事業 (2)機関紙の発行又は資料の作成配布により学校教育の充実を図る事業 (3)学校教育に関する研究又は調査の事業 (4)学校教育に関する研修会又は講習会を開催又はこれに参加する事業 (5)学校体育若しくは運動競技に関する行事の開催又はこれに参加する事業 (6)学校教育関係団体間の連絡調整に関する事業 (7)その他学校教育の振興に寄与する適切な事業
補助対象経費	・報償費 ・旅費 ・需用費（食糧費を除く） ・役務費 ・使用料及び賃借料 ・その他、事業の目的や効果から教育長が特に必要と認める経費

2) 監査の結果及び意見

①補助金のあり方について（意見）

市教研の平成 22 年度の決算書を確認すると、次のような状況であった。

（単位：千円）

一般会計		特別会計	
補助金収入	2,880	繰越収入	350
会費収入	2,912	積立収入	202
その他収入	0	その他収入	0
収入計	5,792	収入計	552
事業費支出	5,589	支出計	—
積立支出	202	収支差額	552
支出計	5,792		
収支差額	—		

市立学校の教職員の自主的な研修を推進するために、団体を組織し専門的な研修会の開催等を実施する意義は認められる。

一方で、教職員の自主的な研修を実施するためのものである以上、教職員等の会費による運営が基本原則と考えられるが、事業費の概ね 50%を補助金によっている現状には疑問を持たざるを得ない。

厳しい市財政の中であって、一定の経済的負担に耐え得ると思われる市の教職員の負担が千円程度で、これで賄いきれない事業費を補助金で交付することは、有用な補助金の交付とは思えない。

本節「(1) 全般事項」に記載したような対応を図るべきである。

②特別会計について (結果)

市教研の平成 22 年度の決算書では、次の項目が積立支出として計上され、特別会計において 552 千円の積立金が存在していた。

(単位：千円)

項目	金額
記念行事費	50
備品費	40
研修充実費	100
修繕等引当金	12
小計	202

特別会計の積立金残高は、上記の項目別に区分されておらず、どの使途でいくらの積立金残高があるのかが明らかになっていなかったが、特別会計の支出備考欄に使用目的が記載されていた。

項目	備考欄
記念行事費	平成 24 年度 40 周年記念公演
備品費	パソコン等
研修充実費	部会配分金・全体事業費等不足分
修繕等引当金	備品・借用備品修繕

上記について、「記念行事費」は使用目的と時期が明確であるが、その他の項目は使用時期が明確でなく、実質的には一般会計での収支差額の繰越になっていると考えられる。

先にも述べたとおり、市教研での事業は、教職員の自己負担額を事業の財源とすべきであり、事業費の約半分が補助金によっている現状において、使用時期が不明確な積立金を特別会計で積み立てるべきではないと思われる。

「記念行事費」以外の積立は、取り止めるべきである。

(3) 高知市学校教育に関する研究団体に対する補助金(高知市夏季教職員研修会)

1) 補助金の概要

①概説

高知市夏季教職員研修会（本項では以下「夏季研」という。）の事務局である高知市夏季教職員研修会実行委員会に交付する補助金である。夏季研は、市の教職員を対象として、年に1度開催される研修会であり、平成22年度は8月に実施され、招聘講師による全体公演、課題別の分科会（実践発表と研究協議）、慰労懇親会から構成されており、慰労懇親会以外の事業費に充当するための補助金となっている。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	教育委員会 学校教育課
補助対象事業	高知市夏季教職員研修会		
根拠法令等	高知市学校教育に関する研究団体に対する補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助金の予算額	1,765	1,765	1,412
（うち、市補助金）	1,765	1,765	1,412
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	1,765	1,765	1,412
（うち、市補助金）	1,765	1,765	1,412
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

2) 監査の結果及び意見

①補助金のあり方について（結果）

平成22年度における夏季研実行委員会の決算書を確認したところ、事業費1,412千円のほぼすべてが補助金で賄われていた（利息収入が64円）。

先の高知市教育研究会でも述べたが、市の教職員が自主的に開催する研修会等の費用は基本的に教職員の自己負担で賄うべきものであり、こうした事業の実施を全面的に補助金で支援することは、行き過ぎた補助金交付と言わざるを得ない。

本節「(1) 全般事項」に記載したような対応を図るべきである。

②補助対象経費の非効率な執行有無の確認について（結果）

平成 22 年度における夏季研実行委員会の決算書は、歳入と歳出が同額となっており、収支差額がゼロ円となっていた。

歳入には利息収入 64 円も含まれており、一般的な経済活動を前提とすれば、1 円の収支差額もでないという事態は、極めて異例と考えられる。この点、市担当者に質問したところ、年度の最終の支出について、予算残額に見合う値引きを受けることができたため、収支差額がゼロになっているとのことである。平成 21 年度、平成 20 年度の決算書も確認したが、補助金収入と若干の利息収入等で事業費を賄うという状況で、1 円の収支差額も生じていなかった。

こうした状況では、交付を受けた補助金について年度内で使い切るための非効率な支出があるのでないかという疑問を持たざるを得ない。

「1. 全市的な取組が必要な共通事項」の「2) 補助対象経費の非効率な執行有無の確認について」で記載した対応が必要である。

(4) 人権教育研修費補助金

1) 補助金の概要

①概説

市立学校の教員が特定の研究大会に参加するにあたり、大会参加費の一部を教員に交付する補助金である（費用の2/3を補助）。

なお、交付にあたっての事務や市との調整は、教員が自主的に組織した高知市立学校人権教育研修部会が担っている。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	教育委員会 人権教育課
補助対象事業	全国人権・同和教育研究大会参加事業等		
根拠法令等	(国法令) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (市要項) 高知市立学校人権教育研修部会研修費交付要綱		
補助金額(千円)	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助金の予算額	1,377	1,296	1,269
(うち、市補助金)	1,377	1,296	1,269
(うち、国・県補助金)	-	-	-
(うち、その他の補助金)	-	-	-
補助金の決算額	1,349	1,239	1,191
(うち、市補助金)	1,349	1,239	1,191
(うち、国・県補助金)	-	-	-
(うち、その他の補助金)	-	-	-

補助対象となる研究大会は、次の4つであり、平成20年度から平成22年度までの参加者数の状況、平成22年度の収支は、次のとおりである。

(単位：人)

名称	参加者数		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
全国人権・同和教育研究大会	24	20	15
四国地区人権教育研究大会(*1)	52	6	11
四国地区人権教育夏期講座(*2)	318	296	281
高知県人権教育研究大会	67	35	36

(*1) 平成20年度の参加数が多いのは、高知市内での開催であったため、旅費等の経費がかからず、予算内で多数の参加者を募ることができたためである。

(*2) 例年、高知市内で開催される。

(単位：千円)

	支出		収入	
全国人権・同和教育研究大会	旅費	560	市補助金	636
	大会参加費	60	個人負担金	319
	宿泊費	294		
	日当	41		
	計	955	計	955

	支出		収入	
四国地区人権教育研究大会	旅費	66	市補助金	154
	大会参加費	22	個人負担金	78
	宿泊費	119		
	日当	24		
	計	232	計	232

	支出		収入	
四国地区人権教育夏期講座	大会参加費	562	市補助金	365
			個人負担金	196
			計	562

	支出		収入	
高知県人権教育研究大会	大会参加費	54	市補助金	36
			個人負担金	18
			計	54

2) 監査の結果及び意見

①補助金交付の目的の明確化について（結果）

市では、補助金交付の対象となっている4つの研究大会への参加が、市の教員としての業務上の必要性があるため参加費用の一部を補助しており、高知市職員等旅費条例に基づく日当も支給している。

業務上の必要性（職務命令の範囲内）から大会に参加しているのであれば、教員の自己負担が生じるのは、問題があると思われる。一方、一定の自己負担を求めた上で費用の一部を補助している現状に照らせば、これらの大会への参加は教員の自己研鑽によるものとも解釈できる。

上記の4つの研究大会への参加が、職務命令の範囲内か否かを明確にした上で、次のような取扱いをすべきである。

区分	取扱い
職務命令内	<ul style="list-style-type: none">・補助金ではなく、事業費として整理する。・教員から自己負担を徴収せず、全額市の負担とする。
職務命令外	<ul style="list-style-type: none">・教員の自己負担が高額となり、大会参加が困難な場合に補助金を交付することとし、基本的に補助金は交付しない。・補助金を交付するとしても、日当は支給しない。・補助金を交付するとしても、宿泊費は実費精算とする（*）。

（*）現在は、高知市職員等旅費条例に基づいて宿泊費を支給しており、定額支給となっている。

なお、職務命令外とされた場合には、本節「（1）全般事項」に記載した内容に留意が必要である。

6. 公営事業（競輪事業）関連の補助金

(1) 全般事項

1) 概要

ここでは、公営事業である競輪事業及び競馬事業への補助金を取り上げている。
競輪事業は、市の単独事業として「収益事業特別会計」の枠組みで実施しており、多額の累積赤字を計上している状況である。
収益事業特別会計の状況は、次のとおりである。

(単位：百万円)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常	歳入(a)	21,986	14,361	11,795	10,920
	歳出(b)	21,982	14,198	11,859	10,924
	収益(c=a-b)	4	162	△64	△4
投資	歳出(d)	0	0	0	0
単年度収支(e=c-d)		4	161	△65	△4
繰上充用金(f)		7,164	7,159	6,997	7,063
差引(g=e-f)		△7,159	△6,997	△7,063	△7,067

2) 全体意見

①補助金のあり方について（意見）

競輪事業は公営競技（公営ギャンブル）として、その収益を市の財政に寄与することを目的としているが、高知競輪においても一般会計への繰出ができていない状況である。

こうした中で、選手育成等の補助金が競輪事業関連の団体に交付されている。累積赤字 70 億円のうち 60 億円は、高知市総合運動場の一施設であるりょうまスタジアム建設に伴う投資的経費を、競輪事業で負担した結果生じている。

選手育成等の補助金を交付することで地元出身の有力な選手を育成していくことにより、特別競輪誘致や開催、参加選手のあっせんに有利に働くこととなり、車券発売収入の増加につなげていくことが可能となる趣旨は理解できる。

しかし、約 70 億円の累積赤字を抱える事業に対して、数百万円の補助金交付が収支構造の抜本的な解決につながるとは考えらず、その補助効果には疑問を呈さざるを得ない。

当該補助金は、廃止することが望まれる。

(2) 高知県競輪選手発掘育成事業補助金

1) 補助金の概要

①概説

競輪選手の新規発掘と競輪選手候補生に対する強化訓練を行うことを目的とし、高知県自転車競技者育英会（本項では以下「育英会」という。）に対し、補助金を交付している。

育英会は、競輪選手の新規発掘事業及び競輪選手になるために必要な強化訓練を行う事業を実施おり、具体的に、高知県内の高等学校での競輪の説明会の開催、高知競輪場又は公道における強化訓練、合宿訓練、日本競輪学校入学試験の際の指導員の派遣等を実施している。

なお、市は平成 21 年度まで毎年定額補助（2,592 千円）をしていたが、市財政の状況を受けて、平成 22 年度より 1,200 千円に減額している。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	商工観光部 公営事業課
補助対象事業	自転車競技者育成事業		
根拠法令等	自転車競技の普及と競輪の発展に関する事業の補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	2,592	2,592	1,200
（うち、市補助金）	2,592	2,592	1,200
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	2,592	2,592	1,200
（うち、市補助金）	2,592	2,592	1,200
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

育英会では団体全体の決算書を作成しておらず、事業ごとの収支決算書を作成しているのみであり、平成22年度におけるこれらの状況は、次のとおりである。

事業	事業実施財源
高知県競輪選手発掘育成事業	市及び高知県自転車競技振興協議会（本稿では以下、「協議会」という。）からの補助金
競輪選手候補生に対する競輪学校受験対策に関する事業	協議会からの補助金

< 高知県競輪選手発掘育成事業 >

(単位：円)

支出の部		収入の部	
人件費	5,247,976	高知市補助金	1,200,000
事業費	944,024	協議会補助金	4,992,000
合計	6,192,000	合計	6,192,000

< 競輪選手候補生に対する競輪学校受験対策に関する事業 >

(単位：円)

支出の部		収入の部	
諸支出	640,000	前年度繰越金	177
		協議会補助金	640,000
次年度繰越金	205	雑収入	28
合計	640,205	合計	640,205

協議会は、市と財団法人日本自転車競技会高知支部が共同で設立した団体で、収入源は他市開催の車券の代理販売による他市からの協力金収入である。

なお、市補助金が減額されたため、協議会からの補助金が3,600千円から4,992千円に増額されている。

2) 監査の結果及び意見

①平成 16 年度包括外部監査指摘事項について（結果）

平成 16 年度の包括外部監査のテーマは、「高知市競輪事業に関する財務事務の執行について」であった。その中で、実績報告書が簡単な抽象的な内容の実績報告となっているため、数量的に報告させるべきであるとの指摘があった。

こうした指摘を踏まえて、実績報告書に添付されている平成 22 年度高知県競輪選手発掘強化育成事業完了報告書を閲覧したところ、競輪選手新規発掘事業の報告について、「県内の高等学校を訪問」と記載されているのみで、いつどこに訪問したのかが明確になっていなかった。

また、強化訓練の実施についても、「合宿訓練（高松競輪場等）を数回実施し」と記載されているのみで、いつどこで何回実施したかが明確になっていなかった。

平成 16 年度の監査から 6 年が経過している中で、適切な改善がなされているとは到底言えない状況であった。

早急に改善することが必要である。

②収支決算書の検証について（結果）

先に示したように、育英会での事業別収支決算書は収支差額が生じていない状況であった。

この点、所管課に確認したところ、競輪選手の OB が設立した会社に運営を委託しており、人件費及び事業費として 6,192 千円の委託料を支払っているため、収支差額が生じていないとのことである。

しかし、所管課においては、委託料の内容についての十分な検証を実施していなかった。

今後は、補助対象経費が適切に執行されたことを確認するために、支出の多くを占める項目について、所管課による検証を実施すべきである。

③ 補助金交付のあり方について（意見）

本節「(1) 全般事項」で記載したとおり、当該補助金は廃止することが望まれる。

(3) 社団法人日本競輪選手会高知支部に対する補助金

1) 補助金の概要

①概説

プロの競輪選手の育成と、記録会の運営を補助するため、社団法人日本競輪選手会（本項では以下「選手会」という。）の高知支部に対し、補助金を交付している。

補助金交付の趣旨は、競輪選手に対する強化訓練を行うことにより、有力選手を輩出することが期待され、有力選手を輩出することで、車券販売収入の増加を見込むことにある。

選手会は、全競輪選手が加入している団体であり、選手の賞金の一部を会費として徴収し、それを元手に各支部への交付金を拠出している。

選手会高知支部は、プロ自転車競技記録会の実施、選手技能訓練及び新人養成事業の実施、技能強化特別訓練の実施を事業として行っている。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	商工観光部 公営事業課
補助対象事業	(社)日本競輪選手会高知支部プロ自転車競技記録会，選手技能訓練及び新人養成事業，高知県競輪選手技能強化特別訓練事業		
根拠法令等	日本競輪選手会高知支部事業に対する補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	2,304	2,304	2,304
（うち、市補助金）	2,304	2,304	2,304
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	2,304	2,304	2,304
（うち、市補助金）	2,304	2,304	2,304
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

2) 監査の結果及び意見

①補助金交付のあり方について（意見）

本節「(1) 全般事項」で記載したとおり、当該補助金は廃止することが望まれる。

7. 商工・観光振興関連の補助金

(1) 観光情報発信事業補助金

1) 補助金の概要

①概説

市が高知県旅館ホテル生活衛生同業組合（本項では以下「組合」という。）に対して交付している補助金である。

補助金交付の目的は、インターネット上の雑誌である「旅色」の高知版の作成及び掲載をすることにより、高知城やはりまや橋、桂浜などの名所、よさこい祭りをはじめとするさまざまなイベントのほか、「食」「歴史」など観光客を魅了する多くの資源について、インターネットを活用して効果的に情報発信できることである。

「旅色」は民間事業会社により運営されており、組合が「旅色」高知版の掲載料 3,000 千円を当該会社に対して支払っている。市はその全額である 3,000 千円を定額で補助している。

②要約表

補助金の性格	市単独 (平成 21 年度は県補助)	所管部局 所管課	商工観光部 観光振興課
補助対象事業	観光情報発信事業（旅色高知版構築）		
根拠法令等	高知市観光振興事業補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	-	5,000	3,000
（うち、市補助金）	-	3,000	3,000
（うち、国・県補助金）	-	2,000	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	-	5,000	3,000
（うち、市補助金）	-	3,000	3,000
（うち、国・県補助金）	-	2,000	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

なお、平成 21 年度では、県も補助金を 2,000 千円交付していたが、平成 22 年度には補助金の交付を取りやめている。平成 22 年度に県が補助金の交付を取りやめた理由は、組合に所属しているホテルは高知市在住のものが多いためである。

2) 監査の結果及び意見

①補助金交付先の財務内容の検証について（結果）

所管課は組合の決算書を入手しておらず、組合の財政状態を確認することができなかった。

一般的に補助金を交付するにあたっては、交付団体の財務状況を確認し、真に補助金が必要な団体であるかを確認する必要があるはずである。あるいは、使途秘匿金を多額に計上している等、不明瞭な支出を多額に実施するような団体には補助金を交付すべきではないため、そのような団体でないことを確認することも必要と考えられる。

今後は、組合の決算書を入手し、上記のような視点での検証が必要である。

また、所管課では組合の財務内容を検証していないばかりか、掲載料支出に係る証憑も確認しておらず、当該補助金が適切に執行されているのかも検証していなかった。

請求書等の証憑を入手し、実績報告の数値と照合することが必要である。

②組合の決算書について（意見）

上記①の指摘の結果、監査期間中に組合の決算書を入手することができた。入手した決算書を閲覧したところ、決算書に補助金交付に係る収入3百万円と、掲載料に係る支出3百万円が記載されていなかった。これは、補助金が交付された際には仮受金として処理し、掲載料の支払があった際には補助金が交付された際に計上した仮受金を取り崩す処理を行っているためである。

決算書に補助金交付に係る収入及び掲載料に係る支出を記載するため、補助金が交付された際には収入として計上し、掲載料の支払があった際には支出として計上することを組合に対して指導することが望まれる。

③補助金交付の妥当性について（意見）

「旅色」高知版の掲載により、高知市の観光資源について情報発信できることから、市が補助金を交付することには一定の妥当性を見出せる。

「旅色」高知版の中央エリアを確認したところ、見開き11頁中4頁が高知市、南国市及び大川村の高知県の中央エリアの観光資源の紹介であり、その他7頁がホテルの紹介であった。

このように、「旅色」高知版ではホテルの紹介が主要な情報であるにもかかわらず、組合の費用負担が全くないのは、他の補助金と比較して公平性に欠ける。

したがって、市が掲載料全額について、補助金を交付することは適当ではなく、組合にも一定の費用負担を求めるべきである。

(2) 高知市役所よさこい祭り等参加事業費補助金

1) 補助金の概要

①概説

市の踊り子隊をよさこい祭りに参加させるため、高知市役所よさこい祭り実行委員会（本項では以下「実行委員会」という。）に対して補助金を交付している。

実行委員会は、市の踊り子隊をよさこい祭りに参加させることにより、よさこい祭りの育成及びよさこい鳴子踊りの普及を促進することを通じて、市の商工業及び観光の振興に寄与するとともに、職員の福利厚生に資することを目的としている。

なお、実行委員会の事務局は総務課内に設置されており、総務課員が事務処理を実施している。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	総務部 総務課
補助対象事業	よさこいまつり費		
根拠法令等	高知市役所よさこい祭り等参加事業費補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	1,400	1,400	1,000
（うち、市補助金）	1,400	1,400	1,000
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	1,400	600	600
（うち、市補助金）	1,400	600	600
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

2) 監査の結果及び意見

①補助金交付の見直しについて（意見）

実行委員会に対する市の補助金は、減額の傾向にある。補助金の減額は、実行委員会の支出に対する補助金の割合が高いことから、実行委員会の運営に与える影響も大きい。平成 22 年度の実績では、実行委員会の支出合計額 2,691 千円に対し、600 千円の補助金が市から交付されている。補助金の減額による不足分について、市では職員からカンパを募って補い、よさこい祭りへの参加を継続している。

補助金の交付目的について、交付要綱では、よさこい祭りの育成発展及びよさこい鳴子踊りの普及を促進し、もって本市の商工観光の振興を図ると規定されている。

よさこい祭りは今や、高知県外を含む 189 の団体、踊り子約 18,000 人が参加し、全国から約 120 万人を集客する大祭りへと発展し、またよさこい鳴子踊りは、北海道の YOSAKOI ソーラン祭りや原宿表参道元氣祭スーパーよさこい等、全国各地へ普及している。

当該目的はすでに十分に達成されたと考えられるため、廃止も含め補助金の交付を見直すことが望まれる。補助金の交付廃止は市の職員のよさこい祭りへの参加を否定する意図ではなく、市の補助金に依存しないよさこい祭りへの参加の形態を考えられたい。

(3) 原宿表参道元氣祭スーパーよさこいチーム派遣事業補助金

1) 補助金の概要

①概説

例年8月下旬に東京都渋谷区表参道にて実施される原宿表参道元氣祭スーパーよさこい（本項では以下「元氣祭」という。）に参加する市のチームをとりまとめる原宿表参道元氣祭高知応援隊（本項では以下「応援隊」という。）に対する補助金である。応援隊に交付された補助金は、元氣祭に参加するチームの参加費用の一部として使用される。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	商工観光部 観光振興課
補助対象事業	「原宿表参道元氣祭スーパーよさこい」チーム派遣事業		
根拠法令等	高知市観光振興事業補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助金の予算額	1,000	1,000	1,000
（うち、市補助金）	1,000	1,000	1,000
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	1,000	1,000	950
（うち、市補助金）	1,000	1,000	950
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

元氣祭は、全国のよさこい祭りの中でも、規模、観客数の多い大きな祭りであり、高知市にとってはよさこい祭りPRの重要な場となっている。このため、高知市内で実施されるよさこい祭りを受賞を受けたチームに対して補助金を交付し、元氣祭への参加を促している。

応援隊は1,000千円の補助金を受領し、応援隊の引率者の出張費、代表者会の飲み物代及び各チームへの補助金の振込手数料を計算し、それらを差し引いた金額を参加チームに均等に配分している。なお、端数の金額が生じた場合には市への精算を行っている。

2) 監査の結果及び意見

①繰越金の精算について（結果）

平成 22 年度における応援隊の決算書を確認したところ、次のとおりであった。

(単位：円)

支出の部		収入の部	
各出場チームへ交付する金額	900,000	前期繰越	34,641
応援隊の代表者の出張代	41,500	補助金	950,590
代表者会飲み物代	3,000	受取利息	12
振込手数料	6,090		
次期繰越	34,653		
合計	985,243	合計	985,243

次期繰越が 34,653 円発生しており、この内容は、前期繰越 34,541 円に預金利息 12 円を加算した金額である。

当該補助金は、支給額と実績額の差額は精算され、市に返還されるため、繰越金は本来発生するはずのないものである。しかし、過去に精算が適切に実施されていなかったため、平成 22 年度においても引き続き繰越金が生じていた。

繰越金は本来精算され、市に返還するものであるため、市は繰越金を回収するとともに、今後、同様の事例が生じないよう応援隊に指導することが必要である。

8. 農業振興関連の補助金

(1) 全般事項

1) 概要

ここでは、農業振興関連の補助金を取り上げている。

農業振興関連の補助金は、農家に直接補助金を交付するものと、農業協同組合（本項では以下「農協」という。）に補助金を交付することで農家に間接的に補助金を交付するものがあり、補助金の最終的な便益を受けるのは農家となっている。なお、市には現在、高知市農業協同組合（本項では以下「高知市農協」という。）と高知春野農業協同組合（本項では以下「春野農協」という。）の2つの農協がある。

市の合併前の旧高知市と旧春野町が同一の補助金を交付していた経緯があり、平成20年1月の市の合併後においても高知市農協については旧高知市の所管課の延長である農林水産課が、春野農協については旧春野町の所管課の延長である春野地域振興課が引き続き補助金の窓口となっている。また、地域性の関係で、高知市農協と農林水産課が、春野農協と春野地域振興課がそれぞれ密に関係を築いていたため、2つの所管課が事務作業を分担して対応している。

2) 全体意見

①市税の滞納有無の確認について（結果）

直接又は間接的に補助金の交付を受ける農家について、市税の滞納有無を確認していない事例が散見された。

市税を納付する義務を果たさない者が、市からの補助金を受けることは著しく合理性を欠く結果となるため、市税の滞納有無の確認は欠くことのできない手続である。補助金の交付に際しては、市税の滞納有無を確認するとともに、交付要綱に市税の滞納がないことを交付要件とする旨の記載をする必要がある。

(2) 高知市営農支援事業費補助金

1) 補助金の概要

①概説

市が営農改善を図ろうとする取組みに対し支援を行うことにより、本市農業の振興を図ることを目的として、交付する補助金である。

補助対象事業は、農業共同施設等整備事業等であり、補助対象者は高知市農協等の団体である。名目上は高知市農協等であるが、補助金の交付により最終的に便益を享受するのは農家である。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	農林水産部 農林水産課
補助対象事業	農業共同施設等整備事業、営農技術等研究事業、耕種農業改善事業、女性農業者経営参画推進事業		
根拠法令等	高知市営農支援事業費補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	4,190	2,846	2,841
（うち、市補助金）	4,190	2,846	2,841
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	4,183	2,475	2,529
（うち、市補助金）	4,183	2,475	2,529
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

なお、平成 22 年度の補助金の実績金額は、次のとおりである。

(単位：千円)

事業区分	事業内容	補助対象 事業費	補助金 交付額
農業共同施設等整備事業	花卉球根予冷庫冷却装置改修	850	283
	農産物予冷庫冷却装置改修	1,036	345
	段ボール製封かん機	1,350	450
	直売所出荷販売システム整備	1,050	350
営農技術等研究事業	営農技術等の開発、改善	1,600	801
耕種農業改善事業	梨園カラス被害防止	400	150
女性農業者経営参画推進事業	女性部の活動支援	1,960	150
合計		8,246	2,529

2) 監査の結果及び意見

①補助金の効果の明確化について（結果）

花卉球根予冷库冷却装置改修に係る補助金を確認したところ、高知市農協に補助金が交付されていた。これは、高知市農協が冷却装置を設置・改修することにより、高知市農協が農家から徴収する利用料を低く設定できるためである。

しかし、市及び高知市農協において、当該補助金が交付されない場合の利用料が算定されておらず、補助金交付によって農家が負担する利用料がどれくらい割安になっているかの確認ができなかった。

こうした状況では、農家の営農支援を図るといふ補助目的が達成されているのかの検証ができず、補助効果も把握できない。

今後は、補助金交付がない場合の利用料を算定し、補助目的の達成度を可視化する必要がある。

なお、高知市農協が農家から徴収している利用料の単価及び年間金額は、次のとおりである。

【利用料の単価】

- ・解凍使用の場合…1 コンテナ 3 円／日
- ・冷蔵利用の場合…1 コンテナ 5 円／日

【利用料の年間金額】

解凍：	4,893 延ベコンテナ（コンテナ数×日数）	×3 円＝	14,679 円
冷蔵：	35,504 延ベコンテナ（コンテナ数×日数）	×5 円＝	177,520 円
合計	40,397 延ベコンテナ（コンテナ数×日数）		192,199 円

(3) 高知市農業用廃プラスチック類処理対策推進事業費補助金

1) 補助金の概要

①概説

高知市農業用廃プラスチック類処理対策推進協議会（本項では以下「協議会」という。）及び春野農協が廃棄する農業用廃プラスチックの処理費について、その6分の1を交付する補助金である。

旧高知市地域（鏡、土佐山を含む）においては、協議会が高知県農業用廃プラスチック処理公社（本項では以下「公社」という。）への処理経費の支払い等を取りまとめて行っているため、市からの補助金は同協議会へ支払われている。一方、旧春野町においては、その業務を春野農協が担っているため、市からの補助金は同農協に支払われている。

農業用廃プラスチックは塩化ビニール系とポリフィルム系があり、どちらも産業廃棄物に区分される。この産業廃棄物について農家が自ら焼却し、また、土中に埋める等の不適切な処理がなされた場合、公害等の発生原因となる。このような問題を抑えるため、特にハウス農家が多い市において、農業用廃プラスチックを排出する農家が負担する処理費のうち一部を助成することにより、農業用廃プラスチックの適正処理を推進し、環境保全型農業の推進及び施設園芸の振興を目的とする。

②要約表

【協議会】

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	農林水産部 農林水産課
補助対象事業	協議会が実施する旧高知市地域における高知市農業用廃プラスチック類処理対策推進事業		
根拠法令等	高知市農業用廃プラスチック類処理対策推進事業費補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	900	829	791
（うち、市補助金）	900	829	791
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	646	702	650
（うち、市補助金）	646	702	650
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

【春野農協】

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	農林水産部 春野地域振興課
補助対象事業	春野農協が実施する春野地域における高知市農業用廃プラスチック類処理対策推進事業		
根拠法令等	高知市農業用廃プラスチック類処理対策推進事業費補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	2,100	1,575	1,363
（うち、市補助金）	2,100	1,575	1,363
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	1,196	1,209	1,079
（うち、市補助金）	1,196	1,209	1,079
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

2) 監査の結果及び意見

①補助金交付の妥当性について（意見）

産業廃棄物の取扱いについては、農家だけが抱えている問題ではなく、他の産業の事業者においても同様の問題を抱えている。それにもかかわらず、農家にだけ産業廃棄物の処理に対して補助金を交付することは公平性に問題がある。

農業用廃プラスチックの適正処理を推進する目的は理解できるが、農家だけ特別に優遇されるべきものではなく、当然に適正に処理すべき事項である。

農家に対する過度な補助金の交付を即刻に中止することが望まれる。

(4) 土地改良事業並びに農道及び用排水路維持整備事業補助金

1) 補助金の概要

①概説

市が土地改良区等の土地改良事業、農道の拡幅及び水路の整備等を実施する団体に対して交付する補助金である。

土地改良区は、土地改良施設（農道、用排水路、ため池等）の新設・更新・維持管理等の土地改良事業の実施主体であり、農家により組織された団体である。なお、土地改良区を組織するには、県知事の認可が必要となっている。

土地改良区が自ら行う土地改良事業については、その事業主体として活動し、県営土地改良事業及び国営土地改良事業が実施される場合には、その事業の受託及び推進、事業により造成された土地改良施設の管理の受託、その事業に係る受益者負担金の徴収等が主たる業務となる。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	農林水産部 耕地課
補助対象事業	土地改良事業		
根拠法令等	土地改良事業並びに農道及び用排水路維持整備事業補助金交付規程		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	14,000	10,000	10,000
（うち、市補助金）	14,000	10,000	10,000
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	13,788	9,906	9,842
（うち、市補助金）	13,788	9,906	9,842
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

補助対象事業は、国・県の認証事業の対象にならない比較的小規模な土地改良事業であり、これらの事業を広範囲に実施することにより、農業基盤整備を促進し農業振興を図ることを目的としている。

なお、平成 22 年度における補助金の補助割合は基本的に 4 分の 3 であり、交付実績金額は次のとおりである。

(単位：円)

No.	交付先	補助金額 ①	事業実施金額 ②	補助割合 ③=①/②
1	高知市布師田土地改良区	1,485,000	1,980,300	75.0%
2	高知市土地改良施工組合	1,004,000	1,338,750	75.0%
3	高知市行川土地改良区	250,000	312,900	79.9%
4	高知市大津乙部土地改良区	1,828,000	2,438,100	75.0%
5	高知市東部土地改良区	1,716,000	2,289,000	75.0%
6	高知市東部土地改良区	1,191,000	1,588,650	75.0%
7	高知市五台山南部土地改良区	874,000	1,166,550	74.9%
8	高知市一宮徳谷土地改良区	707,000	943,950	74.9%
9	高知市土地改良施工組合	787,000	1,050,000	75.0%
	合計	9,842,000	13,108,200	75.1%

2) 監査の結果及び意見

①事務手続上の不備について (結果)

補助金等の交付に関する条例第 11 条には「市長は、補助事業等の完了の認定をした場合においては、その旨を補助事業等の執行者に通知し、その申請によつて補助金等の交付をする」と明記されており、事業完了時に補助金額の確定通知を送付することを求めている。

しかし、所管課では当該通知を補助対象者に送付しておらず、事務手続上の条例違反が見受けられた。

今後、適切に確定通知を送付する必要がある。

また、確定通知を送付する旨が交付要綱に記載されていなかったため、交付要綱にその旨を記載しておく必要がある。

なお、交付要綱の不備は所管課でも把握しており、記載内容の変更を予定しているとのことである。

(5) 高知市園芸農業レンタルハウス整備事業費補助金

1) 補助金の概要

①概説

施設園芸農業の新規参入や規模拡大を図るため、園芸用ハウス本体をレンタルし、実施農家の初期投資を抑えることを目的として、高知市農協及び春野農協に対して交付する補助金である。

各農協が園芸用ハウスを建設し、建設費の一部を補助金で充当し、差額分を農家からレンタル料として徴収することとなる。こうした仕組みによって、園芸用ハウスを農家が自家建設する場合に比べ、補助金額分だけ初期投資を抑えることが可能となる。

②要約表

【高知市農協】

補助金の性格	県補助	所管部局 所管課	農林水産部 農林水産課
補助対象事業	園芸農業レンタルハウス整備事業		
根拠法令等	高知県園芸農業レンタルハウス整備事業費補助金交付要綱 高知県園芸農業レンタルハウス整備事業実施要領 高知市園芸農業レンタルハウス整備事業費補助金		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	6,791	3,080	3,080
（うち、市補助金）	3,125	1,400	1,400
（うち、国・県補助金）	3,666	1,680	1,680
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	-	3,044	2,794
（うち、市補助金）	-	1,171	1,198
（うち、国・県補助金）	-	1,873	1,596
（うち、その他の補助金）	-	-	-

【春野農協】

補助金の性格	県補助	所管部局 所管課	農林水産部 春野地域振興課
補助対象事業	園芸農業レンタルハウス整備事業		
根拠法令等	高知県園芸農業レンタルハウス整備事業費補助金交付要綱 高知県園芸農業レンタルハウス整備事業実施要領 高知市園芸農業レンタルハウス整備事業費補助金		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	32,326	49,523	82,978
（うち、市補助金）	14,369	22,692	22,381
（うち、国・県補助金）	17,957	26,831	60,597
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	32,326	48,015	49,567
（うち、市補助金）	14,369	15,185	15,590
（うち、国・県補助金）	17,957	32,830	33,977
（うち、その他の補助金）	-	-	-

補助対象となる事業は、次のとおりである。

No.	事業区分	事業内容
1	新規就農促進区分	新規就農者又は施設園芸に参入する農業者を対象とした園芸用ハウスのレンタル事業に要するハウス等の整備
2	規模拡大促進区分	自立経営の確立を目指して、規模拡大等を図ろうとする農業者を対象とした園芸用ハウスのレンタル事業に要するハウス等の整備のうち、既存の園芸用ハウスを継続活用しつつ、規模拡大を図るために要する5アールを超える新たなレンタルハウス等の整備
3	高度化促進区分	自立経営の確立を目指して、規模拡大等を図ろうとする農業者を対象とした園芸用ハウスのレンタル事業に要するハウス等の整備のうち、15年以上経過している既存の園芸用ハウスを建て替えて、生産性の向上を図るために要する、5アールを超える新たなレンタルハウス等の整備、また、事業実施主体の策定する「高度化整備計画」に基づくレンタルハウス等の整備
4	災害復旧区分	被災直前まで園芸用に供していたハウスが自然災害により滅失した場合、当該ハウスを使用していた農家を対象として、事業実施主体が行う園芸用ハウスのレンタル事業に要するハウス等の整備
5	モデル集落支援区分	集落営農組織等の自立経営を図るために要する、5アールを超えるレンタルハウス等の整備

平成 22 年度の補助金の実績金額は、次のとおりである。

(単位：千円)

事業区分	市補助金	県補助金	自己負担額	事業費合計
【高知市農協】				
規模拡大促進区分	1,198	1,596	2,236	5,030
高知市農協合計	1,198	1,596	2,236	5,030
【春野農協】				
規模拡大促進区分	1,227	2,453	9,424	13,104
	2,800	5,600	12,999	21,399
	2,091	4,181	13,835	20,107
	1,057	2,113	6,070	9,240
高度化促進区分	3,410	7,955	13,709	25,074
	1,942	4,529	7,809	14,280
	3,063	7,146	13,521	23,730
春野農協合計	15,590	33,977	77,367	126,934

2) 監査の結果及び意見

①市税の滞納有無の確認について（結果）

補助金の最終便益を受ける農家について、市税の滞納有無を確認していなかった。

市税を納付する義務を果たさない者に補助金が交付されるのは、著しく合理性を欠くことになり、本節「(1) 全般事項」に記載したとおり、市税の滞納有無を確認するとともに、交付要綱に市税の滞納がない旨を要件として定めるべきである。

(6) 農業基幹営農者育成資金利子補給金

1) 補助金の概要

①概説

新たに一つの農業部門の経営を開始する事業、または、現在行っている農業部門の経営規模の拡大又は経営内容の改善等のための事業を実施する営農者を補助することにより、農業経営の合理化及び近代化を推進することを目的として、高知市農協に対して交付する補助金である。

平成 22 年度の補助金の交付件数及び実績金額は、1 件 495 千円であった。なお、当該補助金により利子補給を受けた営農者は 14 名であった。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	農林水産部 農林水産課
補助対象事業	農業基幹営農者が農業の企業的経営者として取り組むために必要とする資金を農業協同組合が融資する場合に発生する利子について、市が利子補給金を交付する。		
根拠法令等	高知市農業基幹営農者育成資金利子補給要綱		
補助金額 (千円)	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	1,307	1,215	1,037
(うち、市補助金)	1,307	1,215	1,037
(うち、国・県補助金)	-	-	-
(うち、その他の補助金)	-	-	-
補助金の決算額	733	565	495
(うち、市補助金)	733	565	495
(うち、国・県補助金)	-	-	-
(うち、その他の補助金)	-	-	-

市と農協の負担割合は次のとおりであり、利子補給金を交付することで営農者の利子負担をゼロとするものである。

(単位：%)

基準金利	市負担割合	農協負担割合
9.01 以上	7.00	2.00
8.00～9.00	7.00	基準金利－7.00
7.90～7.99	基準金利－1.00	1.00
7.70～7.89	基準金利－0.90	0.90
7.50～7.69	基準金利－0.80	0.80
7.30～7.49	基準金利－0.70	0.70
7.10～7.29	基準金利－0.60	0.60
7.09 以下	基準金利－0.50	0.50

2) 監査の結果及び意見

①市税の滞納有無の確認について（結果）

補助金による利子補給を受けた営農者について、市税の滞納有無を確認していなかった。

市税を納付する義務を果たさない者に補助金が交付されるのは、著しく合理性を欠くことになり、本節「(1) 全般事項」に記載したとおり、市税の滞納有無を確認するとともに、交付要綱に市税の滞納がない旨を要件として定めるべきである。

(7) 高知市農業近代化資金利子補給金

1) 補助金の概要

①概説

農協等の融資機関が農業近代化資金融通法に規定する農業の近代化に要する資金を農家に貸し付ける場合において、1%を限度とする利子補給率について交付する補助金である。

農業近代化資金融通法は、国及び県が利子補給する制度であるが、市がこれに上乗せして利子補給金を交付することにより、農家の農業経営の近代化を促進することを目的としている。

平成 22 年度の補助金の交付件数及び実績金額は、2 件 467 千円であった。なお、補助金の交付先は高知市農協及び高知春野農協の 2 件であるが、当該補助金により利子補給を受けた農家は 35 名であった。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	農林水産部 農林水産課
補助対象事業	高知県から利子補給の承認を受けた農業近代化資金に対する利子補給		
根拠法令等	高知県農業近代化資金利子補給規則、高知県近代化資金取扱要綱、高知市農業近代化資金利子補給規程		
補助金額 (千円)	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	1,800	1,100	2,007
(うち、市補助金)	1,800	1,100	2,007
(うち、国・県補助金)	-	-	-
(うち、その他の補助金)	-	-	-
補助金の決算額	517	493	467
(うち、市補助金)	517	493	467
(うち、国・県補助金)	-	-	-
(うち、その他の補助金)	-	-	-

2) 監査の結果及び意見

①市税の滞納有無の確認について (結果)

補助金による利子補給を受けた農家について、市税の滞納有無を確認していなかった。

市税を納付する義務を果たさない者に補助金が交付されるのは、著しく合理性を欠くことになり、本節「(1) 全般事項」に記載したとおり、市税の滞納有無を確認するとともに、交付要綱に市税の滞納がない旨を要件として定めるべきである。

9. 福祉・医療関連の補助金

(1) 障害児放課後等支援事業費補助金

1) 補助金の概要

①概説

障害児放課後等支援事業を実施する社会福祉法人等の団体に対して交付する補助金である。

障害児放課後等支援事業は放課後もしくは学校休業日に障害児の見守り支援を実施する事業であり、障害児の健全な育成及びその保護者の介護負担の軽減を図ることを目的としている。

平成 22 年度における補助対象者は高知市手をつなぐ育成会(本項では以下「育成会」という。)及び山田養護学校学童クラブ保護者会(本項では以下「山田保護者会」という。)の 2 団体である。補助金額は、育成会に対して 7,028 千円、山田保護者会に対して 440 千円を交付している。

②要約表

補助金の性格	国庫補助	所管部局 所管課	健康福祉部 障がい福祉課
補助対象事業	障害児放課後等支援事業		
根拠法令等	障害者自立支援法第 77 条第 3 項, (国通達等) 地域生活支援事業の実施について(平成 18 年 8 月 1 日厚労省障害保健福祉部長通知), (市要綱・要領) 高知市障害児放課後等支援事業費補助金交付要綱		
補助金額(千円)	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	7,299	7,299	7,469
(うち、市補助金)	1,824	1,824	1,867
(うち、国・県補助金)	5,475	5,475	5,602
(うち、その他の補助金)	-	-	-
補助金の決算額	7,298	7,298	7,468
(うち、市補助金)	1,824	1,824	1,867
(うち、国・県補助金)	5,473	5,473	5,601
(うち、その他の補助金)	-	-	-

山田保護者会は南国市所在の団体であり、高知市在住の障害児を預った人数に単価を乗じた金額を補助金として交付している。

一方、育成会は高知市所在の団体であり、補助対象事業である放課後支援事業にかかる必要経費を補助対象経費として補助金を交付している。

また、当該補助金の他に、夏休み等の長期休暇時に障害児の見守り支援を実施する長期休暇支援事業 560 千円と、ボランティア活動を支援する社会福祉厚生事業 350 千

円について、市から別途補助金を受領しており、それぞれについて事業を実施している。平成22年度の育成会の収支決算書は、次のとおりである。

(単位：円)

	本会計	放課後 支援事業	長期休暇 支援事業	社会福祉 厚生事業	『外へ飛び 出せ運動会』	全体
前期繰越金	1,949,039	0	0	0	0	1,949,039
会費	861,000	0	0	0	0	861,000
県補助金	0	0	0	0	250,000	250,000
市補助金	0	7,028,285	560,000	350,000	0	7,938,285
利用者収入	0	3,765,200	1,074,000	0	0	4,839,200
参加者負担金	51,600	0	0	23,200	0	74,800
管理費収入	495,000	0	0	0	0	495,000
雑収入	7,342	722				8,064
収入合計	3,363,981	10,794,207	1,634,000	373,200	250,000	16,415,388
他事業費	68,471	0	0	0	0	68,471
支援員給与	0	8,738,824	1,492,700	0	0	10,231,524
事務給与	489,680	643,320	0	0	0	1,133,000
報償費	0	0	48,000	0	0	48,000
おやつ代	0	191,006	48,640	0	0	239,646
通信費	107,904	23,078	1,690	28,521	15,007	176,200
水道光熱費	35,652	32,800	0	0	0	68,452
旅費交通費	0	0	0	228,815	35,000	263,815
研修費	373,813	0	0	0	0	373,813
事務用消耗品費	22,942	21,369	0	0	12,085	56,396
備品消耗品費	0	100,080	0	17,216	12,800	130,096
修繕費	0	12,705	0	0	0	12,705
印刷経費	1,740	6,850	17,349	400	400	26,739
地代家賃	90,000	90,000	0	0	0	180,000
諸会費	10,000	0	0	0	0	10,000
慶弔費	100,000	0	0	0	0	100,000
支払手数料	7,380	0	0	0	0	7,380
管理費	0	495,441	0	0	0	495,441
雑費	9,784	199,255	6,679	94,663	16,634	327,015
参加賞代	0	0	0	0	124,230	124,230
会議費	0	26,880	0	0	0	26,880
福利厚生費	0	139,081	0	0	0	139,081
保険料	0	26,064	51,000	3,780	18,900	99,744
支払手数料	0	47,454	0	0	0	47,454
借上料	0	0	0	0	15,000	15,000
租税公課	0	0	0	0	0	0
定期預金積立	240,000	0	0	0	0	240,000
支出合計	1,557,366	10,794,207	1,666,058	373,395	250,056	14,641,082
次期繰越金	1,806,615	0	△32,058	△195	△56	1,774,306

(注) 本会計とは補助金が交付されていない事業をまとめたものである。具体的には、ボランティア活動事業、市長との対話集会、会報紙作成、子育て支援事業及び研修事業である。

2) 監査の結果及び意見

①共通費の按分について（結果）

育成会の支出のうち、共通費と考えられる支出の各事業の負担割合は、次のとおりであった。

(単位：%)

	本会計	放課後 支援事業	長期休暇 支援事業	社会福祉 厚生事業	『外へ飛び出 せ運動会』	全体
事務給与	43	57	-	-	-	100
通信費	61	13	1	16	9	100
水道光熱費	52	48	-	-	-	100
事務用消耗品費	41	38	-	-	21	100
備品消耗品費	-	77	-	13	10	100
修繕費	-	100	-	-	-	100
印刷経費	7	26	65	1	1	100
地代家賃	50	50	-	-	-	100
福利厚生費	-	100	-	-	-	100
保険料	-	26	51	4	19	100
支払手数料	-	100	-	-	-	100

各事業の負担割合について、「修繕費」、「福利厚生費」、「支払手数料」は放課後支援事業に100%計上され、「備品消耗品費」、「事務給与」についても放課後支援事業に高い割合で計上されている。特に、「事務給与」は、長期休暇事業、社会福祉厚生事業、『外へ飛び出せ運動会』では負担が生じていない。

このように共通費と考えられる支出については、事業間で極端な偏りが見受けられる状況である。

この点について担当課に質問したところ、育成会では特に共通費についての按分基準を設けておらず、当初予算を満額交付受けられるよう、放課後支援事業の収支差額を0円となるように逆算して按分しているとのことであった。

上記の方法によると、実際にかかった経費を超える金額を補助金として交付している可能性が高く、過度な補助金が長年交付され続けていたことになる。

今後は、共通費を建物面積や労働時間等の一定の合理的な基準に基づき、各事業に按分した結果に基づいて補助金額を確定させる必要がある。

②支出の事実には紐づかない経費の計上について

放課後支援事業の支出項目のうち、管理費が495,441円とあるが、このうち495,000円については、実際に支出の事実には紐づかない経費の計上であった。この実際に支出の事実には紐づかない経費は育成会の本会計の管理費収入として同額が計上されており、結果的に本会計の次期繰越差額金として育成会で繰越処理されている。

(ア) 補助対象経費の検証について (結果)

所管課では決算書の内容を閲覧し、必要に応じ育成会に質問を実施することで、補助対象経費の執行状況を検証しているが、この支出の事実には紐づかない経費を把握できなかったとのことであった。

質問の実施は、検証方法として一つの手段ではあるが、回答内容が虚偽である場合等には機能しないため、回答内容の裏付けとして領収書等の証憑書類を入手する等の詳細な調査が必要である。

補助対象経費の実在性を確認するため、「1. 全市的な取組が必要な共通事項」に記載したとおり、全市的な方針に従い、証憑書類を入手することが必要である。

(イ) 支出の事実には紐づかない経費計上の原因調査について (結果)

支出の事実には紐づかない経費を計上した理由を担当課から育成会に確認したところ、次のような状況であった。

- ・ 育成会では補助事業の実施にあたり1ヶ月当たり45千円の管理経費の発生が見込まれる。
- ・ 育成会は、管理経費の11ヵ月分である495千円について、その発生の有無に関らず補助対象経費に含めることができると理解していた。
- ・ こうした取扱いについては市から容認されていた。
- ・ 所管課がこれら一連の処理を容認した事実はない。

経費の発生有無に関らず補助対象経費に含めるのであれば、どのような経費でも対象経費となってしまう、育成会の言い分には無理がある。

また、所管課と育成会の言い分も食い違っており、どちらが正しいのかを判断できない。

支出の事実には紐づかない当該経費の計上について、その経緯を調査するとともに、育成会に留保された額の返還を求めるべきである。

(2) 高知市グループホーム等整備事業費補助金

1) 補助金の概要

①概説

障害者自立支援法に規定する共同生活介護及び共同生活援助を行う施設（本項では以下「グループホーム等」という。）の創設及び定員増員の場合における改修整備工事に要する費用の一部を、グループホーム等を設置しようとする者又は設置している者に対し、補助することを目的に交付する補助金である。

グループホーム等とは、障害者自立支援法で規定されている障害福祉サービス事業を実施する施設であり、障害者が共同生活を行う住居で、夜間や休日に入浴、排せつ、食事等の介護又は相談その他の日常生活上の援助を受けながら生活することを目的としている。

平成 22 年度の補助金交付の実績金額は国が 20, 235 千円、市が 10, 119 千円の合計 30, 354 千円であり、交付件数は 4 件であった。

②要約表

補助金の性格	国庫補助		所管部局
			健康福祉部
			所管課
			障がい福祉課
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新たにグループホーム等を整備する事業 ・補助対象者が所有し、又は賃借する既存建物について、共同生活介護等を行う場合に必要なバリアフリー化工事等の改修整備を行う事業 		
根拠法令等	障害者自立支援法、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱、地域生活支援事業費補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金（障害者就労訓練設備等整備事業等）交付要綱、高知市グループホーム等整備事業費補助金		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	9,000	9,000	30,874
（うち、市補助金）	3,000	3,000	10,292
（うち、国・県補助金）	6,000	6,000	20,582
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	8,458	9,000	30,354
（うち、市補助金）	2,820	3,000	10,119
（うち、国・県補助金）	5,638	6,000	20,235
（うち、その他の補助金）	-	-	-

2) 監査の結果及び意見

①グループホーム等の必要数の検討について（意見）

市は稼働中のグループホーム等の総定員数と、入所が見込まれる必要定員数を比較しておらず、今後必要となるであろうグループホーム等の件数を把握していなかった。

市の保有している資料を確認したところ、「高知市障害者計画・障害福祉計画（平成 21～23 年度）」に高知県が平成 20 年度 7 月に実施した移行希望調査結果として、グループホーム等の入所見込み人数を算出している。また、「グループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）指定業者一覧表（H23.8 現在）」に市のグループホーム等の定員数について記載されている。これらの情報を比較したものは、次のとおりである。

年度	入所見込み人数 (A)	市のグループホーム 等の総定員数 (B)	差額 (B)-(A)
平成 21 年度	228 人	333 人 (平成 23 年 8 月現在)	105 人
平成 22 年度	249 人		84 人
平成 23 年度	322 人		11 人

年度を統一した比較資料ではないが、平成 23 年 8 月現在において、入所見込み人数と市のグループホーム等の総定員数がほぼ同水準となっているが、当該比較情報だけではグループホーム等の必要件数が確保できているとは一概に言えない。

市外からの入所希望者の割合や、地域ごとのグループホーム等の設置件数と入所希望者との比較など、さらなる分析を行い、不足している地域にグループホーム等を設置する場合について補助金が交付されるよう、グループホーム等の必要件数を地域ごとに算出する等の詳細な情報を入手する必要がある。

(3) 昭光園整備事業費元利償還金補給補助金

1) 補助金の概要

①概説

社会福祉法人昭和会が返還する借入金の元利金に対して交付する補助金である。

平成 21 年度において、市が運営していた高知市福祉作業所昭光園を指定管理者である社会福祉法人昭和会に譲渡することとなった。昭光園の施設を再整備するため、新施設を建設することとなったものであり、その際の建設費用の財源の一部となった借入金が補助対象となっている。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	健康福祉部 障がい福祉課
補助対象事業	昭光園整備事業における独立行政法人福祉医療機構及び市中銀行からの借入金を償還する事業		
根拠法令等	昭光園整備事業費元利償還金補給補助金交付要綱		
補助金額 (千円)	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	-	-	11,477
(うち、市補助金)	-	-	11,477
(うち、国・県補助金)	-	-	-
(うち、その他の補助金)	-	-	-
補助金の決算額	-	-	11,098
(うち、市補助金)	-	-	11,098
(うち、国・県補助金)	-	-	-
(うち、その他の補助金)	-	-	-

2) 監査の結果及び意見

①検証資料の入手について (結果)

市は補助対象者から残高証明書を入手しておらず、補助対象経費である借入金の返済の実在性を検証していなかった。

市は補助対象者から通帳のコピーを入手し、入出金の状況を確認していたが、当該入出金の状況だけでは借入金の返済がなされたか否かについての検証が不十分である。

借入金の元利金の返済について実在性を検証する場合、補助対象者が入手している残高証明書を最低限入手することが必要と考えられる。

補助対象経費の実在性を確認するため、「1. 全市的な取組が必要な共通事項」に記載したとおり、全市的な方針に従い、証憑書類を入手することが必要である。

(4) 高知市救急医療支援事業補助金

1) 補助金の概要

①概説

休日又は夜間における小児の救急患者に対して救急医療体制（二次救急体制）を整備する事業に対する補助金である。小児の救急患者に対する救急医療体制は高知医療センター、高知赤十字病院、JA 高知病院、高知大学医学部附属病院及び国立病院機構高知病院の5病院による輪番制となっている。このうち、高知医療センターについては負担金で支出しており、高知大学医学部附属病院及び国立病院機構高知病院については補助金の対象外となっている。

②要約表

補助金の性格	国庫補助	所管部局 所管課	健康福祉部 保健総務課
補助対象事業	補助対象者が運営する医療機関において、休日又は夜間に小児の急病患者に対して行う診療に関する事業		
根拠法令等	高知市救急医療支援事業費補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	3,421	4,918	4,752
（うち、市補助金）	1,140	1,640	1,584
（うち、国・県補助金）	2,281	3,278	3,168
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	4,158	4,225	3,205
（うち、市補助金）	1,395	1,409	1,069
（うち、国・県補助金）	2,763	2,816	2,136
（うち、その他の補助金）	-	-	-

救急医療体制については、急患に対する診療と小児救急電話相談がある。小児救急電話相談とは休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいか、病院の診療を受けたほうがいいのかなど判断に迷った時に、小児科医師・看護師への電話による相談である。

補助金の算定方法は、実際にかかった経費を上限に、急患対応の当番日数に対して1日当たり26,310円、小児救急電話相談を実施した日数に対して1日当たり14,838円を交付する。

平成 22 年度の補助金の交付件数及び実績金額は、夜間における救急医療体制の事業に対するものが 2 件 3,205 千円であり、詳細は次のとおりである。

(単位：日、円)

補助対象者	当番 日数①	補助金額② =①×26,310	電話 日数③	補助金額④ =③×14,838	補助金合計 ⑤=②+④
日本赤十字社高知県支部 (高知赤十字病院)	43	1,131,330	21	311,598	1,442,928
高知県厚生農業協同組合連合会 (JA 高知病院)	54	1,420,740	23	341,274	1,762,014
合計	97	2,552,070	44	652,872	3,204,942

2) 監査の結果及び意見

①補助要綱の記載について (結果)

補助金の交付額について、診療日数 1 日当たり 26,310 円、小児救急電話相談実施日数 1 日当たり 14,838 円と決まっているが、補助要綱に当該旨の記載がなされていなかった。

市は高知県の補助要綱を参照しているため、市の補助要綱に記載していないとの説明を受けたが、当該要綱を参照する旨の記載もなく、市の補助要綱においては明瞭なものとなっていなかった。

今後、市の補助要綱においても交付額を明記することが必要である。

(5) 高知市結核定期健康診断事業費補助金

1) 補助金の概要

①概説

私立学校や老人ホーム等の施設が実施する定期の健康診断に要する費用に対し、市が交付する補助金で、結核に係る定期健診の費用に対して3分の2を補助している。平成22年度の補助対象者は、42団体であった。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	健康福祉部 地域保健課
補助対象事業	結核定期健康診断		
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条, 高知市結核定期健康診断補助金交付要綱		
補助金額(千円)	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助金の予算額	2,707	2,999	2,971
(うち、市補助金)	2,707	2,999	2,971
(うち、国・県補助金)	-	-	-
(うち、その他の補助金)	-	-	-
補助金の決算額	2,707	2,999	2,971
(うち、市補助金)	2,707	2,999	2,971
(うち、国・県補助金)	-	-	-
(うち、その他の補助金)	-	-	-

2) 監査の結果及び意見

①事務の効率化について(意見)

交付申請時に健康診断を受診する人数を定員数で申請するが、補助事業に変更がある場合変更承認申請書を受け、変更承認決定通知書を交付することが交付要綱に規定されている。このため、健康診断の直前で受診人数が確定した時点で、受診人数の変更に関する申請が42の大部分の団体から提出され、事務処理が煩雑なものとなっている。

健康診断の申請が定員数で行われることから受診人数の変更は当然のように想定され、その都度、変更承認における決裁手続及び決定通知書の交付を実施するのは無駄な手間である。

また、変更承認申請書は健康診断の受診人数の変更による交付申請額の変更がある旨が記載されているにすぎず、最終的な受診人数を提出する実績報告書となんら変わりはなく、変更承認申請書は形式的なものとなっている。

交付要綱において、健康診断の受診人数が変更する場合には変更承認申請書の提出が必要である旨を削除し、事務の効率化を図ることが望まれる。

(6) ちぐさ施設整備事業費補助金

1) 補助金の概要

①概説

社会福祉法人高知県福祉事業財団（本項では以下「事業財団」という。）が返還する借入金の元利金に対して交付する補助金である。

市が運営していた高知市立厚生館母子ホーム（本項では以下「母子ホーム」という。）の老朽化に伴い、事業財団に施設を無償譲渡し、事業財団が経営する千草母子寮施設とあわせて再整備し、新施設を建設することとなり、その際の建設費用の財源の一部となった借入金が補助対象となっている。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	健康福祉部 子育て支援課
補助対象事業	ちぐさ施設整備事業費補助金（元利償還金）		
根拠法令等	民間母子生活支援施設整備費補助金交付規程		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	3,840	3,840	3,840
（うち、市補助金）	3,840	3,840	3,840
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	3,840	3,840	3,840
（うち、市補助金）	3,840	3,840	3,840
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

新施設の建設費用 392,469 千円に関する財源は、次のとおりである。

(単位：千円)

財源	金額
国庫補助金	273,680
（うち、国負担額）	(182,453)
（うち、県負担額）	(46,298)
（うち、市負担額）	(44,929)
市単独補助金	38,453
自己資金	3,436
社会福祉・医療事業団借入額	76,900
合計	392,469

事業財団は、社会福祉・医療事業団（現 独立行政法人福祉医療機構）から、無利息で 76,900 千円を借り入れており、この借入金の返済額の全額を補助金として交付している。なお、借入金の返済は平成 10 年度から平成 29 年度まで毎年度 3,840 千円（初回のみ 3,940 千円）である。

2) 監査の結果及び意見

① 検証資料の入手について（結果）

市は補助対象者から残高証明書を入手しておらず、補助対象経費である借入金の返済の実在性を検証していなかった。

市は補助金対象者からの通帳のコピーを入手し、入出金の状況を確認していたが、当該入出金の状況だけでは借入金の返済がなされたか否かについての検証が不十分である。

借入金の元利金の返済について実在性を検証する場合、補助対象者が入手している残高証明書を最低限入手することが必要と考えられる。

補助対象経費の実在性を確認するため、「1. 全市的な取組が必要な共通事項」に記載したとおり、全市的な方針に従い、証憑書類を入手することが必要である。

(7) 心身障害児（者）扶養共済制度加入者保険料補助金

1) 補助金の概要

①概説

心身障害者扶養共済制度（本項では以下「共済制度」という。）の加入者が支払う掛金の一部を市が助成するために交付する補助金である。

共済制度は、障害のある人を扶養している保護者の精神的負担を軽減することを目的としており、保護者が毎月一定額の掛金を納めることにより、保護者が死亡した際に、障害のある扶養者の終身にわたり一定額の年金を受けることのできる制度である。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	健康福祉部 障がい福祉課
補助対象事業	高知県心身障害者扶養共済制度の加入者の掛金を助成する事業		
根拠法令等	高知県心身障害者扶養共済制度条例、高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則、高知県心身障害者扶養共済制度加入者掛金補助金交付要綱準則		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	30,000	25,000	30,000
（うち、市補助金）	30,000	25,000	30,000
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	30,759	30,230	30,696
（うち、市補助金）	30,759	30,230	30,696
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

加入者は最大2口まで加入することができ、継続して20年以上、かつ、年齢が65歳に達するまで掛金を支払う必要がある。なお、加入者が亡くなった場合、又は重度障害者となった場合に、その月から毎月心身障害者本人、又は年金管理者に、1口当たり月額20,000円を終身にわたって支給されることとなる。

平成22年4月1日現在における掛金月額及び補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

加入時の年度の 4月1日時点の年齢	1口当たり 掛金月額	1口目		2口目	
		補助金	補助 割合	補助金	補助 割合
市町村民税課税世帯に属する人					
35歳未満	9,300	2,325	25.0%	2,325	25.0%
35歳以上40歳未満	11,400	2,850	25.0%	2,850	25.0%
40歳以上45歳未満	14,300	3,575	25.0%	3,575	25.0%
45歳以上50歳未満	17,300	4,960	28.7%	4,325	25.0%
50歳以上55歳未満	18,800	5,640	30.0%	4,700	25.0%
55歳以上60歳未満	20,700	6,210	30.0%	5,175	25.0%
60歳以上65歳未満	23,300	6,990	30.0%	5,825	25.0%
市町村民税均等割世帯に属する人					
35歳未満	9,300	3,100	33.3%	3,100	33.3%
35歳以上40歳未満	11,400	3,800	33.3%	3,800	33.3%
40歳以上45歳未満	14,300	4,765	33.3%	4,765	33.3%
45歳以上50歳未満	17,300	6,265	36.2%	5,765	33.3%
50歳以上55歳未満	18,800	6,815	36.2%	6,265	33.3%
55歳以上60歳未満	20,700	7,500	36.2%	6,900	33.3%
60歳以上65歳未満	23,300	8,445	36.2%	7,765	33.3%
市町村民税非課税世帯・生活保護世帯に属する人					
35歳未満	9,300	4,650	50.0%	4,650	50.0%
35歳以上40歳未満	11,400	5,700	50.0%	5,700	50.0%
40歳以上45歳未満	14,300	7,150	50.0%	7,150	50.0%
45歳以上50歳未満	17,300	8,650	50.0%	8,650	50.0%
50歳以上55歳未満	18,800	9,400	50.0%	9,400	50.0%
55歳以上60歳未満	20,700	10,350	50.0%	10,350	50.0%
60歳以上65歳未満	23,300	11,650	50.0%	11,650	50.0%

(注) 平成19年度以前の加入者は上表と異なる。

平成22年度の補助金の交付件数及び実績金額は1件30,696千円であった。なお、当該共済制度の窓口を高知県が担っており、補助金の交付先が高知県であるため、交付件数は1件であるが、補助対象となる共済制度の加入者数は435名である。詳細な補助金の交付実績は、次のとおりである。

(単位：人、円)

加入時の年度の 4月1日時点の年齢	1口目①		2口目②		合計 (=①+②)	
	延人数	金額	延人数	金額	延人数	金額
35歳未満	854	1,553,590	866	1,603,990	1,720	3,157,580
35歳以上40歳未満	1,224	2,600,400	946	1,993,200	2,170	4,593,600
40歳以上45歳未満	1,060	3,137,475	868	2,603,025	1,928	5,740,500
45歳以上50歳未満	560	2,167,320	560	2,003,200	1,120	4,170,520
50歳以上55歳未満	428	1,727,820	404	1,484,740	832	3,212,560
55歳以上60歳未満	481	2,740,300	438	2,426,335	919	5,166,635
60歳以上65歳未満	419	2,524,490	381	2,130,510	800	4,655,000
合計	5,026	16,451,395	4,463	14,245,000	9,489	30,696,395

(注) 2口目が1口目を上回る延人数となる場合があるが、これは2口加入者の1口目と2口目の加入時期が異なっており、既に1口目の掛金が免除となっているもの、又は、2口加入者が1口分の口数の減少を申し出た場合に、条件によっては2口目ではなく1口目を脱退することがあるためである。

2) 監査の結果及び意見

①所得基準について（意見）

現状の制度では、極めて高額な所得水準にある人でも、補助金を受け取ることができ、行き過ぎた補助金交付となる可能性がある。

市町村民税課税世帯に属する人について、一定の高額所得者を補助対象者から除外するよう、補助金の実施主体である高知県に対して働きかけることが望まれる。

10. 保育・幼児教育関連の補助金

(1) 全般事項

1) 概要

ここでは、主に民営保育所等に対する補助金を取り上げている。

保育園は、公立公営及び民立民営保育所からなり、民営保育所は認可保育所と認可外保育所に区分される。認可保育所とは、必要な保育士数等の「児童福祉施設最低基準」を充たし、設置認可を受けているものをいう。なお、公立公営保育所（へき地保育所除く）はすべて認可保育所である。

		認可	認可外	合計	備考
運営者	市営	26	0	26	へき地保育所（3ヶ所）は除く。
	民営	59	37	96	認可外は届出のあった施設のうち、事業所内保育施設を除く。
合計		85	37	122	

(*) 認可保育所の施設数は平成23年4月時点であり、認可外保育所の施設数は平成23年8月時点のものである。

また、平成22年度及び平成23年度の保育所の入所状況は、次のとおりであり、現在の施設数で大きな過不足は生じていないことが窺える。

(単位：人)

年度	定員	前年度継続申請児童数 (A)	新規申請児童数 (B)	入所希望児童数 (C=A+B)	入所児童数 (D)	未入所児童数 (E=C-D)	入所希望児童数に対する入所率 (F=D/C)
H22	9,255	7,201	2,000	9,201	9,088	113	98.8%
H23	9,215	7,226	1,969	9,195	9,108	87	99.1%

(注) 各年とも4月1日現在の数値であり、へき地保育所（3ヶ所）は除いている。

認可民営保育所の運営経費は、基本的に市から交付される運営費により賄われることになっており、これは保育所運営に係る総経費から保護者負担の保育料を控除した残額を国と市の折半で負担する。つまり、運営経費を国、市、保護者で負担していることになる。なお、運営費は国の定める方法に基づいて算定されることになる。

(2) 民間児童福祉施設特別委託金

1) 補助金の概要

①概説

この補助金は、公私の給与格差の是正と民間保育所の円滑な運営に資することを目的として、認可民間保育所に対して交付されるものである。

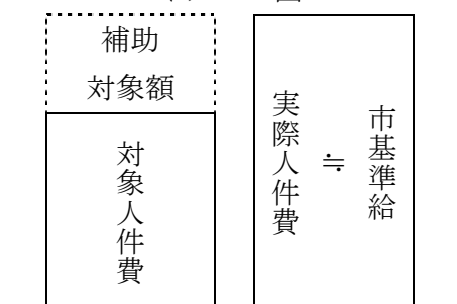
市が交付する運営費の中には保育士等の人件費相当（本項では以下「対象人件費」という。）が含まれており、対象人件費と市が定める基準給（本項では以下「市基準給」という。）との差額を民間児童福祉施設特別委託金として認可民間保育所に補助している。また、民間保育所では保育士等の人件費を市の基準に合わせて支給することが多く、市基準給と実際の人件費はほぼ同等の水準になっている。

なお、対象人件費の算定は国家公務員の初任給に近い給料が基になっているが、昇給等が確実に保障される仕組みではないため、勤続年数が長い保育士等の場合には対象人件費と実際の人件費の乖離が大きくなる場合がある。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	健康福祉部 保育課
補助対象事業	民間保育所職員給料改善		
根拠法令等	児童福祉法，高知市民営保育所運営に関する補助要綱		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	127,598	78,000	43,441
（うち、市補助金）	127,598	78,000	43,441
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	54,001	52,582	20,244
（うち、市補助金）	54,001	52,582	20,244
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

<イメージ図>



2) 監査の結果及び意見

①補助金の妥当性について（結果）

民営保育所 59 施設のうち 10 施設に対して補助金が交付されており、平成 22 年度における交付施設数と交付額、経常活動資金収支差額の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

施設	交付額 (A)	経常活動資金 収支差額 (B)	差額 (C=B-A)
A	5,266	3,040	△2,226
B	5,216	1,214	△4,002
C	4,809	3,256	△1,553
D	2,554	1,141	△1,413
E	1,253	1,789	536
F	649	603	△46
G	186	8,129	7,943
H	174	223	49
I	73	△1,742	△1,815
J	64	3,914	3,850
計	20,244	21,567	1,323

民営保育所では一般的に市基準給と同等の person 費を支給しているため、結果的に勤続年数の長い正職員が多いなどの理由により person 費の水準が相対的に高い施設には補助金が交付されるが、person 費の水準が相対的に低い施設には交付されない仕組みになっている。

また、当該補助金を受領している 10 施設中 4 施設は、補助額を上回る収支差額を計上している。

補助金の交付にあたっては、公平性の視点が重要と考えられるが、相対的に person 費が高い施設には交付され、低い施設には交付されないという状況は不合理と言わざるを得ない。

また、当該補助金は保育需要が高まった昭和 50 年代において、民営保育所と市営保育所の給与格差を是正し、民営保育所の給与水準を一定に保つことを目的として開始したものであるが、制度発足時から約 35 年が経過しており、制度開始時に要請があった官民給与格差の是正のために数千万円もの補助金を交付し続ける必要があるのかは甚だ疑問である。

早急に補助金を廃止すべきと考えられる。

なお、平成 16 年度の包括外部監査での指摘等を受けて、一定の余剰金（支払資金残高に一定の積立金を加えて算定）がある施設にはついては、交付対象から除外する取扱いがなされている。

(3) ほのぼの保育事業援護費

1) 補助金の概要

①概説

設備や入所児童数等の一定要件を充たす認可外保育所に対する補助金であり、次の二つの内容について交付される。なお、bの健康診断に係る補助金は国庫補助事業であり、補助額の1/3が国負担となっている。

(単位：千円)

区分		補助内容	平成 22 年度 実績
a	乳児及び 1、2 歳児の保育並びに延長保育に要する経費	【乳児】1人につき月額 16,000 円	18,232
		【1、2 歳児】1人につき月額 4,000 円	12,435
		【延長保育】月額 67,600 円	2,433
b	保育従事者、調理担当者の健康診断に要する経費	1人につき 4,200 円。ただし、未受診項目がある場合は減額される。	237
計			33,338

②要約表

補助金の性格	国庫補助	所管部局 所管課	健康福祉部 保育課
補助対象事業	認可外保育施設における保育事業		
根拠法令等	児童福祉法，高知市ほのぼの保育事業援護費交付要綱		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	27,409	30,868	30,123
（うち、市補助金）	27,335	30,799	30,047
（うち、国・県補助金）	74	69	76
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	33,661	32,793	33,338
（うち、市補助金）	33,562	32,723	33,262
（うち、国・県補助金）	99	70	76
（うち、その他の補助金）	-	-	-

2) 監査の結果及び意見

①交付要件の確認について（結果）

交付要綱第 17 条では、「税金の滞納等法令上の義務を果たしていないと市長が認める場合」には、補助金の交付額を減額できる旨が定められているが、市では税の滞納有無を確認していなかった。

平成 22 年度における交付先は 16 施設であり、このうち 4 施設が株式会社又は有限会社であり、12 施設は個人事業主への交付となっている。

市税の滞納先に補助金を交付するという事態が生じないよう、早急に納税証明書等を入手し、税の滞納がないことを確認する必要がある。

(4) 早出・居残りパート職員雇用費補助金

1) 補助金の概要

①概説

認可保育所の基本保育時間は8時間（午前8時30分～午後4時30分）とされているが、保護者の通勤・勤務時間等を考慮するといわゆる早出・居残りへの対応が必要であり、この時間を含む11時間保育に対応するため、市独自の早出・居残りパート職員雇用費補助金（本項では以下「早出等補助金」という。）を交付している。

なお、保育時間の延長に係る補助金は、当該補助金の他に、国庫補助事業である民営保育所延長保育促進事業費補助金（本項では以下「促進事業補助金」という。）があり、11時間30分以上の保育を実施する施設の場合は、促進事業補助金の交付対象としている。

②要約表

【早出・居残りパート職員雇用費補助金】

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	健康福祉部 保育課
補助対象事業	早出・居残りパート職員雇用		
根拠法令等	児童福祉法，高知市民営保育所運営に関する補助要綱，高知市早出・居残り保育実施要領		
補助金額（千円）	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助金の予算額	100,000	90,000	92,000
（うち、市補助金）	100,000	90,000	92,000
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	99,323	92,595	90,785
（うち、市補助金）	99,323	92,595	90,785
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

【民営保育所延長保育促進事業費補助金】

補助金の性格	国庫補助	所管部局 所管課	健康福祉部 保育課
補助対象事業	保育対策等促進事業の実施について（平成 20 年 6 月 9 日雇児発第 0609001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添 6 延長保育促進事業実施要綱に基づき補助対象者が行う延長保育促進事業		
根拠法令等	児童福祉法，保育対策等促進事業実施要綱（国通知），高知市民営保育所延長保育促進事業費補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	114,000	112,000	122,000
（うち、市補助金）	52,750	53,200	81,334
（うち、国・県補助金）	61,250	58,800	40,666
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	108,385	116,881	124,851
（うち、市補助金）	72,410	68,765	82,441
（うち、国・県補助金）	35,975	48,116	42,410
（うち、その他の補助金）	-	-	-

早出等補助金は 11 時間保育に対応しており、促進事業補助金は 11 時間超保育に対応しているが、市の延長保育時間は 11 時間 30 分以上としているため、両者の相違は 30 分間以上の延長保育を実施するか否かによっている。

	7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
①		基本保育時間（8時間）			
②	早出等補助金の対象（11時間）				
③	促進事業補助金の対象（11時間超）				

2) 監査の結果及び意見

①補助金の一元化について（結果）

早出等補助金は市の独自事業であるが、促進事業補助金は国庫補助事業であるため、これに移行することで一定の財政メリットを享受できることになる（国庫補助率は1/3）。

しかし、促進事業補助金は当該事業を実施することで、施設に交付される運営費の加算が認められるケースがあり、運営費の加算が認められた場合には、運営費の概ね1/3が市の財政負担の増加となるため、促進事業補助金への移行が即座に市の財政負担の軽減をもたらす訳ではない。

監査期間中に、平成22年度において早出等補助金から促進事業補助金に完全移行した場合の市の財政上の影響について試算を依頼したところ、7,852千円だけ市の財政負担が小さくなるとの提示を受けた。

概ね同種の補助金が2種類も存在する必要性は乏しく、市の事務負担も大きくなるだけである。その上、補助金を国庫補助事業に一元化することで、約8百万円の支出の抑制につながるという試算もでている。

平成23年度でも同様の試算を実施し、一定の節約効果があるのであれば、促進事業補助金へ一元化する必要がある。

なお、市でも促進事業補助金への移行を各施設に依頼しているとのことであるが、各施設に依頼するだけでなく、早出等補助金に限度額を設ける等の措置を講じ、促進事業補助金へ早期に移行する制度的な仕組みを設けることが必要である。

(5) 民間保育所施設整備費元利償還金補給補助金

1) 補助金の概要

①概説

民間保育所施設整備費元利償還金補給補助金（以下、本項では「元利償還補助金」という。）は、民営の認可保育所が保育所の増改築等の施設整備のために、独立行政法人福祉医療機構や市中銀行等からする借入金の元利返済額の全額を補助するものである。

また、当該施設整備事業の事業費は、一定の要件を満たすことで県補助金として民間保育所施設整備費補助金（以下、本項では「施設整備補助金」という。）が交付される。

これらの関係を図示すると、次のようになり、結果的に元利償還補助金と施設整備補助金で要件を満たす事業費の100%を賄える仕組みとなっている。

要件を満たす事業費		
施設整備費補助金 (県補助金)	保育所が行う 銀行等からの借入金	
県が50%を負担	市が25%を負担	元利償還補助金 (市単独補助金)

②要約表

【民間保育所施設整備費元利償還金補給補助金】

補助金の性格	市単独	所管部局	健康福祉部
		所管課	保育課
補助対象事業	民間保育所施設整備費補助金交付規定に掲げる事業における独立行政法人福祉医療機構及び市中銀行からの借入金を償還する事業		
根拠法令等	民間保育所施設整備費補助金交付規定 民間保育所施設整備費元利償還金補給補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	46,095	48,068	51,309
（うち、市補助金）	46,095	48,068	51,309
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	42,506	47,324	50,143
（うち、市補助金）	42,506	47,324	50,143
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

【民間保育所施設整備費補助金】

補助金の性格	県補助	所管部局 所管課	健康福祉部 保育課
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の創設、増築、増改築、改築、拡張、大規模修繕等で、厚生労働大臣が採択する次世代育成支援対策施設整備費交付金の交付対象となる事業 ・ 保育所の創設、増築、増改築、改築、拡張等で、財団法人 JKA 等の規定に定められた団体から助成を受けて行う事業 ・ 前 2 号に掲げる事業以外の保育所の創設、増築、増改築、改築、拡張、大規模修繕等又はその他の小規模施設整備で、市長が必要と認めた事業 		
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間保育所施設整備費補助金交付規定、安心こども基金管理運営要領 		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	78,201	19,800	12,733
（うち、市補助金）	20,602	6,600	4,244
（うち、国・県補助金）	57,599	13,200	8,489
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	77,389	19,800	12,600
（うち、市補助金）	19,790	6,600	4,200
（うち、国・県補助金）	57,599	13,200	8,400
（うち、その他の補助金）	-	-	-

2) 監査の結果及び意見

①補助金のあり方について（結果）

児童福祉法第 56 条の 2 では、児童福祉施設の施設整備について都道府県及び市町村が補助する金額の合計はその費用の 3/4（75%）を超えてはならない旨が規定されている。

先に示したように、市単独の元利償還補助金によって、施設整備費の 100%が補助されている状態であり、児童福祉法に抵触しているおそれがある。

この点、所管課から市の法規部門に照会したが、本件事例のみで判断できない旨の回答を得たとのことである。

国や県に照会することで、元利償還補助金が適法である旨の確認をとる必要がある。

<児童福祉法第 56 条の 2 の抜粋>

都道府県及び市町村は、次の各号に該当する場合には、第三十五条第四項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設について、その新設（社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の新設に限る。）、修理、改造、拡張又は整備（以下「新設等」という。）に要する費用の四分の三以内を補助することができる。ただし、一の児童福祉施設について都道府県及び市町村が補助する金額の合計額は、当該児童福祉施設の新設等に要する費用の四分の三を超えてはならない。

(6) 民営保育所借地料補助金

1) 補助金の概要

①概説

過去に公立民営であった施設について、民立民営への移行時に施設敷地が市有地である場合は無償貸与を実施し、施設敷地が民有地の場合は借地料の全額を補助金として交付しており、五台山吸江保育園（社会福祉法人）、塚ノ原保育園（社会福祉法人）の2施設が対象となっている。なお、五台山吸江保育園は平成21年度に借地料の増額改定がなされたが、市の財政事情から一部のみの補助となっている。

また、朝倉くすのき保育園（財団法人）は、定員増加により借地を余儀なくされたものとして、借地料から一定額を控除した1/2を補助金として交付している。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	健康福祉部 保育課
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 五台山吸江保育園及び塚ノ原保育園の借地料 定員増により借地を余儀なくされた保育所の借地料であって、当該借地料の大幅な高騰により、当該保育所の運営に支障を来すと市長が認めるもの 		
根拠法令等	民間保育所借地料補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助金の予算額	4,796	4,796	4,801
（うち、市補助金）	4,796	4,796	4,801
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	4,796	4,796	4,796
（うち、市補助金）	4,796	4,796	4,796
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

2) 監査の結果及び意見

①補助金交付の妥当性について（結果）

交付要綱の第3条では、「定員増により借地を余儀なくされた保育所の借地料であって、当該借地料の大幅な高騰により、当該保育所の運営に支障を来すと市長が認めるもの」を補助対象としている。

朝倉くすのき保育園について、補助対象となっている借地料の原契約を確認したところ、昭和52年に土地賃貸借契約を締結していた。借地を余儀なくされた時から35年が経過した現段階においても、なお借地料の大幅な高騰によって保育所の運営に支障を来す状況があるとは思えず、交付要綱に定める要件を満たしていないと考えられる。

また、35年前と現時点の定員も相違しているはずであり、もはや補助金を交付する意義は乏しいと言わざるを得ない。

早急に補助金の交付を取り止めるべきである。

②借地料の調査と取扱いについて（結果）

五台山吸江保育園及び塚ノ原保育園は、平成14年4月に公立民営から私立民営に移行しており、平成14年度から借地料部分の補助金交付を受けている。なお、塚ノ原保育園は運営主体である社会福祉法人の理事長が所有する土地を賃借しており、補助金を交付する必要性に疑義が残る。

また、公立民営から私立民営に移行した施設について、市有地に施設をもつ29施設は無償貸与を受けており、五台山吸江保育園及び塚ノ原保育園と同様の補助金を受領している状況にあると言える。

一方で、私立民営の施設の決算書を確認すると、借地料を運営費から支出していると推測される施設も見受けられた。

私立民営の施設における借地料の負担状況等（他の中核市の状況等）を調査し、旧の公立民営保育所のみ補助金が交付されているのであれば、旧の公立公営保育所への補助金を減額する、もしくは一定の土地使用料を徴収する等の措置が必要である。

(7) 私立幼稚園運営等に関する補助金

1) 補助金の概要

①概説

高知市私立幼稚園連合会（本項では以下「連合会」という。）が、私立幼稚園の教職員の資質向上を図るために実施する事業及び幼児保育の充実を図るために実施する事業に対する補助金である。補助額は次の算式から幼稚園ごとに計算され、その合計額が連合会に交付される。

$$\text{補助金交付額} = (\text{連合会を構成する各私立幼稚園数} \times 8 \text{ 万円}) + (\text{各私立幼稚園の園児数} \times 2 \text{ 千円})$$

(*) 園児数は5月1日現在のもの。

連合会に交付された補助金（6,164千円）は、上記で計算された幼稚園ごとの金額のまま各幼稚園に「運営費補助金分配金」として交付されている。したがって、形式的には連合会に交付されるが、実質的には各私立幼稚園（平成22年度では20施設）に交付されている状況である。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	教育委員会 学校教育課
補助対象事業	教職員の資質向上を図るために実施する事業及び幼児保育の充実を図るために実施する事業		
根拠法令等	私立幼稚園運営等に関する補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助金の予算額	6,784	6,500	6,300
（うち、市補助金）	6,784	6,500	6,300
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	6,344	6,194	6,164
（うち、市補助金）	6,344	6,194	6,164
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

2) 監査の結果及び意見

①補助金のあり方について（結果）

当該補助金は、私立幼稚園の教職員の資質向上を図るために実施する事業及び幼児保育の充実を図るために交付されるものであるが、実質的には各私立幼稚園に対する運営費補助的な性格を有している。

市は、連合会の収支決算書において、連合会に多額な繰越金が存在しないことを確認しているが、個々の施設にどの程度の繰越金等が存在するかまでは確認していない。

財政状況が良好な施設にまで補助金を交付する必要性は乏しいと思われるため、各施設の財務状況を確認し、財務状況が良好であれば補助金を交付しない措置が必要である。

なお、交付するか否かの判断においては、「1. 全市的な取組が必要な共通事項」の「4) 特定団体に対する運営費補助金について」に記載した取扱いをするべきである。

1 1. その他の補助金

(1) 公衆浴場経営安定化事業費補助金

1) 補助金の概要

①概説

公衆浴場を営む事業者に対して、月に1度の無料入浴日（毎月26日）を設けることを条件に交付する補助金であり、利用者の増加により公衆浴場経営の安定を図ることで、市民の入浴機会を確保することを目的としている。

なお、市は公衆浴場の設置義務を有していないが、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第6条に「公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定されていることから、公衆浴場の確保について一定の努力が必要となっている。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	健康福祉部 生活食品課
補助対象事業	無料入浴事業		
根拠法令等	高知市公衆浴場経営安定化事業費補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助金の予算額	2,000	2,000	2,000
（うち、市補助金）	2,000	2,000	2,000
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	2,000	2,000	2,000
（うち、市補助金）	2,000	2,000	2,000
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

市内の公衆浴場は現在、10施設あり、それぞれの設置場所は下図のとおりである。



(出典：高知市ホームページ「高知市銭湯マップ」)

無料入浴日における年間利用者数及び利用料を無料とすることによる機会損失として考えられる金額を集計した結果は次のとおりであった。なお、利用料は6歳未満が60円、65歳以上が360円である。

公衆浴場		6歳未満	65歳以上	合計
清水湯	延べ人数(人)	7	733	740
	金額(円)	420	263,880	264,300
司湯	延べ人数(人)	6	600	606
	金額(円)	360	216,000	216,360
城下湯	延べ人数(人)	17	543	560
	金額(円)	1,020	195,480	196,500
高砂湯	延べ人数(人)	4	519	523
	金額(円)	240	186,840	187,080
土佐温泉	延べ人数(人)	3	404	407
	金額(円)	180	145,440	145,620
潮湯	延べ人数(人)	0	312	312
	金額(円)	0	112,320	112,320
中水道湯	延べ人数(人)	0	283	283
	金額(円)	0	101,880	101,880
百石湯	延べ人数(人)	0	258	258
	金額(円)	0	92,880	92,880
角湯	延べ人数(人)	0	187	187
	金額(円)	0	67,320	67,320
愛宕湯	延べ人数(人)	0	94	94
	金額(円)	0	33,840	33,840
合計	延べ人数(人)	37	3,933	3,970
	金額(円)	2,220	1,415,880	1,418,100

平成 22 年度の補助金の交付は、補助対象者に対して一律に 200 千円交付しており、件数及び金額は 10 件 2,000 千円であった。

2) 監査の結果及び意見

①補助金のあり方について（意見）

厚生労働省から公表される「平成 21 年度 衛生行政報告例」によれば、全国の公衆浴場数は次のような状況であり、本補助金の対象となっている一般公衆浴場は、減少の一途である。

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	対前年度	
						増減数	増減率
公衆浴場	27,674	28,753	28,792	28,523	28,154	△369	△1.3
一般公衆浴場	6,653	6,326	6,009	5,722	5,494	△228	△4.0
その他	21,021	22,427	22,783	22,801	22,660	△141	△0.6

(*) 一般公衆浴場の定義は、次ページの補足を参照。

自宅風呂の普及が進んだことや、スーパー銭湯等が増加したことによって、一般公衆浴場が減少していると推測される。こうした社会環境を加味した場合に、1 施設当たり年額 20 万円の資金で一般公衆浴場の経営安定化に寄与できるのか、疑問が残る所である。

また、一般公衆浴場の確保に向けて、市は老朽化した機械設備等の更新や改装に必要な資金の 3 分の 2 を補助する「高知市公衆浴場施設整備等事業費補助金」を 1,375 千円交付している。

さらに、高知県が交付していた公衆浴場経営安定化事業費補助金は、すでに廃止されているとのことである。

これらを総合的に捉えた場合には、当該補助金は交付条件となっている無料入浴の機会収入を補填しているに過ぎない状況と考えられ、一般公衆浴場の経営を安定化に導く効果は限定的と推測される。

この点、市は、旭地区の一般公衆浴場が平成 16 年 12 月に閉鎖された際に、市民から再開についての要望書が提出された事例を踏まえて、市民の入浴機会を確保する視点から当該補助金の有用性を認識していた。

経済的資力がないために入浴機会を確保できない高齢者等が存在し、一定の補助が必要なことは理解できるが、当該補助金によってこうした機能が十分に果たせているとは考えられない。

当該補助金は廃止し、経済的資力がないために入浴機会を確保できない市民がいる場合には、他の施策で対応すべきと考えられる。

【補足：衛生行政報告例より抜粋】

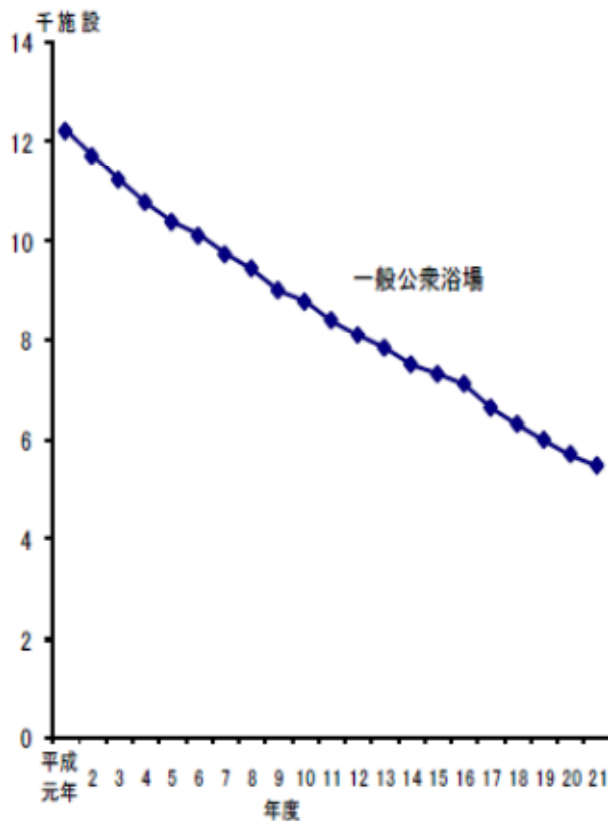
①報告の目的

衛生行政報告例は、衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営の基礎資料を得ることを目的とする。

②一般公衆浴場の定義

当該公衆浴場の入浴料金が、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令に基づく都道府県知事の統制を受け、かつ、当該施設の配置について都道府県の条例による規制の対象にされている施設をいう。

③一般公衆浴場の年次推移



(2) 高知市廃止路線代替バス運行費補助金

1) 補助金の概要

①概説

住民生活に不可欠な廃止路線代替バス事業を営む事業者に対する補助金である。土佐電ドリームサービス株式会社（本項では以下「土佐電」という。）及び株式会社県交北部交通（本項では以下「県交北部」という。）の2社に対して交付している。

補助対象経費は、補助対象路線の運行に要する経費で、経常費用から経常収益を差し引いた経常損失額である。

②要約表

補助金の性格	他市町村との協調	所管部局 所管課	市民協働部 交通政策課
補助対象事業	住民生活に不可欠な廃止路線代替バス事業を営む事業者		
根拠法令等	高知市廃止路線代替バス運行費補助金交付要綱 道路運送法		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	69,036	78,713	61,039
（うち、市補助金）	69,036	78,713	61,039
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	68,714	73,208	54,592
（うち、市補助金）	68,714	73,208	54,592
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

2) 監査の結果及び意見

①補助金の過少交付について (結果)

土佐電の実績報告を閲覧したところ、補助金の交付額が実績額よりも次のとおり640千円過少であった。

(単位：千円)

交付額	実績額	差異
4,532	5,172	640

交付額の4,532千円は年度初めに収支予算に基づいて申請された金額であり、実績報告で実績額の5,172千円に変更されるべきである。

担当課によると、実績報告において、交付申請額が年度初めの金額から変更されていなかったところ、実績額を上回っていなかったことから、土佐電に対して変更するよう指導しなかったとのことである。

土佐電に補助金として本来交付されるべき金額が交付されていない。

土佐電には、実績額に基づいて交付申請するよう指導する必要がある。

なお、この対応を図るにあたっては、土佐電における補助金収入の税務上の処理について、「2. 特定団体に対する運営費補助金」の「(5) 財団法人高知市環境事業公社の運営に対する補助金」に記載した事項に留意が必要である。

②両社の補助金の交付申請時期について (意見)

補助金の交付申請時期について、土佐電が補助対象事業の当年度であるのに対し、県交北部は補助対象事業の翌年度となっている。

この取扱いは交付要綱によるものである。交付要綱の第3条第1項第2号及び第3号において補助対象経費が次のとおり定められている。

- | |
|----------------------------------------------------------|
| (2) 別表1に掲げる補助対象路線の運行に要する経費で、前年度分に係る経常費用から経常収益を差し引いた経常損失額 |
| (3) 別表2に掲げる補助対象路線の運行に要する経費で、現年度分に係る経常費用から経常収益を差し引いた経常損失額 |

「別表1に掲げる補助対象路線」を運行しているのが県交北部であり、「別表2に掲げる補助対象路線」を運行しているのが土佐電である。

補助金の交付申請時期が両社で異なっている理由については不明であるが、両社の交付申請時期が同じ年度となるよう交付要綱を整備することが望まれる。

なお、その際、交付申請時期は補助対象事業の当年度とするのがより適切である。

(3) 高知市生活バス路線運行費補助金

1) 補助金の概要

①概説

住民生活に不可欠な路線バス事業を営む乗合バス事業者に対する補助金である。高知県交通株式会社、土佐電気鉄道株式会社及び土佐電ドリームサービス株式会社の3社に対して交付している。

②要約表

補助金の性格	国庫補助・他市町村との協調	所管部局 所管課	市民協働部 交通政策課
補助対象事業	地域協議会において維持することが決定されたバス路線		
根拠法令等	高知市生活バス路線運行維持費補助金交付要綱、高知県バス運行対策費補助金交付要綱、バス運行対策費補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金の予算額	-	-	-
（うち、市補助金）	-	-	-
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	73,967	92,278	74,979
（うち、市補助金）	73,967	92,278	74,979
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

(*) 補助金を受ける事業者が、国や他市町村に直接交付申請を提出し交付を受けるため、市補助金のみに金額が計上されている。

2) 監査の結果及び意見

①当初予算での計上について（意見）

毎年交付している補助金であるが、従来から、当初予算では計上せずに補正予算で計上する処理を行っている。

この理由について、担当課に質問したところ、補助対象期間は国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間であることから、補正予算の編成時期であれば確定額を予算計上することができるためとのことであった。

交付することが確実な補助金を当初予算において計上しないことは財政の健全さに欠ける。

また、当初予算では、確定額を計上することができないにしても、他の補助金同様、前年度までの実績に当年度の変動的要素を加味することにより見込額を計上することができる。

当該補助金を当初予算で計上するよう検討することが望まれる。

(4) 高知市社会教育関係団体に対する補助金

1) 補助金の概要

①概説

市における社会教育の振興を図るため、社会教育法第10条に規定する社会教育団体に対して補助金を交付している。

市は交付先団体の運営補助金として、平成22年度では、高知市文化協会、鏡文化推進協議会、土佐山文化推進協議会、土佐山文化祭実行委員会、春野町文化祭実行委員会の5団体に対して交付している。

<p>社会教育法第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。</p>

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	教育委員会 生涯学習課
補助対象事業	スポーツ若しくはレクリエーションに関する催しの開催又はこれに参加する事業（交付要綱第4条 第5号），その他社会教育の振興に寄与する公共的意義ある適切な事業（交付要綱第4条 第8号）		
根拠法令等	高知市社会教育関係団体に対する補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助金の予算額	1,411	1,096	1,096
（うち、市補助金）	1,411	1,096	1,096
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	1,411	1,096	1,096
（うち、市補助金）	1,411	1,096	1,096
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

なお、交付先団体別の平成 20 年度から平成 22 年度までの補助金交付額（決算額）は、次のとおりである。

（単位：円）

交付先	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
高知市文化協会	360,000	360,000	360,000
鏡文化推進協議会	106,000	106,000	106,000
土佐山文化推進協議会	90,000	90,000	90,000
高知春野文化協会	315,000	—	—
土佐山文化祭実行委員会	216,000	216,000	216,000
春野町文化祭実行委員会	324,000	324,000	324,000
計	1,411,000	1,096,000	1,096,000

2) 監査の結果及び意見

①特定地域に対する補助金交付について（意見）

高知市文化協会（本項では以下「文化協会」という。）は、高知市内における文化活動の充実を図るための公の支配に属さない団体であり、高知市文化祭開幕行事等を実施している団体である。

鏡文化推進協議会、土佐山文化推進協議会、高知春野文化協会についても、概ね文化協会と同一の機能を持つ団体であるが、特定地域に特化している点が相違するとのことである。

また、土佐山文化祭実行委員会、春野町文化祭実行委員会については、高知市文化祭とは別に、特定地域で実施する文化祭の実行委員会とのことである。

市は平成 17 年度に旧鏡村と旧土佐山村と市町村合併し、平成 20 年度に旧春野町と市町村合併をしており、旧町村で実施されていた補助金交付が継続されているが、高知春野文化協会については、一定の繰越金があることから平成 21 年度より交付を取り止めているとのことである。

市町村合併に伴い、2～3 年程度の経過期間を設けることに一定の合理性は認められるが、旧鏡村や旧土佐山村は 5 年以上が経過し、旧春野町も 3 年が経過しており、財団法人高知市文化振興事業団や文化協会が類似の事業を実施している中で、文化協会以外の 4 団体に補助金を交付し続けるのは合理的でないと考えられる。

また、所管課に確認したところ、市内における他地域においても文化祭を実施している場合があるが、土佐山文化祭実行委員会、春野町文化祭実行委員会以外には補助金を交付していないとのことである。

補助金交付の公平性の観点から、鏡文化推進協議会、土佐山文化推進協議会、土佐山文化祭実行委員会、春野町文化祭実行委員会への補助金は、廃止の方向で見直しを行うことが望まれる。

(5) 高知市学校教育に関する研究団体に対する補助金（中学校体育連盟）

1) 補助金の概要

①概説

高知地区中学校体育連盟（本項では以下「中体連」という。）に対する補助金であり、19の市立中学校の生徒数に204円を乗じた額を補助金として交付している。

中体連の主な事業は、市立中学校が参加する高知地区中学校総合体育大会（本項では以下「体育大会」という。）の実施である。中体連の収入は約6割が本補助金、約4割が各校の分担金となっており、支出の約7割が体育大会運営費、3割が高知県体育連盟に対する分担金となっている。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	教育委員会 学校教育課
補助対象事業	高知地区中学校体育連盟運営		
根拠法令等	高知市学校教育に関する研究団体に対する補助金交付要綱		
補助金額（千円）	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助金の予算額	1,337	1,340	1,320
（うち、市補助金）	1,337	1,340	1,320
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-
補助金の決算額	1,341	1,320	1,313
（うち、市補助金）	1,341	1,320	1,313
（うち、国・県補助金）	-	-	-
（うち、その他の補助金）	-	-	-

2) 監査の結果及び意見

①収支差額について（結果）

平成22年度における中体連の決算書は、歳入と歳出が同額となっており、収支差額がゼロ円となっていた。

体育大会等の実施にあたり、収支差額が生じないということは、一般的には想定されないと考えられる。この点、市担当者に質問したところ、年度の最終の物品購入について（体育大会用の物品）、予算残額に見合う額でNPO法人（体育大会に関与）と共同購入したため、収支差額がゼロになっているとのことである。なお、平成21年度、平成20年度の決算書も同様の状況であった。

こうした状況では、交付を受けた補助金について年度内で使い切るための不効率な支出があるのでないかという疑問を持たざるを得ない。

「1. 全市的な取組が必要な共通事項」の「2) 補助対象経費の非効率な執行有無の確認について」で記載した対応が必要である。

(6) 鏡川水泳補導所開設事業費補助金

1) 補助金の概要

①概説

例年、夏季に開設される鏡川水泳補導所に対する補助金である。鏡川水泳補導所は、高知市青少年育成協議会、高知市小中学校 PTA 連合会、高知市立小中特別支援学校長会の3者が結成する鏡川水泳補導所運営協議会が、開設・運営にあたり、その事務局は青少年課の担当者が担っている。

②要約表

補助金の性格	市単独	所管部局 所管課	教育委員会 青少年課
補助対象事業	水泳補導所開設事業		
根拠法令等	高知市青少年健全育成事業に対する補助金交付要綱		
補助金額(千円)	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助金の予算額	2,343	2,115	2,115
(うち、市補助金)	2,343	2,115	2,115
(うち、国・県補助金)	-	-	-
(うち、その他の補助金)	-	-	-
補助金の決算額	2,343	2,115	2,115
(うち、市補助金)	2,343	2,115	2,115
(うち、国・県補助金)	-	-	-
(うち、その他の補助金)	-	-	-

2) 監査の結果及び意見

①収支決算の繰越差額について(結果)

平成22年度における鏡川水泳補導所開設事業収支決算書は、歳入と歳出が同額となっており、収支差額がゼロ円となっていた。

水泳補導所の開設・運営にあたり、収支差額が生じないことは、一般的に想定されないと考えられる。この点、市担当者に質問したところ、年度の最終の支出について、予算残額に見合う値引きを受けることができたため、収支差額がゼロになっているとのことである。なお、平成21年度、平成20年度の決算書も同様の状況であった。

こうした状況では、交付を受けた補助金について年度内で使い切るための不効率な支出があるのでないかという疑問を持たざるを得ない。

「1. 全市的な取組が必要な共通事項」の「2) 補助対象経費の非効率な執行有無の確認について」で記載した対応が必要である。

第4. 総括意見

今回の包括外部監査においては、個別補助金に対する結果や意見に加え、全市的な取組が必要な共通事項として、次の6つの結果及び意見を提示している。

- 1) 補助対象経費の執行確認について（結果）
- 2) 補助対象経費の非効率な執行有無の確認について（結果）
- 3) 補助金リストの作成と公表について（意見）
- 4) 補助金の一時中断について（意見）
- 5) 補助金の交付方法について（意見）
- 6) 市職員への福利厚生事業に係る補助金の調査について（意見）

「第1. 包括外部監査の概要」における「3. 事件を選定した理由」でも述べたように、包括外部監査における改善要望等が、行政機構の中で広く活用され、より一層の効果を挙げるためには、特定の機関や部署に対する指摘内容を市役所内で共有し、全市的な取組みとする必要があると考えられる。

この点、上記6つの改善要望等は、まさに市役所内で情報を共有し、全市的な取組みを図るべきものとして提示した内容であり、こうした趣旨を十分に理解した上で、全市的な取組みを期待するものである。

上記6つの改善要望等は、問題提起する視点に相違はあるものの、主な共通項として補助金を交付した後の事後的検証が弱いという点に問題が集約されると考えられる。

社会的あるいは経済的な要請等から、行政の支援（補助金）が必要なケースも多いと考えられるが、こうした行政の支援（補助金）は、補助金交付前の事前検証と補助金交付後の事後検証という2つの検証機能が整備・運用されることによって、はじめて公平性や経済合理性において概ね妥当との判断が可能になると考えられる。

この点、現状の市の体制は、事前検証に多くの時間が割かれ、事後検証は十分に機能していないように感じられる事例が多く見受けられた。こうした市の風土が、補助金に対して支出の事実には紐づかない経費を計上している事例や、年度末に予算残額に見合う執行を実施し繰越差額が生じていない事例等を生じさせていると思われる。

今後は、補助金交付後の事後検証を強化する必要があると考える。

最後に、すべての市職員に対する、注意喚起を申し添える。

今回の包括外部監査では、補助金名称単位で254の補助金を抽出し、その内100万円以上のものを個別調査の対象としており、すべての補助金を検証した訳ではない。

これは監査人として、一定の金額的重要性を加味して、監査時間や補助者という監査資源を適切に配分した結果であり、検証対象とならなかった補助金が何ら問題ないことを保証したものではない。

したがって、検証対象とならなかった補助金についても（特に100万円未満の補助金）、本報告書の趣旨を十分に理解し、本報告書で取り上げた補助金と同種の問題がある場合には、同様の対応を図るべきである。

以上

参考資料

< 監査にあたり市役所の全部署に送付した質問書 >

個別質問項目	はい	いいえ
補助対象者の選定に関する手続を実施していますか		
上記で「はい」と回答された場合、具体的な選定方法をご記載ください。		
上記で「いいえ」と回答された場合、選定に関する手続を実施しない理由をご記載ください。		
補助対象者に対する周知のための手続を実施していますか		
上記で「はい」と回答された場合、具体的な周知方法をご記載ください。		
補助対象経費の使用実績と交付額の差額を把握していますか		
上記で「はい」と回答された場合、差額内容についてご記載ください。		
交付先の資金使途、目的通りの活用がなされているかを調査・検討していますか		
上記で「はい」と回答された場合、調査・検討方法についてご記載ください。		
上記で「いいえ」と回答された場合、調査・検討をしない理由についてご記載ください。		
補助金算出の根拠となる資料はありますか		
上記で「はい」と回答された場合、根拠となる資料をご提出ください。		
上記で「いいえ」と回答された場合、算出方法についてご記載ください。		
補助金の効果を示す数値を入手していますか		
上記で「はい」と回答された場合、効果の測定方法及び数値をご記載ください。		
過去に補助金の見直しを実施していますか		
上記で「はい」と回答された場合、過去の見直し状況をご記載ください。また、見直しの内容が確認できる資料をご提出ください。		

個別質問項目	はい	いいえ
交付先団体の事務局機能に市が関与していますか		
上記で「はい」と回答された場合、事務局機能にかかる市の関与状況、人件費、及び、人員数をご記載ください。		
交付先団体に高知市の施設等を無償又は減額された金額で提供していますか		
上記で「はい」と回答された場合、施設等の名称、正式な金額、及び、無償又は減額された金額をご記載ください。		

<平成 22 年度の補助金明細>

なお、次における金額は予算金額となっており、さらに特別会計に係る補助金も含まれているため、概要にて記載されている補助金合計とは相違している。

(単位：千円)

No.	部署	課名	補助金名称	財源区分	予算金額
1	環境部	みどり課	緑化推進事業費補助金	市単独	6,703
2	環境部	環境政策課	高知市生ごみ処理容器購入補助金	市単独	150
3	環境部	環境政策課	特定家庭用機器廃棄物収集運搬助成金	市単独	1,430
4	環境部	環境政策課	し尿収集手数料助成金	市単独	1,776
5	環境部	環境政策課	高知市魚さい適正処理施設整備及び適正処理対策事業費補助金	他市町村との協調	39,189
6	環境部	環境政策課	財団法人高知市環境事業公社の運営に対する補助金	市単独	54,086
7	環境部	環境保全課	鏡川清流保全対策事業補助金	市単独	160
8	環境部	環境保全課	高知市里山保全協定協力助成金	市単独	252
9	環境部	環境保全課	高知市里山保全事業補助金	市単独	525
10	環境部	環境保全課	高知市特別保護地区等助成金	市単独	732
11	環境部	環境保全課	高知市合併処理浄化槽設置補助金	国庫補助	104,898
12	議会事務局	庶務課	高知市議会議員福利厚生会活動補助金	市単独	675
13	議会事務局	庶務課	高知市議会観光振興議員連盟活動補助金	市単独	700
14	教育委員会	スポーツ振興課	体育奨励補助金	市単独	162
15	教育委員会	スポーツ振興課	体育奨励補助金	市単独	1,573
16	教育委員会	スポーツ振興課	高知市スポーツ振興事業団補助金	市単独	31,894
17	教育委員会	学校教育課	高知市学校教育に関する研究団体に対する補助金(小学校体育連盟)	市単独	178
18	教育委員会	学校教育課	高知市学校教育に関する研究団体に対する補助金(高知市子どもよさこい支援事業)	市単独	320
19	教育委員会	学校教育課	高知市学校教育に関する研究団体に対する補助金(高知市学校個性化推進事業)	市単独	400
20	教育委員会	学校教育課	高知市運動部活動等推進事業高校生強化合宿補助金	市単独	600
21	教育委員会	学校教育課	高知市学校教育に関する研究団体に対する補助金(高知市教育シニアネットワーク)	市単独	640
22	教育委員会	学校教育課	高知市学校教育に関する研究団体に対する補助金(高知市立学校運動部全国大会)	市単独	945
23	教育委員会	学校教育課	高知市学校教育に関する研究団体に対する補助金(高知市立学校文化部大会等参加補助金)	市単独	1,000
24	教育委員会	学校教育課	高知市立学校プール監視補助金	市単独	1,150
25	教育委員会	学校教育課	高知市学校教育に関する研究団体に対する補助金(高知市立学校運動部四国大会)	市単独	1,260
26	教育委員会	学校教育課	高知市学校教育に関する研究団体に対する補助金(中学校体育連盟)	市単独	1,321
27	教育委員会	学校教育課	高知市学校教育に関する研究団体に対する補助金(高知市夏季教職員研修会)	市単独	1,412
28	教育委員会	学校教育課	高知市学校教育に関する研究団体に対する補助金(高知市教育研究会)	市単独	2,880
29	教育委員会	学校教育課	私立幼稚園運営等に関する補助金	市単独	6,300
30	教育委員会	学校教育課	私立幼稚園障害児就園事業補助金	市単独	10,850
31	教育委員会	学事課	高知市立幼稚園園児遠距離通園費補助金	市単独	37
32	教育委員会	学事課	学校教育に関する研究団体に対する補助金	市単独	413
33	教育委員会	学事課	高知市立小中学校児童生徒遠距離通学費補助金	市単独	926
34	教育委員会	学事課	幼稚園就園奨励費補助金	国庫補助	174,792
35	教育委員会	人権教育課	高知市児童厚生員及び児童館指導員福利厚生団体補助金	市単独	81

No.	部署	課名	補助金名称	財源区分	予算金額
36	教育委員会	人権教育課	高知市人権教育研究協議会補助金	市単独	1,270
37	教育委員会	人権教育課	人権教育研修費補助	市単独	1,274
38	教育委員会	生涯学習課	土佐山地区婦人会補助金	市単独	61
39	教育委員会	生涯学習課	高知市鏡地域婦人会補助金	市単独	166
40	教育委員会	生涯学習課	指定文化財保存事業費補助金	市単独	190
41	教育委員会	生涯学習課	春野町連合婦人会補助金	市単独	207
42	教育委員会	生涯学習課	指定文化財保存事業費補助金	県補助	248
43	教育委員会	生涯学習課	竹林寺庭園保存整備事業費補助金	市単独	300
44	教育委員会	生涯学習課	高知市公民館連絡協議会補助金	市単独	320
45	教育委員会	生涯学習課	高知市社会教育関係団体に対する補助金(文化協会)	市単独	1,096
46	教育委員会	生涯学習課	高知市社会教育関係団体に対する補助金(地域における子育て事業の支援)	県補助	1,220
47	教育委員会	生涯学習課	土佐神社改修事業費補助金	市単独	1,743
48	教育委員会	生涯学習課	竹林寺本堂屋根改修事業費補助金	市単独	4,400
49	教育委員会	生涯学習課	自治公民館運営補助金	市単独	7,020
50	教育委員会	青少年課	高知市子ども会連合会補助金	市単独	67
51	教育委員会	青少年課	高知市小中学校PTA連合会補助金	市単独	132
52	教育委員会	青少年課	高知市青年センターサークル協議会補助金	市単独	160
53	教育委員会	青少年課	高知市教育委員会非常勤特別職福利厚生団体補助金	市単独	381
54	教育委員会	青少年課	高知市子ども会活動傷害事故救済事業補助金	市単独	540
55	教育委員会	青少年課	鏡川水泳補導所開設事業費補助金	市単独	2,115
56	教育委員会	青少年課	高知市青少年育成協議会事業費補助金	市単独	4,980
57	健康福祉部	介護保険課	社会福祉法人利用者負担金軽減助成事業費補助金	国庫補助	600
58	健康福祉部	介護保険課	高知市先進の事業施設等整備事業費補助金	国庫補助	6,372
59	健康福祉部	介護保険課	高知市介護基盤緊急整備等事業費補助金	国庫補助	26,250
60	健康福祉部	介護保険課	高知市老人福祉施設等整備事業費補助金	市単独	683,760
61	健康福祉部	健康づくり課	高知市保健医療活動等技術研修等運営費補助金	市単独	495
62	健康福祉部	健康福祉総務課	高知市社会福祉厚生事業補助金(民生委員児童委員事業(民児連活動費))	市単独	201
63	健康福祉部	健康福祉総務課	高知市社会福祉厚生事業補助金(民生委員児童委員事業(民児連活動推進費,民児連会長活動費))	市単独	209
64	健康福祉部	健康福祉総務課	高知市社会福祉厚生事業補助金(民生委員児童委員事業(地区民児協事務費・活動費))	市単独	15,878
65	健康福祉部	健康福祉総務課	高知市社会福祉厚生事業補助金(民生委員児童委員事業(委員活動費,地区民児協会長活動費))	市単独	19,440
66	健康福祉部	健康福祉総務課	高知市社会福祉厚生事業補助金(民生委員児童委員事業(委員活動費))	市単独	43,359
67	健康福祉部	健康福祉総務課	高知市社会福祉協議会事務費補助金	市単独	52,655
68	健康福祉部	高齢者支援課	老人福祉施設産休等代替職員雇用事業費補助金	市単独	550
69	健康福祉部	高齢者支援課	高知市老人クラブ等運営事業費補助金	国庫補助	18,481
70	健康福祉部	高齢者支援課	軽費老人ホーム事務費補助金	市単独	133,700
71	健康福祉部	子育て支援課	高知市社会福祉厚生事業補助金(児童福祉施設修学旅行補助金)	市単独	84
72	健康福祉部	子育て支援課	高知市産休等代替職員雇用費補助金	市単独	161
73	健康福祉部	子育て支援課	母子家庭自立支援教育訓練給付費補助金	国庫補助	196
74	健康福祉部	子育て支援課	高知市母子福祉団体事業費補助金	市単独	864
75	健康福祉部	子育て支援課	ちぐさ施設整備事業費補助金	市単独	3,840
76	健康福祉部	子育て支援課	高知市地域子育て創生事業費補助金	県補助	4,694

No.	部署	課名	補助金名称	財源区分	予算金額
77	健康福祉部	子育て支援課	母子家庭高等職業訓練促進給付費補助金	国庫補助	121,951
78	健康福祉部	障がい福祉課	障害児放課後等支援事業費補助金	国庫補助	7,469
79	健康福祉部	障がい福祉課	高知市社会福祉厚生事業補助金(福祉バス事業費補助金)	他市町村との協調	64
80	健康福祉部	障がい福祉課	高知市社会福祉厚生事業補助金(ボランティア活動支援事業)	国庫補助	350
81	健康福祉部	障がい福祉課	高知市障害児長期休暇支援事業費補助金	県補助	560
82	健康福祉部	障がい福祉課	高知市社会福祉厚生事業補助金(障害者スポーツ振興事業及び障害者いきがい事業)	国庫補助	868
83	健康福祉部	障がい福祉課	高知市社会福祉厚生事業補助金(福祉のまちづくり事業)	市単独	1,090
84	健康福祉部	障がい福祉課	高知市重度心身障害者福祉助成事業費	市単独	1,900
85	健康福祉部	障がい福祉課	高知市社会福祉厚生事業補助金(福祉輸送事業費補助金)	市単独	3,085
86	健康福祉部	障がい福祉課	高知市社会福祉厚生事業補助金(共同作業所・社会福祉施設事業)	国庫補助	11,347
87	健康福祉部	障がい福祉課	昭光園施設整備費元利償還金補助金	市単独	11,477
88	健康福祉部	障がい福祉課	高知市社会福祉厚生事業補助金(おおなろ園改築工事)	市単独	14,000
89	健康福祉部	障がい福祉課	心身障害児(者)扶養共済制度加入者保険料補助金	市単独	30,000
90	健康福祉部	障がい福祉課	高知市グループホーム等整備事業費補助金	国庫補助	30,874
91	健康福祉部	障がい福祉課	高知市中心身障害者通所援護事業費補助金	県補助	30,980
92	健康福祉部	障がい福祉課	高知市地域活動支援センター運営費補助金	国庫補助	66,260
93	健康福祉部	障がい福祉課	小高坂更生センター施設整備事業費補助金	国庫補助	184,260
94	健康福祉部	生活食品課	高知市衛生組合連合会補助金	市単独	700
95	健康福祉部	生活食品課	公衆浴場施設整備等事業費補助金	市単独	1,700
96	健康福祉部	生活食品課	公衆浴場経営安定化事業費補助金	市単独	2,000
97	健康福祉部	生活食品課	食鳥検査センター運営費補助金	市単独	7,200
98	健康福祉部	地域保健課	高知県精神保健協会補助金	市単独	48
99	健康福祉部	地域保健課	高知市精神障害者家族連合会運営費補助金	市単独	69
100	健康福祉部	地域保健課	高知市社会福祉厚生事業補助金(高知県難病団体連絡協議会補助金)	市単独	83
101	健康福祉部	地域保健課	高知市結核定期健康診断補助金	市単独	1,968
102	健康福祉部	保育課	潮見台自治会保育用地管理助成金	市単独	62
103	健康福祉部	保育課	公立民営保育所等借地料補助金	市単独	4,801
104	健康福祉部	保育課	民営保育所産休等代替職員雇用費補助金	市単独	8,931
105	健康福祉部	保育課	民間保育所施設整備費補助金	県補助	12,733
106	健康福祉部	保育課	民営保育所一時保育促進事業費補助金	国庫補助	15,650
107	健康福祉部	保育課	民営保育所地域子育て支援センター事業費補助金	国庫補助	17,420
108	健康福祉部	保育課	ほのぼの保育事業援護費	国庫補助	30,123
109	健康福祉部	保育課	認定こども園整備事業費補助金	県補助	35,044
110	健康福祉部	保育課	認定こども園事業費補助金	県補助	42,696
111	健康福祉部	保育課	民間児童福祉施設特別委託金	市単独	43,441
112	健康福祉部	保育課	家庭支援推進保育事業費補助金	国庫補助	44,900
113	健康福祉部	保育課	民間保育所施設整備費元利償還金補助金	市単独	51,309
114	健康福祉部	保育課	早出・居残りパート職員雇用費補助金	市単独	92,000
115	健康福祉部	保育課	民間保育所延長保育促進事業費補助金	国庫補助	122,000
116	健康福祉部	保育課	調理員等雇用費補助金	市単独	128,000
117	健康福祉部	保育課	障害児加配保育士雇用費補助金	市単独	205,000
118	健康福祉部	保健総務課	高知市集団災害救急医療救護活動補助金	市単独	182
119	健康福祉部	保健総務課	高知市救急医療支援事業費補助金(休日夜間:社団法人高知県薬剤師会)	市単独	2,531
120	健康福祉部	保健総務課	高知市救急医療支援事業費補助金(二次救急体制)	国庫補助	4,752
121	健康福祉部	保健総務課	高知市救急医療支援事業費補助金(平日夜間:社団法人高知県薬剤師会)	県補助	11,917

No.	部署	課名	補助金名称	財源区分	予算金額
122	健康福祉部	保険医療課	後期高齢者はり・きゅう・マッサージ施術助成事業費	市単独	5,400
123	財務部	財政課	土地開発公社運営費補助金	市単独	5,845
124	市民協働部	交通政策課	高知市交通安全推進団体補助金	市単独	5,968
125	市民協働部	交通政策課	高知城前電停バリアフリー化整備費補助金	他市町村との協調	3,060
126	市民協働部	交通政策課	鉄道軌道輸送高度化事業費補助金	他市町村との協調	5,274
127	市民協働部	交通政策課	高知市廃止路線代替バス運行費補助金	他市町村との協調	61,039
128	市民協働部	人権同和・男女共同参画課	高知人権擁護委員協議会事業費補助金	市単独	673
129	市民協働部	人権同和・男女共同参画課	高知市地区人権啓発推進委員会補助金	市単独	1,820
130	市民協働部	地域コミュニティ推進課	暴力追放運動推進事業費補助金	市単独	80
131	市民協働部	地域コミュニティ推進課	高知市町内会等掲示板整備事業費補助金	市単独	420
132	市民協働部	地域コミュニティ推進課	高知市民憲章推進協議会運営事業費補助金	市単独	600
133	市民協働部	地域コミュニティ推進課	コミュニティ活動事業費補助金	市単独	1,700
134	市民協働部	地域コミュニティ推進課	公衆街路灯設置費補助金	市単独	1,785
135	市民協働部	地域コミュニティ推進課	高知市町内会連合会運営事業費補助金	市単独	2,470
136	市民協働部	地域コミュニティ推進課	飲料水供給施設整備事業費補助金	県補助	3,170
137	市民協働部	地域コミュニティ推進課	コミュニティ集会所等施設整備事業補助金	市単独	5,000
138	市民協働部	地域コミュニティ推進課	地域安全事業費補助金	市単独	6,835
139	市民協働部	地域コミュニティ推進課	公衆街路灯電気料補助金	市単独	40,190
140	市民協働部	地域コミュニティ推進課	共聴施設デジタル化支援事業費補助金	国庫補助	63,240
141	商工観光部	観光振興課	高知市観光振興事業補助金(たばこ販売促進事業補助金)	市単独	200
142	商工観光部	観光振興課	高知市観光振興事業補助金(まちなか・よさこい実施事業補助金)	市単独	350
143	商工観光部	観光振興課	高知市観光振興事業補助金(種崎海水浴場管理運営補助金)	市単独	360
144	商工観光部	観光振興課	高知市観光振興事業補助金(よさこい祭りあったか高知県外観光客踊り子募集事業補助金)	市単独	400
145	商工観光部	観光振興課	高知市観光振興事業補助金(龍馬生誕祭補助金)	市単独	640
146	商工観光部	観光振興課	高知市観光振興事業補助金(春野町あじさい祭り補助金)	市単独	880
147	商工観光部	観光振興課	高知市観光振興事業補助金(高知市観光遊覧船改修事業に対する観光振興事業補助金)	県補助	930
148	商工観光部	観光振興課	高知市観光振興事業補助金(「原宿表参道元氣祭スーパーよさこいチーム派遣事業補助金」)	市単独	1,000
149	商工観光部	観光振興課	高知市観光振興事業補助金(土佐の「おきやく」2011 補助金)	市単独	1,000
150	商工観光部	観光振興課	財団法人高知市桂浜公園観光開発公社職員に対する退職金給付に係る補助金	市単独	2,721
151	商工観光部	観光振興課	財団法人高知市桂浜公園観光開発公社職員に対する退職金給付に係る補助金	市単独	2,840

No.	部署	課名	補助金名称	財源区分	予算金額
152	商工観光部	観光振興課	高知市観光振興事業補助金(観光情報発信事業費補助金)	市単独	3,000
153	商工観光部	観光振興課	財団法人高知県観光コンベンション協会補助金	市単独	3,100
154	商工観光部	観光振興課	社団法人高知市観光協会観光振興事業費等補助金	市単独	6,000
155	商工観光部	観光振興課	よさこいまつり補助金	市単独	8,000
156	商工観光部	観光振興課	高知市観光振興事業補助金(瑞山記念館展示リニューアルに対する観光振興事業補助金)	県補助	8,250
157	商工観光部	観光振興課	高知市観光振興事業補助金(プロ野球キャンプ誘致対策強化事業費補助金)	市単独	10,000
158	商工観光部	観光振興課	社団法人高知市観光協会観光振興事業費等補助金	市単独	110,068
159	商工観光部	公営事業課	南国地区地域安全協会に対する補助金	他市町村との協調	160
160	商工観光部	公営事業課	全日本プロ選手権自転車競技大会四国地区代表派遣に対する補助金	他市町村との協調	100
161	商工観光部	公営事業課	高知地区地域安全協会に対する補助金	市単独	756
162	商工観光部	公営事業課	高知南地区地域安全協会に対する補助金	市単独	756
163	商工観光部	公営事業課	財団法人暴力追放高知県民センターに対する補助金	市単独	800
164	商工観光部	公営事業課	高知競輪従事員共済会に対する補助金	市単独	1,000
165	商工観光部	公営事業課	高知県競輪選手発掘育成事業補助金	市単独	1,200
166	商工観光部	公営事業課	社団法人日本競輪選手会高知支部に対する補助金	市単独	2,304
167	商工観光部	公営事業課	四国地区プロ自転車競技大会実施に対する補助金	他市町村との協調	200
168	商工観光部	産業政策課	高知市競馬施設建設事業費補助金	市単独	61,726
169	商工観光部	産業政策課	みなとまつり補助金	市単独	145
170	商工観光部	産業政策課	指導団体補助金	市単独	1,250
171	商工観光部	産業政策課	高知市販路拡大チャレンジ事業助成金	市単独	3,400
172	商工観光部	商工振興課	高知市発明・特許等普及事業費補助金	市単独	50
173	商工観光部	商工振興課	財団法人高知勤労者福祉サービスセンター入会金等補助金	市単独	276
174	商工観光部	商工振興課	商工業指導団体等への補助金(高知県中小企業団体中央会)	市単独	288
175	商工観光部	商工振興課	財団法人高知勤労者福祉サービスセンター会員加入促進事業費補助金	市単独	300
176	商工観光部	商工振興課	高知市イルミネーションフェスタ事業費補助金	市単独	500
177	商工観光部	商工振興課	高知市産業高度化支援事業費補助金	市単独	662
178	商工観光部	商工振興課	こうち勤労センター改築事業利子補助金	市単独	2,025
179	商工観光部	商工振興課	高知市中心市街地商業活性化推進事業費補助金	市単独	3,000
180	商工観光部	商工振興課	産業活性化共同事業費補助金	市単独	3,055
181	商工観光部	商工振興課	空き店舗活用支援事業費補助金	市単独	3,270
182	商工観光部	商工振興課	商工業指導団体等への補助金(春野商工会)	市単独	3,800
183	商工観光部	商工振興課	商工業指導団体等への補助金(高知商工会議所)	市単独	4,000
184	商工観光部	商工振興課	高知市商店街活性化事業費補助金	国庫補助	10,666
185	商工観光部	商工振興課	高知市中小企業勤労者総合福祉推進事業補助金	他市町村との協調	16,336
186	商工観光部	商工振興課	高知市高齢者就業機会確保事業費等補助金	他市町村との協調	19,800
187	商工観光部	商工振興課	企業立地助成金	市単独	63,178
188	水道局	水道局総務課	四国四県水道交歓卓球大会補助金	市単独	154
189	水道局	水道局総務課	四国都市水道交歓野球大会	市単独	154
190	水道局	水道局総務課	高知市水道局職員福利厚生事業費補助金	市単独	600

No.	部署	課名	補助金名称	財源区分	予算金額
191	水道局	水道局総務課	高知市水道局水睦会事業補助金	市単独	2,407
192	水道局	水道局総務課	高知市職員厚生会事業補助金	市単独	3,188
193	総務部	危機管理室	高知市自主防災組織育成強化事業費補助金	県補助	27,000
194	総務部	危機管理室	高知市防災施設等整備事業費補助金	市単独	2,300
195	総務部	人事課	高知市職員厚生会補助金	市単独	8,636
196	総務部	総務課	高知市世界連邦運動協会高知支部事業費補助金	市単独	50
197	総務部	総務課	高知市役所よさこい祭り等参加事業費補助金	市単独	1,000
198	総務部	総務課	高知市・姉妹友好都市交流事業費補助金	市単独	1,163
199	都市建設部	下水道保全課	排水処理施設管理組合補助金	市単独	540
200	都市建設部	下水道保全課	水洗便所改造資金利子補給金	市単独	2,652
201	都市建設部	下水道保全課	水洗便所改造資金助成金	市単独	26,000
202	都市建設部	市街地整備課	高知駅周辺土地区画整理事業費(まち交)	国庫補助	1,415
203	都市建設部	住宅課	高齢者向け優良賃貸住宅推進事業費	国庫補助	63,975
204	都市建設部	住宅課	木造住宅耐震改修緊急促進事業費補助金	国庫補助	127,200
205	都市建設部	住宅課	木造住宅耐震改修費等補助金	国庫補助	200,000
206	都市建設部	都市計画課	高知市景観形成補助金	市単独	0
207	都市建設部	都市建設総務課	財団法人高知市都市整備公社事業費補助金	市単独	45,950
208	農業委員会	農業委員会事務局	高知市農業者年金友の会事務事業補助金	市単独	90
209	農林水産部	鏡地域振興課	高知市林業労働安全衛生対策事業費補助金	市単独	43
210	農林水産部	鏡地域振興課	高知市森林保全推進事業費補助金	市単独	300
211	農林水産部	鏡地域振興課	高知市造林支援事業費補助金	県補助	5,000
212	農林水産部	鏡地域振興課	高知市森林総合整備事業費補助金	市単独	5,610
213	農林水産部	鏡地域振興課	高知市高性能林業機械等整備事業費補助金	国庫補助	15,400
214	農林水産部	鏡地域振興課	高知市森林整備加速化・林業再生事業費補助金	国庫補助	56,840
215	農林水産部	耕地課	高知市土木委員連合会運営に対する補助金	市単独	200
216	農林水産部	耕地課	農業用井堰運営維持管理補助金	市単独	249
217	農林水産部	耕地課	農業用揚水機運営維持管理補助金	市単独	448
218	農林水産部	耕地課	土地改良事業並びに農道及び用排水路維持整備事業補助金(塩水化対策事業費補助金)	市単独	1,800
219	農林水産部	耕地課	高知市土地改良区連合会運営に対する補助金	市単独	3,000
220	農林水産部	耕地課	土地改良事業並びに農道及び用排水路維持整備事業補助金(市単土地改良事業補助金)	市単独	10,000
221	農林水産部	耕地課	土地改良事業並びに農道及び用排水路維持整備事業補助金(農道用排水路維持整備事業費補助金)	市単独	30,500
222	農林水産部	春野地域振興課	高知市春野地域梨赤星病防除対策事業費補助金	市単独	62
223	農林水産部	春野地域振興課	高知市戸別所得補償モデル対策推進費補助金	県補助	635
224	農林水産部	春野地域振興課	高知市農業用廃プラスチック類処理対策推進事業費補助金	市単独	1,363
225	農林水産部	春野地域振興課	高知市環境保全型農業推進事業費補助金	県補助	1,600
226	農林水産部	春野地域振興課	高知市園芸農業レンタルハウス整備事業補助金(春野地域)	県補助	82,978
227	農林水産部	土佐山地域振興課	(財)夢産地とさやま開発公社事業費補助金	市単独	13,217
228	農林水産部	土佐山地域振興課	高知市ユズ産地化対策事業費補助金	市単独	1,000
229	農林水産部	土佐山地域振興課	高知市就農研修支援事業費補助金	県補助	3,696
230	農林水産部	土佐山地域振興課	高知市中山間農業活性化事業費補助金	県補助	12,772
231	農林水産部	農林水産課	高知市戸別所得補償モデル対策推進費補助金	県補助	1,000
232	農林水産部	農林水産課	園芸産地リフレッシュ資金利子補給金	市単独	40
233	農林水産部	農林水産課	高知市農林水産業団体育成事業補助金	市単独	48

No.	部署	課名	補助金名称	財源区分	予算金額
234	農林水産部	農林水産課	高知市農林水産業団体育成事業補助金(高知市担い手育成総合支援協議会)	市単独	59
235	農林水産部	農林水産課	漁業近代化資金利子補給金	市単独	88
236	農林水産部	農林水産課	農業基幹営農者育成対策事業費補助金	市単独	144
237	農林水産部	農林水産課	営農支援事業費補助金(畜産農業改善事業)	市単独	150
238	農林水産部	農林水産課	高知市農林水産業団体育成事業費補助金(高知地区漁業改良協議会)	市単独	171
239	農林水産部	農林水産課	高知市松くい虫防除事業補助金	市単独	195
240	農林水産部	農林水産課	農業後継者対策事業費補助金	市単独	200
241	農林水産部	農林水産課	信用事業統合等促進資金利子補給金	市単独	277
242	農林水産部	農林水産課	高品質果実生産モデル事業費補助金	県補助	300
243	農林水産部	農林水産課	高知市保安林環境整備事業費補助金	市単独	450
244	農林水産部	農林水産課	鳥獣被害緊急対策事業費補助金	県補助	600
245	農林水産部	農林水産課	有望品目産地づくりモデル事業費補助金	県補助	600
246	農林水産部	農林水産課	環境保全型農業推進事業費補助金	県補助	667
247	農林水産部	農林水産課	栽培漁業推進事業費補助金	市単独	770
248	農林水産部	農林水産課	農業用廃プラスチック処理推進対策事業費補助金	市単独	791
249	農林水産部	農林水産課	こうち農業確立支援農業施設等整備事業費補助金	県補助	804
250	農林水産部	農林水産課	農産物輸出促進事業費補助金	県補助	918
251	農林水産部	農林水産課	農業近代化資金利子補給金	市単独	2,007
252	農林水産部	農林水産課	営農支援事業費補助金(畜産農業改善事業以外)	市単独	2,841
253	農林水産部	農林水産課	園芸農業レンタルハウス整備事業費補助金	県補助	3,080
254	農林水産部	農林水産課	農業経営基盤強化資金利子補給金	県補助	5,376
合計					4,255,957